

企業經營研究

年報

VIII



神戶大學

經濟經營研究所

1958

企業經營研究

VIII



神戸大學經濟經營研究所

企業經營研究

VIII

目次

棚卸資産原価の配分と集合……………	渡邊進一
シングル・インダストリー・タウンにおける 関連産業の事例研究……………	米花 稔 一七
——玉野市における造船下請金属機械工業——	
ユー・エス・ステイールとモルガン……………	井上忠勝 四
加速償却効果について……………	能勢信子 三
動的二勘定学説の理論構造……………	武田隆二 九
經濟經營研究所企業經營科定例研究会……………	101

英文要約(卷末)

棚卸資産原価の配分と集合

渡 邊 進

係にある。

払出品原価を確定するために先ず棚卸品原価を決定する方法は棚卸品原価の決定を媒介として間接的に払出品原価を求める方法であるから我々はこれを間接法と呼び、払出品原価を直接的に把握集計する方法を直接法と呼ぶこととしよう。払出品原価と棚卸品原価との関係は次の等式によつて表わすことができる。

$$p_0q_0 + \sum_{i=1}^n p_i a_i - p_s q_s = \sum_{i=1}^n p_i q_i \dots\dots\dots (A)$$

$$p_0q_0 + \sum_{i=1}^n p_i a_i - \sum_{i=1}^n p_i q_i = p_s q_s \dots\dots\dots (B)$$

p_0 = 期首繰越品に付せられている単位原価, q_0 = 期首繰越品数量, p_i = 当期中 i 時点における受入分の単位原価, $q_i = i$ 時点の受入数量, p_s = 期末棚卸品に付せられた単位原価, $q_s =$ 期末棚卸品数量, p_i = 当期中 i 時点における払出分に付せられた単位原価, $q_i = i$ 時点の払出数量。(以下特に指定しない)

周知の如く棚卸資産原価の合計額(期首繰越品原価総額と当期受入品原価総額との合計額)を当期払出品と期末棚卸品との間に配分する場合に二つの接近法がある。一は先ず期末棚卸品の原価を決定しこの金額を棚卸資産原価の合計額から控除することによつて払出品原価を確定する方法であり、二はかかる間接的手段によらず払出品の原価を直接的に把握集計して払出品原価を決定する方法である。この場合には棚卸資産原価の合計額からこの直接的に把握集計された払出品の原価を控除すればその残額は理論的には期末棚卸品に与えられるべき原価を示すこととなる。このように棚卸資産原価配分思考の下においては、払出品原価又は期末棚卸品原価の何れか一方の決定は同時に他方の原価を確定する関

棚卸資産原価の配分と集合

限り、 $\sum_{i=1}^n$ は単に Σ とする。

これらの等式を棚卸資産等式 (Inventory equation) と呼ぶことができる。(A)式は間接法であり、これによつて求められた払出品原価の総額は直接法によつて求められた払出品原価の総額と理論的には一致する関係にある。

いわゆる継続記録法は払出品原価の直接把握を可能ならしめるものであり、棚卸計算法は払出品原価の決定から出発して払出品原価の確定を達成しようとするものである。棚卸資産の受払によつて継続記録が行われている場合の帳簿残高は理論上期末棚卸品に与えられるべき原価を示すものである。しかし実際問題として継続記録法による帳簿残高は棚卸計算法(実地棚卸に基づく)によつて測定された棚卸品の原価と一致しない場合を生ずる。(一)保管中の紛失・減耗 (二)入出庫の際の計量違い (三)記録計算上の誤謬等が両者の差異を生ぜしめる主な原因である。継続記録法による帳簿残高と棚卸計算法による実際在高とが一致しない場合には、帳簿残高が実際在高を反映するものとなるよう帳簿残高を修正しなければならぬ。帳簿残高を実際在高に一致せしめるために要する調整額は棚卸差損益として処理される。棚卸計算法は払出原価を直接把握するための記帳を行っていないのであるから、この棚卸差損益の額を払出品原価と区別することができず、棚卸

差損益を払出品原価に含めて示すという欠点をもっている。従つて、棚卸差損益の額を分別して把握することは、そうでない場合に比して棚卸資産原価の帰着関係を異ならしめる結果を生ずることとなるであろう。例えば原価計算に於ては通常、材料にかかる棚卸減耗費のうち正常なものは経費として取扱われ異常の部分は原価外の項目として処理される。しかし棚卸減耗費を区分することとできない・従つて棚卸減耗費を払出品の原価に包含せしめることとなる・棚卸計算法にあつては、かかる処理をなすことができない。従つて継続記録法と棚卸計算法とは各生産物に対する原価配賦の関係を異にする(従つて当該生産物が販売された場合に売上原価を通じて期間売上総損益の額を異にする)こととなるであろう。この点は確かに棚卸計算法の欠点である。しかし実際問題としては、継続記録法に伴なう労費のゆえに、重要性の少ない原材料・貯蔵品等については棚卸計算法がとられている。

我々は本稿においては棚卸差損益がある場合に棚卸計算法によつて生ずる・原価の帰着関係(各生産物に対する原価の集合関係)における・多少の歪みを無視して(或は棚卸差損益がないものとして)継続記録法による払出品原価は棚卸計算法による払出品原価と一致するものとして議論を進めることとする。棚卸資産原価の期間的配分という見地からみて、棚卸差損益の帰着の問題

は比較的軽微な問題であるとともに、各種の棚卸資産原価配分方法の棚卸資産費用に及ぼす影響を比較検討する際に、前記(A)式によつて叙述する方が甚だ便利であるからである。

他から買入れた棚卸資産については、商品・原材料・買入部品・貯蔵品等の価格が変動することによつて受入単価は変化する。自己の生産した棚卸資産については、製品・仕掛品等の原価を構成することとなる原価諸要因の価格変動のみならず、材料の良否、作業能率・操業度の変化等によつて、それらの受入単価は変動することとなる。このように受入単価の変動を前提とする限り、払出品及び棚卸品が如何なる単価のものから成るものとして原価配分するかは重要な問題である。その配分如何は期間損益に重大な影響を及ぼすこととなるからである。ここに期間損益計算を適正に行うために合理的な棚卸資産原価配分方法が考究されなければならない理由がある。ここに合理的な棚卸資産原価配分方法とは一般的にいって、次の要件を充たしているものでなければならぬ。

(一) いま棚卸資産原価の配分が問題である以上、その方法によつて配分された払出品原価と棚卸品原価との合計額は、期首繰越品原価と当期受入品原価との合計額に一致しなければならぬのは当然である。

棚卸資産原価の配分と集合

(二) その方法を先ず払出品原価の算定のために適用するも、或は先ず棚卸品原価の算定のために適用するも、同一の原価配分の結果が得られるような方法でなければならない。即ちその方法が直接法として用いられた場合でも、間接法として用いられた場合でも、同一の原価配分の結果が得られなければならない。(但し本稿においては前述したように棚卸差損益が無いものとしてゐる。)

(三) その方法が立脚している「原価の流れ」に関する仮定は、かかる仮定を設定することの正しさに関する理論的な根拠を有していなければならない。棚卸資産原価配分方法としての個別法・先入先出法・加重平均法(この節において以下単に平均法という)・後入先出法(及びそれらの変異を含む^{ヴェリエーション})は通常、右の諸要件に合致する合理的な方法であると認められている。⁽¹⁾

註(一) 最高価格払出法(Highest-in, first-out method)なるものがある。これは在庫品のうち最高の単価を担っているものが最初に払出されるものとみなして原価配分を行う方法であつて(この方法は期別・月別またはその都度適用することができる)価格上昇の時期には後入先出法による原価配分の結果に接近し、価格下降の時期には先入先出法による原価配分の結果に接近するものといわれている。確かにこの方法は最高価格のものを払出品原価に吸収せしめることによつて、棚卸品に対する保守的評価を齎らすものでは

棚卸資産原価の配分と集合

あるが、棚卸資産原価配分の原則からみて理論的根拠に乏しく一般に承認された方法とはなっていない。

個別法・先入先出法・平均法・後入先出法等の諸方法は通常払出品原価の決定方法として又は棚卸品評価の方法として論ぜられている。しかしながらこのような理解は例えば払出品原価決定方法としての先入先出法と棚卸品評価方法としての先入先出法との関連、払出品原価決定方法としての平均法と棚卸品評価方法としての平均法との関連（以下これに準ずる）を見誤らしめる危険性があるので、我々は払出品原価決定方法と棚卸品評価方法とに區別することなく、これらの諸方法を総合的に把握、棚卸資産原価配分の諸方法として理解する。而してこれらの諸方法はそれが払出品原価算定のための直接法として用いられた場合においても、棚卸品原価の決定から接近して払出品原価を求めるための間接法として用いられた場合においても同一の原価配分の結果が得られるものであると理解しなければならぬ。例えば棚卸品の評価に當つて個別法を適用し、その結果得られた評価額を当該棚卸資産の合計額 ($P_0q_0 + \sum P_iq_i$) から控除した金額（間接法によつて求められた当期払出品原価）は、直接的に払出品の個別原価を集計し得られた払出品原価と一致する筈である。

先入先出法・平均法及び後入先出法についても同一の關係がみ

られる。次に示す算式の左辺は間接法によつて得られる払出品原価の額であり右辺は直接法によつて得られる払出品原価の額である。

(一) 先入先出法 但し期末棚卸品数量 (q_n) は当期における最終受入分の数量 (q_n) と等しいものとする。

$$P_0q_0 + \sum P_iq_i - P_nq_n = P_0q_0 + \sum_{i=1}^{n-1} P_iq_i$$

(二) 平均法

$$P_0q_0 + \sum P_iq_i - P_mq_m = P_m \sum_{i=1}^n q_i$$

$$P_m = \frac{P_0q_0 + \sum P_iq_i}{q_0 + \sum q_i}$$

(三) 後入先出法 但し期末棚卸品数量 (q_n) は期首繰越品数量 (q_0) と等しいものとする。

$$P_0q_0 + \sum P_iq_i - P_nq_n = \sum P_iq_i$$

このように間接法による払出品原価の額と直接法による払出品原価の額とは一致する。このことは同時に、間接法による棚卸品原価の決定は直ちに払出品に与えられるべき原価を規定し、逆に直接法による払出品原価の決定は直ちに棚卸品に与えられるべき原価を規定する關係にあることを意味する。

棚卸資産原価配分方法としての直接法・間接法と帳簿記録との關係をどのように考えるべきであろうか。例えば先入先出法が直接法として又は間接法として適用することができるといつても、

これが適用される棚卸資産に関する払出数量の記録（受入数量に関する記録は当然存在するものとして）が存在していなければ直接法による原価配分が不可能であることは明らかである。払出数量の記録がない場合には当然間接法による原価配分のみが可能である。従つて直接法及び間接法の何れもが適用可能なのは払出数量に関する記録が存在する場合に限られる。

総平均法（一会計期間を単位として平均単価を求めるところの）及び期別後入先出法が用いられる場合には、通常、間接法による原価配分が行われるものと考えられている。しかしながら払出数量に関する記録を欠く場合には間接法によらなければならぬのは当然であるが、払出数量に関する記録が存在する場合には、直接法によることも理論上可能である。この場合なお間接法によることが普通とせられるのは、直接法の適用が理論上不可能であるためではなく、集計すべき項目の多少からみて間接法による方が計算上遙かに便宜であることの理由に基づくものと理解しなければならぬ。しかし元来、総平均法及び期別後入先出法にあつては当期受入数量・金額（前期繰越分を含む）及び当期払出数量（従つて期末残存数量）が確定して後に払出品と棚卸品に対して配分される原価が確定する関係にある。従つて期中において払出数量と共に払出原価を決定・記録する必要のある場合には、期末

棚卸資産原価の配分と集合

をまつて確定する総平均単価（期別後入先出法の場合には期末数量が確定して後に判明する払出単価）を期中の払出単価として用いることのできないのは当然である。期中においてはかかる単価は未だ判明していないからである。従つてこのような場合には予定払出単価を用いるか又は累計差額法を用いるか等の方法に頼らねばならない。

以上述べたところによつて期末棚卸品に配分された原価は「未費消の原価」として繰越されるべく貸借対照表に計上される。しかしそれは棚卸品がすべて健全な状態にあり通常の営業過程において本来の目的（販売又は生産的消費）に供することのできる場合である。棚卸品について損傷・品質低下・収縮・陳腐化等（以下損傷等という。）が認められ、当該棚卸品が本来の目的に従つて販売又は使用することができない場合には、当該棚卸品原価のうち損傷等に対応する部分を、販売又は使用に先立つて処理することが認められる。⁽²⁾ 損傷等の原因によつて「有効原価」の一部又は全部が喪われたものと認められるからである。この場合残留する有効原価は純実現可能価額又は取替原価（損傷等の状態での取替原価を見積ることができるとき）によつて測定される。当該棚卸品に配分された原価と測定された残留有効原価との差額は、損傷等が発生し（又は損傷等が認められ）た期において喪われた原

棚卸資産原価の配分と集合

価部分である。喪われた原価部分は損傷等の発生事情に応じて処理される。例えば顧客が購買する場合の選択に便宜を供するための展示品、顧客の試用に供せられた物品等に生ずる損傷等によつて喪われた原価は、当期の販売収益の実現に経済的に貢献したものと考えることができるから、当期の売上原価又は販売費に算入することができる。また販売店が顧客を誘引し、選択の範囲を大ならしめるために、見積販売可能量を超えて商品（特に季節商品）を保有する場合の売残品について生ずる損傷等によつて喪われた原価は同様の理由によつて当期の売上原価又は販売費に算入することができる。⁽³⁾かかる売上収益に貢献しない・損傷等に基づく・原価の喪失もある。かかる場合にはその発生事情に応じて当期の費用又は損失とされる。生産の用に供せられる材料等の損傷等に基づいて生じた喪失原価は、それが生産に伴なつて通常生ずるものである限り、生産物原価として配賦される。しかし異常な事故の発生によつて齎らされた原価の喪失分は損失として処理するのが適当である。

註(2) ベイトンは、客観的に決定することのできる物質的又は経済的の損傷があつた場合に評価減の必要のあることについては一般的に認められてゐる。W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, 1952, p. 76.

註(3) コールはかかる場合の過剰の保有分は、顧客を誘引し又は維

持するための一種の広告として役立つものとみている。William Morse Cole, *Accounts, Their Construction and Interpretation*, 1915, p. 120.

このように棚卸品が健全な状態にある場合には棚卸資産原価は払出品と棚卸品との間に数量を基準として配分されるべきものであるが（数量を基準とするとは数量に比例するということではない。払出品数量と棚卸品数量に与えられる単価は前述したように棚卸資産原価配分方法の異なるにより異なるものとなる）棚卸品について損傷等がある場合には損傷等に対応する原価は喪われた原価として再配分される。

以上我々がみてきた棚卸資産原価配分は原則として数量を基準として行われるものであつた。即ち棚卸資産の総数量 (G. M. A.) を先ず払出品数量と棚卸品数量とに区分し、その各々に特定の単価を与えることによつて棚卸資産の原価配分を行うものであつた。そこでは当然、棚卸資産を種類・品質・型（以下種類等という）の異なるごとに区分し、その種類等の同じものを一のグループとしてこのグループごとに棚卸資産原価配分方法が適用される場合が考えられていた。このことは種類等を異にするごとに棚卸資産が区分せられこれに対して数量的管理が行われている場合において可能でありまた適当である。しかし業種によつてはかかる会計

方法を適用することが至つて困難となる。ここにおいて円を共通測定単位として用いることによつて棚卸単位を拡大することが考案されるに至つた。この方法を我々は金額法と呼ぶのであるが、この場合においても、先入先出法等の棚卸資産原価配分方法は、それが適用される対象を異にするのみであつて、同様に作用するものである。

二

販売された棚卸資産の原価及び販売以外の原因によつて喪われた棚卸資産原価は棚卸資産費用として当期の収益に賦課される。当期の収益に賦課される棚卸資産費用をでき得る限り正確に把握・測定することは収益・費用の対応の見地からみて是非とも必要である。さもなくば当期収益に正当に賦課されるべき棚卸資産費用を超えまたはそれに満たない額が当期収益に賦課されることとなり、適正な期間損益計算が実現されないこととなるからである。しかし適正な期間損益計算は適正な棚卸資産原価配分のみによつて達成されるものではない。配分自体は正しくとも、配分の対象となる棚卸資産原価が適正に構成されていなければ、結局において適正な原価配分に到達することができないからである。例えば本来棚卸資産原価を構成すべきものとされるある原価要因が

棚卸資産原価の配分と集合

棚卸資産原価として把握されず期間費用として処理される場合には、その原価は棚卸資産原価を経由せず（従つて棚卸資産原価配分の原則に支配されず）直ちに当期収益に賦課され、その限度において期間損益を歪曲することとなる。この意味において如何なる原価が棚卸資産原価として集合されなければならないか——如何なる原価が *inventoriable cost* であるか——の問題は棚卸資産原価配分の問題とともに期間損益計算上重要な問題となる。

しかし如何なる原価が棚卸資産原価を構成するものとして集合されなければならないかの問題は、理論的及び實際的に解決の容易な問題ではない。そこには多くの見解の相違、実践の差異がみられる。棚卸資産原価集合の問題は主として原価計算の取扱う部面であつて本稿はその詳細に立入る意図を有しない。しかし適正な期間損益計算の達成という見地からみて、棚卸資産原価を如何なるものと理解すべきかを考究しておくことは、棚卸資産原価配分論の見地からみて必要である。適正な原価集合は適正な原価配分の基礎となるものであるからである。⁽¹⁾

註(1) 原価集合と原価配分とは相互関連的である場合がある。例えば仕掛品の原価は他の棚卸資産たる原材料等の原価配分を通じて集合せられ、製品の原価は仕掛品原価の配分を通じて集合される。しかし当該棚卸資産自体についていえば原価の集合の後に配分が

棚卸資産原価の配分と集合

行われる。従つて論理的には原価集合は原価配分に先行する問題である。

一般に製品等の原価を経由して収益と対応せしめられるべきものと考えられている原価とは如何なる原価をいうものであるか。A I Aは棚卸資産の原価とは、原則的には、当該資産に賦課することのできる・当該資産を現在の状態及び場所に持来すために必要であつた・直接間接の支出及び費用の合計額であると定義し、大要次の如く述べている。

棚卸資産の原価とはその取得原価及び生産原価を意味する。棚卸資産原価を決定するための原則を述べることは容易であるけれども、その適用特に仕掛品及び製品のような棚卸資産項目に対する適用は困難である。原価及び費用の割当に當つて多くの問題が存在するからである。例えばある情況の下においては遊休設備費・過度の汚損・二重運賃及び再荷扱費の費用が異常に大であつて、これらの項目を棚卸資産原価の一部として取扱うよりは期間費用として処理する方が適當である場合がある。また一般管理費は、生産に明らかに関連し棚卸資産原価（生産物費用）の一部を構成する部分を除いては、期間費用に含めなければならない。販売費は棚卸資産原価を構成しない。一切の製造間接費を棚卸資産原価から除外することは承認された会計慣行ではない。個々の場合に

おいてその良否を判断する場合には、用いられている原価計算手続の適否、それを支配している原則の妥当性、適用の継続性等が考慮されなければならない⁽²⁾。

会計士ハンドブックは、理論的には物質的な財貨の取得・及び当該財貨を販売可能な生産物に転換する工程・に関連する一切の原価は棚卸資産原価であるといひ、次の如く語を続けている。

しかしながら、原価要素を跡づけるに當つて実務上の困難に遭遇する。特に特定の棚卸資産単位に対するそれらの原価要素の関連について明確な証拠が殆んど存在しない場合においてそうである。原価関連が明らかでない場合には、かかる用役は、用役の流れに關する・想定された合理的な・型⁽³⁾に従つて棚卸資産に賦課するか、又は棚卸資産に賦課することをやめ期間費用として処理しなければならない。

イギリス勅許会計士協会は棚卸資産原価について大要次の如くいつている。

原価を構成する要素は (一)物品の購入価格、而して生産する棚卸資産にありては製造に用いられた原材料の購入価格 (二)棚卸資産を現在の状態及び場所に持来すために必要であつた直接費用 (三)当該棚卸資産に付随して発生した間接費用である。(一)及び(二)の原価は正確に測定することができるけれども(三)の間接費は単に計

算の問題に過ぎない。(三)の費用が実際の生産量に対する百分率として表現されるならば、棚卸資産評価のために附加される金額は実際生産量の異なるに従つて各期変動することとなる。損益計算に与える歪曲を回避するために或場合には棚卸資産評価に当つて間接費は原価要素から除外され又は固定費部分のみが除外される。また或場合には、正常生産量を基礎として計算した金額が算入される。(4)

註(2) AIA, Accounting Research Bulletin, No. 43, 1953, pp. 28-29.

註(3) R. Wilson (ed.), Accountants' Handbook, 4th ed., p. 12-4.

註(4) The Institute of Chartered Accountants in England and Wales,

Recommendations on Accounting Principles, 1953, pp. 34-35. オ

ストラリア会計士協会の意見もイギリス勅許会計士協会のものと全く同一である。

右の引用から現在、財務会計上、棚卸資産原価を構成すべき原価として如何なるものが考えられているかについての一般的傾向を知ることが出来る。しかし棚卸資産原価から除外される(又は除外することのできる)原価の範囲の限定及びその根拠については明らかでない。我々は棚卸資産原価を次の如く画定することが適当であると考ええる。

棚卸資産原価を画定する目的は、もとより正確な期間損益計算

棚卸資産原価の配分と集合

に役立たしめることである。当該棚卸資産の販売によつて得られた収益に、その収益を齎らすために必要とされた一切の費用を賦課すること(逆に言えば販売せられるまでは棚卸資産原価——またはその一部は繰延費用として——として繰延べ、当期の費用としないこと)は、損益計算を正確ならしめる所以である。棚卸資産原価集合の問題は基本的にはこの見地から考察されなければならない。次に (一)他から購入した棚卸資産の原価 (二)自己の生産した棚卸資産の原価 (三)一般管理費及び販売費に分つて各々の重点について概説する。

(一) 他から購入した棚卸資産の原価

他から購入した棚卸資産例えば購入原材料の原価は、その購入原価に引取運賃等の付随費用を加算した金額である。値引・割戻のあつた場合にはこれらの金額を控除した金額をもつて購入原価と考えるべきである。現金割引(一定期間内に代金を支払うことによつて得られる割引)が利用し得る場合には現金割引額を控除した金額をもつて購入原価と考えるのが合理的である。(5)

引取運賃(売手が支払つて送状価額に含められている運賃であると買手が支払つた運賃であるとを問わない。)が棚卸資産原価の構成要素であることは一般に認められている。特定種類の原材料に要したことが明らかである引取運賃は当該原材料に直接賦課

棚卸資産原価の配分と集合

することができる。しかし引取運賃が、種類等を異にし共通の評量単位を欠く棚卸資産総体にかかるものである場合には、事情に応じて何等かの合理的な配分方法がとられなければならない。引取運賃を原材料等の購入のときに配分せず、別勘定で処理しておき（この場合別勘定で処理された引取運賃勘定は購入棚卸資産総体に対する附加勘定である。）材料等の払出のときに一定率で配賦することも認められる。この場合には期末に残存する引取運賃未配賦額は棚卸資産原価として取扱われなければならない。引取運賃を購入した棚卸資産原価として集合せず製造間接費として処理することは理論的には適当でない。この方法によれば購入棚卸資産の期末在高は引取運賃を含まないこととなり、引取運賃のすべてを当期の製造間接費とすることによつて原価帰着の関係を異にする結果となるからである。購入棚卸資産に関する買入手数料・荷役費・保険料等も引取運賃に準じて取扱われなければならない。購入棚卸資産の買入事務・受入・払出・荷扱・保管に関する費用は理論的には引取運賃と同様に、当該購入棚卸資産の原価として集合し、それが製品となつて販売された時期の収益と対応せしめることが合理的である。従つて可能な場合には、当該購入棚卸資産の原価に吸収せしめなければならない。しかしながらこれらの費用の発生と各棚卸資産項目との関連は明らかではなく適正な

配分の基準を欠くのが普通であるから、これらの費用を製造間接費として取扱い又は期間費用として処理することが行われる。その限りにおいて原価帰着の關係及び期間損益計算は異なるものとなる。しかしながら購入棚卸資産に対する適正な配分の基準が欠けており、何等かの基準によつて配分すると、収益・費用の対応の見地からみて満足すべき結果が得られないような場合には、かかる取扱もまた認められなければならない。

註(5) 若しそうしないならば、現金割引を利用して買掛金の支払がなされた場合に収益が認識されることとなり、このことは収益は販売によつて実現するという一般原則に反することとなる。

註(6) 但し棚卸資産の価値を増加するために貯蔵のための費用は当該棚卸資産の原価として処理しなければならない。

(二) 自己の生産した棚卸資産の原価

仕掛品・製品等生産物の生産に必要であつた原価は当該生産物の原価として集合される。この意味において直接材料費・直接労務費は勿論製造間接費もまた棚卸資産原価の構成要因となる。原価の集合の目的は集合された原価を繰延べ（前節に述べた損傷等による原価の喪失がある場合を別として）販売による収益と対応せしめることである。原価の集合はかかる目的に即応するよう行われなければならない。

生産のために必要であつた原価を集合するということは当然生産に関連のなかつた原価要因は集合しないということを意味する。火災・水害等による損失はもちろん、遊休設備の減価償却費・維持修繕費等は生産のための費用ではないから生産物原価とはならない。これらの費用を製品等生産物の原価に賦課して繰延べるべき理由は存在しない。また元来は生産に係る原価要因であつても当期の生産に関連しない部分は、当期生産物の原価とはならない。例えば退職給与規程又は賃金ベースの改訂があつた場合には当期の退職給与引当金への繰入額は一挙に増大することとなるが、その繰入額のうち当期において発生した部分と認められない部分（即ち前期以前の製造原価に対する修正の意味を有する部分）は当期の生産物の原価とはならない。（税法の規定がかかるとの処理を認めると否とに拘らず。）

製造間接費のうち生産設備の減価償却費・地代・家賃・固定資産税・火災保険料等は一定の生産能力を準備するための費用であると考えることができる。これらの費用は生産量の増減によつて変動せず固定的であるのを特色とする。一定期間における生産量が生産可能量に満たなかつた場合には生産能力の一部が空費せられたのであつて、これらの費用のうち空費能力に対応する部分（以下不働能力費という。）は期間費用として処理することが認められる。

棚卸資産原価の配分と集合

められなければならない。不働能力費は喪われた原価であつて、実際の生産量に賦課して棚卸資産原価として繰延べるべきではない。しかし製造間接費のうち変動の間接費は生産物の生産のために現実に費やされた原価であるから生産物原価として処理するの⁽⁷⁾が妥当である。

以上述べたように生産に係るなき費用（事故による損失を含む）、本来は生産に係る費用であつても当期の生産に係るなき費用及び不働能力費を除外した製造に関する一切の費用は財務会計目的上棚卸資産原価構成の要因であるとみるのが適當である。このように考える場合、一企業の現実の原価は同種産業に属する他の企業と比較して又は当該企業において能率的な生産が行われた場合と比較して、多くの無駄・不能率を含む場合を生ずるのである。そのような場合には無駄・不能率を含む原価が当該企業にとつての・財務会計上正しい・原価であつて、無駄・不能率に基づく部分をその理由のゆえに（前節で述べた損傷等による原価の喪失、及び低価法の適用による棚卸資産原価の事前の処理がある場合を別として）棚卸資産原価から除外することはできない。かかる原価を収益と対応せしめることは正に事実の反映であるからである。

註(7) 製造間接費の配賦に當つてしばしば予定配賦率が用いられる。

棚卸資産原価の配分と集合

この予定配賦率は通常、一定期間における予定生産量で間接費発生見積額を除いて得られる。この予定配賦率で生産物に間接費の配賦を行う場合に見積りと実際とが一致しない限り配賦不足（又は配賦超過）が生ずる。かかる配賦不足（又は配賦超過）は単に見積りが実際と一致しなかつたことを示すものであつて、見積りが正確に行われ得たものとすれば差額は生じなかつた筈である。かかる意味の配賦不足額は我々のいう不働能力費ではない。

ここで標準原価による評価について触れておくのが適當である。それは棚卸資産の原価の集合・画定に関する問題であるからである。標準原価が経営能率の測定に役立ち又は記録計算手続を簡便ならしめるために推奨される理由は大いに存在する。しかしここで問題となるのは標準原価のかかる役立ちについてはなく、標準原価計算制度がとられている場合に、財務会計上期末棚卸資産をその標準原価で評価することが認められるかということである。期末棚卸資産を標準原価で評価することは、損益計算上は原価差異を期間費用として処理することを意味する。

原価差異の期末処理については、これを期間損益として処理すべきものとする説と、生産物原価として期末棚卸資産と売上原価とに配分すべきものとする説とがある。また原価差異を (a) 経営が統制することのできない差異と (b) 経営が統制することができ従つて経営の責に帰すべき差異とに分ち、前者は期末棚卸資

産と売上原価とに配分し後者は損益要素として処理すべきものとする論者もある。⁽⁸⁾

註(8) 例えど John G. Blocker, *Mismatching of Costs and Revenues*, A. R. Jan. 1949, pp. 41-42. しかし彼にあつては損益要素と考えられた原価差異のすべてが当期の損益として処理されるのではない。

例えば材料数量差異は彼によれば損益要素と考えられるが、当期生産物の小部分が販売せられ大なる部分が期末において残存しているような場合には、材料数量差異の一部のみが当期損益として処理せられ、残余の部分は繰延べられて次期以降の損益とされる。

「若しそうしなければ、材料使用に伴なう損失又は不能率が、不能率的な生産のなかつた他の期間において生産された生産物の販売収益に賦課されることとなるからである。」 J. G. Blocker, *Cost Accounting*, 1948, p. 414.

このように原価差異の処理に関する意見は一致していない。我々の見解によれば、財務会計上適切な棚卸資産原価は本節で述べた構成をもつ原価でなければならぬので、原価差異が少額である場合の外は、当期損益と期末棚卸資産原価とに配分することが適當であると考へる。標準原価の経営に対する役立ちの故に損益計算に対して与える歪曲を無視することはできない。原価差異が少額である場合にはその全額を当期損益として処理することは重要な原則からみて肯定される。

A I A の会計手続委員会も次のようにいつている。

標準原価は、現状を反映するために適当な時の間隔において調整せられ、貸借対照表日において当該標準原価が、一般に承認されている基準によつて決定される原価に可なり近似している場合には承認することができる。この場合には、この関係を明示するために、例えば「先入先出法原価に近似する原価」またそれが標準原価であることを表示しようとする場合には「平均法原価に近似する標準原価」等の説明書を附する必要がある。

右の意見は標準原価による評価が財務会計上それが「標準原価」であることの理由で承認されるのではなく、いわゆる実際原価に近似していること（差額が僅少であること）を条件として承認されるものであることを示すものであらう。

会計士ハンドブックでは次の如く述べられている。

標準が厳格なものであるほど標準原価と発生原価との差異は大となる。差異が大となるほどその標準原価は評価目的及び利益決定目的のためには不十分なものとなる。原価管理目的と棚卸資産評価目的とは両立し難い。標準原価は必然的に原価管理機構として不十分なものであるか又は棚卸評価手続として不満足なものである。⁽¹⁰⁾

右の引用は真に原価管理に役立つ標準原価と評価目的に役立つ標準原価の間には可なり逕庭のあるものであることを物語っている。

棚卸資産原価の配分と集合

る。

註(9) AIA Accounting Research Bulletin, No. 43, p. 30. A I A 調査部は一九四〇年に同様の意見を發表している。「標準原価は、承認されている基準によつて決定される棚卸資産の金額に近似しているか、又は適当な調整によつて近似するものとされない限り、棚卸資産繰越額を決定するための代替的な方法とみることができない。」 Inventories, J. of A., Oct., 1940, p. 330.

A A A も、標準原価法を適用して得られた結果は、公表財務諸表においては歴史的支出原価に修正されるのが普通であるといつてゐる。AAA, Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements, 1957 Revision, A. R., Oct., 1957, p. 541.

(註10) R. Wixon (ed.), Accountants' Handbook, 4th ed., pp. 12-38-12-39.

期中において標準原価による原価集合が行われ財務会計の目的上期末においてこれを実際原価に改訂しようとする場合には次の如き方式によつて一括調整することができる。これによつて期末棚卸品の標準原価を媒体として近似的実際原価が求められるのである。尤も調整方式は当該棚卸資産について選定されている棚卸資産原価配分方法の如何によつて異なるものとならざるを得ない。

(1) 月別に実際原価総額と標準原価総額とを記録しておき実際対標準原価比率を求める。期末棚卸品（標準原価による）総額の

棚卸資産原価の配分と集合

うち、棚卸日を含む最終月の受入分（同じく標準原価によつて表
現されている）に達するまでは最終月の原価比率を適用し、次い
で最終月の受入分を超え直前の月の受入分に達するまでの部分に
ついては直前の月の原価比率（以下これに準ずる）を適用して実
際原価に換算する。いま購入材料についてこの関係を示せば次の
如くである。

最近月における購入分

月	標準原価	実際原価	実際対標準 原価比率
12	180,000	198,000	110
11	250,000	245,000	98
10	300,000	360,000	120

棚卸品原価の決定

月	標準原価	実際対標準 原価比率	近 似 的 実際原価
12	180,000	110	198,000
11	250,000	98	245,000
10	100,000	120	120,000
計	530,000		563,000

期末在高、標準原価にて ￥530,000

同様の計算方法は仕掛品・製品にも適用することができる。こ
の方法は厳格な意味における先入先出法の適用である。

(2) (a) 或は実際対標準原価比率を月別に求めず、会計期間を
通ずる一の比率（当期受入実際原価総額が当期標準原価総額に対

する比率）を求めこの比率を期末棚卸品（標準原価）に適用して
近似的実際原価を得ることもできる。

(b) 期末棚卸品（標準原価）の当期受入標準原価総額に対する
比率を求め、原価差異にこの比率を適用して得た数値を期末棚卸
品（標準原価）に加減して近似的実際原価を得る。この結果は前
記 (a) と同一となる。

いま当期受入分の実際原価総額を Δ それに対応する標準原価
総額を S 期末棚卸品の標準原価を S_s 原価差異を v とすれば、
(b) による推定原価は次の如くして求められる。

$$\frac{S_s + v}{S}$$

しかるに (a) の計算は次の如く書き表わすことができる。

$$\begin{aligned} \frac{S_s}{A} \\ A - S = v \text{ であるから} \\ \frac{S_s}{S} \frac{A}{S} = \frac{S_s}{S} \frac{S + v}{S} \\ = \frac{S_s + v}{S} \end{aligned}$$

これらの方法は期末棚卸品が専ら当期の受入分から成るものと
みて原価差異の配分を行うものであつて一種の先入先出法である
と考えることができる。

(3) 棚卸資産原価配分方法として平均法がとられている場合に
は、期末棚卸品の一部は前期繰越品から成るものとみなされるの

であるから、原価差異調整は棚卸品のうち当期受入分から成る部分についてのみ行われる。期末棚卸品のうち当期受入分から成る部分を S_2 で表わすこととすれば、前記(2)(a)及び(2)(b)の算式のうち S_2 の代りに S_2 を用いて原価差異の配分を行う。

(4) 原価配分方法として後入先出法が選定されており、期末数量が期首数量と等しいか又は期首数量に満たないときは、当期に発生した原価差異は期末棚卸品に影響しない。即ちそのすべてが払出品原価(当該棚卸資産が製品等その払出が棚卸資産費用となるものについては棚卸資産費用)の調整に充てられる。期末数量が期首数量を超える場合には、その超える部分についてのみ修正が行われる。

(三) 一般管理費及び販売費

生産との関連が密接でない一般管理費を棚卸資産原価から除外することは一般に認められている。従つて一般管理費は期間費用として処理される。しかしながら生産に明らかに関連し棚卸資産原価の一部を構成すべきものと認められるのであれば、これを棚卸資産原価に含ませることは何等差支えないことである。一般管理費が棚卸資産原価から除外されるのは、それが生産に関連しない費用であるためではなく、⁽¹¹⁾生産との関連が明確ではなく合理的な配分が行われ難いという理由に基づくものである。⁽¹²⁾

棚卸資産原価の配分と集合

註(11) ペイトンも大要次のようにいつている。罐詰会社の社長の給料は(彼が全くの寄生者でない限り)罐詰検査工の賃金と同様に生産費の一部である。経営者の時間の大部分が本社で費やされているからいつて、彼が全体的な生産過程に従事していないとはいえない。他方、生産過程において発生するあらゆる費用の極少部分ずつを生産物の原価に包含せしめようとすることは適當でない。特定種類・単位の生産物に対する原価要因の関係が甚だ間接的であつて、満足のできる割当の手段を発見することが不可能な場合がある。……棚卸資産原価について若干の低表示が通常肯定されるのはかかる分野においてである。W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, 1952, p. 56.

註(12) ペイトンは次のようにいつている。僅少の原価を棚卸資産と当期の収益的費用とに分割するために、多大の時間を要する精緻な方法を用いることは、それによつて正当性の疑わしい結果が得られるに過ぎない場合には認められない。一般的目的は全部原価(full cost)を決定することではなければならない。しかしこの目標の数歩手前で停止することが必要な場合もあろう。W. A. Paton and W. A. Paton, Jr., *op. cit.*, p. 56.

販売費は一般に当期の販売活動のための費用であり、発送運賃・配達費の如きは収益認識の時点において発生するものであるから、当然当該費用が発生した期間の費用として処理される。収益・費用対応の見地からみて、これらの費用を棚卸資産原価に含めて繰延べる理由は存在しない。しかしながら当該販売費が費やさ

棚卸資産原価の配分と集合

れた結果として受注・生産が行われるような事業では、これを当該受注品の原価に含めることは収益・費用の対応を完成せしめる⁽¹³⁾ 所以である。

註(13) ローレンスは次のようにいつている。

注文品生産をしている会社では生産に先立つて販売活動が行われる。この場合販売努力のための費用を、その費用の結果として(少なくともその一部は)生ずるに至つた棚卸資産の金額に含めることは正当であると思われる。製造が完了した後でなければ販売される製品が存在しないのは事実であるが、製造が完了するま

での各中間段階においてそれは漸次需要者の要求に接近しつつあるのであつて、製造の進行に比例して販売費が割当てられなければならない。W. B. Laurence, *Cost Accounting*, 3rd ed., 1949, p. 332. 4th ed., 1954 (revised by John W. Ruswinkle), p. 389.

バックカーは販売費及び管理費を期間費用として処理する現在のやり方は、収益・費用対応の原則に対する認められた例外として存続するであらうといつている。Morton Backer, *Determination and Measurement of Business Income by Accountants* (Handbook of Modern Accounting Theory, 1955) p. 246.

シングル・インダストリー・タウン における関連産業の事例研究

——玉野市における造船下請金属機械工業——

米 花 稔

- 一、開 題
- 二、シングル・インダストリー・タウンとしての玉野市
- 三、玉野市金属機械工業の概観
- 四、玉野市金属機械工業の推移
- 五、玉野市金属機械工業の業態
- 六、資金、設備、人
- 七、実態調査回答における問題点と要望事項並びに不況対策
- 八、シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業の問題点と存立条件
- 九、結 語

一、開 題

わが国工業の地域構成最近の動向は、少数の中心工業地帯の外

延への浸潤的發展と、小規模ながら地方的工業地帯が若干形成されつつあることが目立つけれども、今日尚地方存立工業の一般的あり方は、地方市場指向或は農林水産原材料指向の中小企業を除けば、大工場の地方都市点在と、同種中小企業集中による地方産業地域との二の型が典型として目立つ。これがいわゆるシングル・インダストリー・タウン (single industry town) の問題である。即ち地方都市に特定の大工場が所在して、その工場所在の地域社会に占める比重が極めて大なることから、その相互間の関係において、産業組織的、経済的、社会的、文化的に多くの特徴ある様相をもたらす。同種中小企業の集中による地方産業地域についても、それ自体独自の問題を有しつつ、やはり前者と共通の問題

をももつている。このようなシングル・インダストリー・タウンの一般的性格、中核経営の特徴的態様、その地域社会関係等の問題点については、経営位置論的観点から既に前回の年報において試論として考察した所である⁽¹⁾。

本小論は、このようなシングル・インダストリー・タウンについての一の事例研究を目的とするもので、わが国における代表的造船所の一をもつ岡山県玉野市をとりあげたのである。しかしながら、この特定の地域をとりあげても、この内の中核経営のもつ特徴的態様ないし経営政策、その地域社会関係における工々関係、商工関係、農工関係或は一般市民生活との関係等その問題点が広汎に及ぶ。ここでは、中核経営である造船所と所在地域の下請金属機械工業との関係に焦点をおいて、その実態を中心に考察することとし、関連的ないし背景としてその他の諸側面に言及することによつて、シングル・インダストリー・タウンにおける経営問題の特徴的様相を事例的に明かならしめるにつとめることとした。只主体が特定の会社であり、又所在地域関連中小企業も業者数が限られているので、その実態の多少の部分はここに記述ないし表示することを避けざるを得ない。しかしながらここにとりあげる都市、中核経営、関連産業等すべてを匿名で考察を進めるよりも、具体的な記述による方が、事例研究として意義があると思

れるので、その可能な範囲において、展開を進めることとしたのである。

尚本小論の資料としては、玉野市商工課が中小企業育成政策樹立の基礎資料とする為に昭和三十二年七月一日現在で実施した金属機械工業の実態調査を主たるより所とし、これにこれら主要中小企業経営者との懇談会並びに若干の工場の実地見学等を以て補充し、あわせて既存の諸調査統計資料を用いたのである。実態調査については、このような形においては最初のことであり、シングル・インダストリー・タウンという特殊性並びに回答の容易さをも考慮した為に、いわゆる中小企業調査のような詳細な内容に立入ることを避けたのであるが、その代り、業者数が限られているからとはいえ、市商工課担当者の非常な熱意と骨折りによつて、一〇〇%の回答率という珍らしい成果をおさめたものである。

以下まずシングル・インダストリー・タウンとしての玉野市を概観し、ついで造船関連産業である金属機械工業の実態の考察に入り、これにもとづいてその問題点並びに存立条件等に及ぶこととする。

註(1) 拙稿「シングル・インダストリー・タウン試論」神戸大学経済経営研究所年報「企業経営研究」Ⅶ昭和三十三年刊所載

一、シングル・インダストリー・タウンとしての玉野市

玉野市は、昭和三十一年現在一五、一六三世帯、人口六四、九一五人で、大正六年にはじまる三井造船株式会社玉野造船所をその経済活動の中核とし、明治末年に沿革をもつ三井金属鉱業株式会社日比製錬所、近年市域拡張に伴つて繊維衣服工業、特にわが国学生服の過半の生産を占めることで知られる児島機業地の一部を包摂すると共に、明治末期に始まる四国連絡宇野港を有している。本論の主題との関係から、まずその工業構成をみることにする。

(一) 工業構成

昭和三十年末現在工場数二三八、従業者総数一〇、〇七〇人(男八、四三六人、女一、六三四人)その製造加工総出荷額年間一四八億円となつている。その業種別構成は第一表の如くである。業種別は従業者数四人以上の工場についてのみ示してあるが、下欄に附記するように、工場数こそ従業者数三人までの零細経営が五一・七%を占めるが、従業者総数では僅かに三・〇%、出荷額では〇・五%に過ぎない。

(ア) 金属機械工業の従業者総数七、一九二人、全体の七三・七%、この内中核体の玉野造船所従業者数概算六、〇〇〇余人、その他の大部分はその関連申請中小企業である。本論が後に明

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(1) 玉野市工業構成 (昭和30年末現在)

	工場数	従業者数	製造加工出荷額	
			x千円	
非鉄金属工業	1	x	x	出荷額 6.7% 従業者 9.5%
食料品工業	29	332	514,813	
繊維工業	22	396	511,316	出荷額 7.0%
衣服工業	19	532	498,660	
木材製品工業	5	99	97,159	出荷額 58.0% 従業者 73.7%
家具工業	2	x	x	
印刷出版業	3	44	11,031	100.0%
化学工業	4	355	1,033,331	
石油炭製品工業	1	x	x	出荷額 100.0%
窯業	5	56	47,865	
金属工業	3	72	49,797	出荷額 58.0% 従業者 73.7%
金属製品工業	3	106	45,409	
機械工業	11	320	148,871	100.0%
電気機械工業	3	144	54,754	
電送機械工業	3	6,550	8,348,191	100.0%
輸送機械工業	3	6,550	8,348,191	
その他工業	1	x	x	100.0%
計(従業者4人以上)	115	9,759	14,728,489	
外に従業者3人以下工場	123	311	80,675	
総計	238	10,070	14,809,164	

かにする所である。

(岡山県総務部統計課調)

(イ) これについては、繊維衣服工業の九・五%、非鉄金属鉱業の製錬所の概数七〇〇余人七%余がある。化学工業が統計上これにつぐ比重を示しているが、その実体は製塩業である。

(2) 玉野市工業の地域構成 (昭和31年末現在)

市域		総計		金属機械工業		その他工業	
		工場数	従業者数	工場数	従業者数	工場数	従業者数
旧市域	西部 (渋川, 日比, 和田)	33	1,042	4	789	29	253
	中部 (玉)	40	7,052	9	6,271	31	781
	東部 (築港, 宇野, 田井)	64	1,622	17	821	47	801
	計	137	9,716	30	7,881	107	1,835
新市域	山田	8	21	1	1	7	20
	庄内	59	342	3	3	56	339
	八浜	29	626	2	8	27	6,8
	計	96	989	6	12	90	977
計	総計	233	10,705	36	7,893	197	2,812

上表は、総計は31年末調査により、金属機械工業は32年7月調査によつて推定作成した。

これによつて、玉野市が造船所を中心とするシングル・インダストリー・タウンとしての性格が極めて顕著であることが知られるであろう。

更にその地域構成からみると、この点が一層明かとなる。玉野

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

市は現在三五軒の海岸線をもち、八六・二平方軒の面積を有しているが、その内昭和二十八年、昭和二十九年、昭和三十年にわたり一町二村を合併して北部山間農村並びに機業地帯を加えて市域を拡張している。新旧市域に分つて工場分布を示すと第二表の如くである。

これによると新市域の、工業従業者数の九八%まで金属機械工業以外の業種で、特に玉野市の紡織衣服工業の八三工場の内主要企業を含む六七工場がこの新市域にあることによつて、旧市域である南部海岸地域を中心にする時、文字通りシングル・インダストリー・タウンとしての性格が明瞭にみられる。

これを岡山県内の他都市の工業構成並びに従業者男女別構成と比較すると一層その特徴は明かとなる。

(ア) 工業構成の比較

従業者数による工業構成を表示すると、第三表の如くである。即ち、岡山市、倉敷市等に比して玉野市のシングル・インダストリー・タウンとしての工業構成の特徴が顕著に示されている。尚児島市は、これと対照的な繊維衣服工業の中小企業集中の地方産業都市として、既にふれたもう一つの型のシングル・インダストリー・タウンであることが知られ、これが玉野市と隣接しているのみならず、その地方産業の周辺部の一部が玉野市に包接せられ

(3) 岡山県主要都市工業構成 (昭和30年末現在)

	岡山市	倉敷市	玉島市	玉野市	児島市
工業従業者数	19,262人	10,814人	4,656人	9,759人	6,352人
食料品工業	20.7%	9.3%	17.8%	3.4%	2.1%
紡織衣服工業	25.8	27.6	54.2	9.5	87.0
化学工業	8.3	25.3	2.4	3.6	2.0
金属機械工業	15.3	17.3	25.6	73.7	8.9
その他工業	29.9	20.5		9.8	

岡山県総務部統計課調

(4) 岡山県主要都市男女別工業従業者数 (昭和30年末調)

	男		女		工業従業者総数
	従業者数	%	従業者数	%	
岡山市	11,418	60.5	7,445	39.5	18,863
倉敷市	5,325	56.0	4,187	44.0	9,512
玉島市	2,157	47.8	2,353	52.2	4,510
玉野市	8,215	85.3	1,410	14.7	9,625
児島市	1,803	30.3	4,139	69.7	5,942

岡山県総務部統計課調

ていることは、既述の如くである。

(1) 工業従業者男女構成の比較

シングル・インダストリー・タウンは、一般にその性格上、構成労働が性別、技能別等において極めて偏る場合を生ずることが

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

すくなくない。この場合もその例外ではない。第四表の如くである。即ち、造船工業の玉野市は男子従業者が八五%以上を占め、織維衣服工業の中小企業の児島市は女子従業者が七〇%弱を占めて、他の都市の男女構成と極めて対照的であることが知られる。

(二) 工業構成の推移

前述のような工業構成を形成するに至つた過去の推移、特に一般に中小企業の新陳代謝、隆替のはげしい第二次大戦後の推移を、限られた資料によつてあとづけることとする。

昭和二十八年以来に、玉野市は一町二村を合併しているのので、この場合の比較は、一応旧市域についてこれを見、新市域の構成を併せ参照して、その推移を考察することとする。第五表の如くである。

(ア) 玉野市昭和二十三年の人口四一、八八四、旧市域のみの昭和三十年人口四八、三七六(新市域を合して六二、七一一)で、一五・五%増。これに対し、工業従業者数は旧市域について昭和二十三年七、二四四に対し、昭和三十一年九、七一六、後者に非鉄金属精錬が含まれ前者には算入されていないので、その分を差引いて推算比較すると、約二三%増。この間中核である造船所の従業者数は、昭和二十三年、六、二五四、昭和三十一年六、〇三七と微減。これを金属機械工業のみについてみ

(5) 玉野市工業構成の推移

ると、昭和二十三年従業者数六、三八八、昭和三十年七、一九二

	昭和23年		昭和27年		昭和31年工場数		
	工場数	従業者数	工場数	従業者数	旧市内	新市内	計
食料品工業	34	245人	47	295人	68	13	81
紡織工業	5	49	2	x	3	32	35
衣服工業	1	12	1	x	13	35	48
木材製品工業	9	58	3	50	5	3	8
家具工業	1	2	2	x	3	3	6
パルプ紙紙製品						1	1
印刷出版業	2	17	3	29	3	2	5
化学工業	13	279	6	233	4		4
石油石炭製品工業	1	14	2	x	1		1
ゴム工業	1	8					
窯業	8	178	10	69	7	3	10
金属工業	1	2	3	70	2	1	3
金属製品工業	6	65	8	144	5		5
機械工業	13	303	11	226	12	1	13
電機工業			1	x	3		3
輸送機械工業	3	6,018	6	6,761	3		3
その他工業	1	24			3	2	5
計	99	7,274	105	7,994	315	96	231
昭23年 岡山県統計課				非鉄金属工業	2		233
27年 岡山県総務部統計課				従業者総数	9,716人	989人	10,705人
31年 玉野市役所調							

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

分的乍ら産業構成の多様化のきざしを示している。シングル・イ

(新市域に殆どみられないので、第一表の数字を用いた)で一二・六増%である。

(イ) 製造工業の企業数からみると、昭和二十三年九九が、三十一年旧市内のみで、一三五となつて四割の増加であるが、その内金属機械工業は殆ど変化なく、その増加分は大部分が繊維衣服工業と食料品工業の中小企業数の激増にもとづいてゐる。

(ウ) 新市域の九六企業の内七割までが繊維衣服工業で、これによつて多少ながら玉野市工業構成の態様を変化せしめている。

以上統計資料の範囲、時期等の不統一の為相当不確定な比較ではあるが、これらを通じていい得ることは、従業者数において、主体である造船所は殆ど変化しないのに対して、関連機械工業は若干の増加を示しているが、人口増加一五%程度には及ばず、工業全体で二三%まで増加しているのは、主として他の業種の増加によつてということになり、殊に企業数において、繊維衣服工業等を相当加えて、部

(6) 宇野港移輸出入貨物 (昭和30年)

	総計	内 国鉄四国連絡	割合	差引入出貨物
移出	1,120,685	939,118	83.8%	181,567
移入	1,537,009	1,199,927	78.8	337,082

運輸省港湾局、日本国港湾統計による

(一) 宇野市工業と宇野港
既にふれたように、宇野市は、県内唯一の甲種港湾であり、貿易港であり、かつ四国連絡の要衝である宇野港をもつ。従つてシングル・インダストリー・タウンとしての宇野市に、多少異なる側面を加へるものとして、又はその可能性をもつものとして、所在工業と関連せしめつつ、その性格を概観することとする。

(ア) まづ宇野港の輸移出入総計によつて、その実態をみると、第六表の如くである。即ちその八割前後が貨車積のままの四国本州連絡国鉄輸送であつて、その残余が現実の出入貨物ということになる。しかしながらこの分もまた瀬戸内海各地からの出入貨物として、国鉄宇野駅から

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(7) 国鉄宇野駅発着貨物 (昭和30年)

到着 屯数		発送 屯数	
石炭	72,596	石炭	72,027
車輛	5,682	塩	46,557
鋼	5,616	石料	10,757
セメント	5,371	肥料	10,455
木材	4,221	工業藥品	8,388
米	3,295	機械車輛	4,898
金属	1,565	銑鋼	2,583
層炭	1,341	屑他	1,036
灰	1,300	の	23,404
その他	35,233	計	180,105
計	136,220		

宇野駅調

道輸送の外にトラック利用が相当多い筈であるけれども、この表によつても、宇野港の出入貨物と宇野駅の出入貨物とが関連していることが明かである。品目にしても、宇野駅発送の内、塩、機械車輛類の外は、主として通過貨物であり、宇野駅到着の内、機械、セメント、米等を除けばその主たる部分が通過貨物である。主食の米を別として、造船所関係の資材部品の移入と、機械製品の移出、周辺の製塩業の製品の移出等が、宇野港の移出

ンダストリー・タウンとしての留意点の一つである。又後に詳論する所であるが、近年の造船工業の目覚ましい発展に拘らず、主体工場の機械合理化にもとづくとはいへ、その関連工業の発展性がやや停滞的にみえる点は、注意すべき問題点を提供している。

出入する貨物となるものがきわめて多いことが推察できる。(ア) 国鉄宇野駅の出入貨物を示すと第七表の如くである。鉄

入とこの地域との直接的関係とみることができる。

(イ) 以上に関連して、後に詳論する玉野造船所関係中小企業の原材料、製品の輸送における宇野港利用の実態をここに示すと次のようである。勿論原材料製品輸送は共に大部分はトラック利用という回答であるが、一部港湾利用がみられるのである。

即ちこの地域の金属機械工業の三四の中小企業は、その製品を主として造船所に納入するのであるから、製品輸送の港湾利用は極めてすくないのが当然であるが、造船所以外への発送製品については、一二社が一部海上輸送と回答しており、その内県内向四社、県外向一〇社となっている。

これに対し原材料資材の輸送に一部港湾利用を回答するもの一八社で相当の利用がみられ、その内訳は次の如くである。

岡山より	一三社	広島より	二〇
高松より	六〇	神戸より	一〇
大阪より	六〇	和歌山より	一〇

この内近接の岡山よりの利用がかなり目立つのは、資材の取引機構の関係から阪神地方等より海上から一旦岡山へ入荷、はしけに積みかえ輸送されてくるものと思われる。

(ウ) 次に貿易港としての宇野港の実情をみると、次の第八表の如くである。即ち輸出の殆どが造船であり、輸入は造船関係

(8) 宇野税関支署輸出入表
(昭和32年1-6月統計)

輸 出		輸 入	
	千円		千円
総 額	3,084,300	総 額	2,146,002
再 輸 出	1,901,800	採 油 用 種	914,204
船 舶	1,174,596	パ ル プ	88,219
機 械	5,533	鉄 鋼	220,017
そ の 他	2,371	機 械 類	529,017
		そ の 他	394,545

神戸税関 外国貿易月表、による

資材部品の外は、他地域に輸送される原料品である。造船関係輸出入は、直接造船所構内で処理されるから、宇野港自体の輸出入貿易の利用度は極めて低いこととなる。尚玉野市内には、わが国でもその生産者の限られて

いるゴルフボールの輸出の如き特殊製品工場もあるが、性質上その輸出は神戸港からである。

以上概観した所によつて明かなように、玉野市は玉野造船所を主体とするシングル・インダストリー・タウンであるが、

(ア) そのことによつて、造船工業の発展に依存しつつ、この地域所在工業特に金属機械工業は、安定的ながら、その発展時代にしては関連中小企業の伸張度に問題があるようである。

(イ) しかしながら、他面繊維衣服工業の中小企業群を市域拡

張によつて加え、又新設企業を加えることから、多少共その工業構成多様化の方向を示しつつあり。

(ウ) 又宇野港をもつことによつて、現状はとにかくとして將來についてシングル・インダストリー・タウンのもつ弱点を多少共補正する可能的条件をもつていゝものといふことができらる。

これらの条件を背景としつつ、以下この地域の金属機械工業関係の中小企業の実態を考察することとする。

三、玉野市金属機械工業の概観

三井造船株式会社玉野造船所は、大正六年三井物産株式会社造船部として、玉に敷地を決定、とりあえず同年宇野に仮工場を設け、大正八年から現造船所の活動が始つたのである。昭和十二年独立して株式会社玉造船所、昭和十七年現社名となる。現在敷地約十七万坪、昭和三十一年八月現在従業員数六、〇三七（男五、七〇八、女三二九）、新造船能力年間十二万総噸、修理能力年間百万総噸、その他化学機械、産業機械製造。

わが国造船工業を地域的に大別すると、阪神、京浜等中心工業地帯所在のものと、地方に点在するものとの二分野になる。前者はその関連産業を周辺に多数有するのに対して、後者も専門部品、

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

一般部品等多くの関連部分を中心工業地帯に依存し、所在地域依存は、下請加工関係に限られて、関連産業の比重は一般に余り高くない。海上輸送の便と、経営規模の大なることによるみづからの空間的制約の克服能力によつて、総合組立工業といわれる造船工業にしては、地方所在造船所の地元依存度が低いのが一般的傾向である。本論における場合もその例外ではない。

玉野造船所についての地元関連産業としては、玉野市のみならず、岡山県を中心とする近接地域全体が問題になるべきであるが、ここには、シングル・インダストリー・タウンとしての問題を論ずるので、直接の所在地域の数多くない関連中小企業の実態に限定して考察をすすめるのである。

玉野市において直接間接に造船所に関連をもつ金属機械工業としては、二つの分野がある。一つは一般の金属機械工業であるが、他の一つはいわゆる工業統計調査には全く含まれていない分野で、造船所構内に事業所をもつ請負関係企業であつて、一般に社外工と称せられているものは主としてこれに属する。昭和三十一年七月一日現在前者は三四企業、従業者数一、〇四三人、後者は二一企業従業者数二、五一三人、合して五五企業三、五五六人となる。本論は主として前者に重点をおき、一部後者にも関説することとする。

(9) 玉野市金属機械工業関係中小企業の概観

従業員数による規模別	企業数	企 業 形 態				従業員総数	造船所関連	造船所関連なし
		株式会社	合資会社	有限会社	個人			
100人以上	3	3				533	3	
50人 "	0					0		
30人 "	5	2	1	2		201	5	
20人 "	8	5	1	2		195	7(間接1)	1
5人 "	8	1	0	3	4	92	5(間接3)	3
4人以下	10	0	0	0	10	22	4(間接2)	6
計	34	11	2	7	14	1,043	24(間接6)	10

実態調査による

玉野市所在の金属機械工業は、造船所を別にし、三四企業の中小企業より成る。その従業員による規模別、企業形態別、三井造船との直接間接の関連の有無等を表示すると、第九表の如くである。即ち従業員数一〇〇人以上(何れも二五〇人以下)の三社で、全従業員数の五割を占め、

他の三一社の規模は一段階低い小企業のみである。この内三井造船に直接間接多少共関連をもつもの二四社、全く関係を有しないもの一〇社、しかしながら後者は、とりわけ小規模の零細経営を主とし、従業員数からは一、〇四三人の内九八〇人九三・九に%達する。もつとも、造船関連工場二四社の内、六社は間接で、造船下請企業の再下請をしており、いづれも零細規模である。その内五社は玉野市内の下請企業依存であるが、一社は隣接兵庫県所在三井造船関連企業の再下請であることは興味深い。

三四社の資本金ないし元入資本による規模別からみると、資本金一〇〇万円から五〇〇万円まで一二社、五〇万円から一〇〇万円まで一〇社、五〇万円以下一二社となつている。その総製造加工出荷額は、昭和三十二年七月一日までの一年間で、概算次の如くである。もつとも製造、加工、修理額のままの合算である。為に、いろいろの性格のものが合算してあり、一応の程度を示す意味をもつにすぎない。

市内向(主として造船向) 六億二千万円(七五%)
 県内向(玉野市を除く) 八千万円(一〇%)
 県外向 一億二千万円(一五%)

その構成業種は、造船関係では機械加工一三、電気機械三、鑄造二、鍛造二、鍍金一、製罐一、伸鉄一、メッキ一の二四企業と

(一) 一般金属機械工業

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(10) 造船関連請負企業概観

従業員数による規模別	企業数	企 業 形 態				従業員総数
		株式会社	合資会社	有限会社	個人	
500人以上	1	1				670人
300人 "	2			2		641
200人 "	1	1				258
100人 "	4	3			1	524
50人 "	3	1		1	1	176
49人以下	10	3	1	2	4	244
計	21	9	1	5	6	2,513

実態調査による

造船所構内に所在し、主として造船所の敷地、設備を用いて請負加工業務を担当するのは、二一社二、五一三人（他に三十日以内の臨時工二五〇人）である。この分野は、一般に工業統計に包含せられていない。その規模別概況は第一〇表の如くである。即ち従業員数のみからみると、前掲の一般金属機械工業より相当多いけれども、資本金ないし元入資本一〇〇万円から二〇〇万円まで七社、五〇万円から一〇〇万円まで

なっており、その他造船関連以外のものでは、木造船、塩業ポンプ、鉄道部品、農機具工業等一〇社で、特にその内零細企業の農機具関係四を数える。

(二) 構内請負関係企業

造船所構内に所在し、主として造船所の敷地、設備を用いて請

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(11) 玉野市金属機械工業設立年次別表

設立年	従業員100人以上	30人以上	20人以上	5人以上	4人以下	計
大正年間	1	2		3	1	7
昭和1-20	1	2	3	2	1	9
21	1	1	1	1	2	6
22			2	2		4
23						
24						
25					1	1
26			2			2
27					1	1
28						
29					2	2
30						
31					1	1
32					1	1
計	3	5	8	8	10	34

実態調査による

大正年間設立は、大6(1)、大7(1)、大9(1)
大10(2)、大12(1)、大13(1)

一〇社、五〇万円以下四社ということによっても明かなように、設備を殆どもたず、労力依存の企業である。機械加工一〇、木工一、塗装四、運搬五、設計一となっており、総加工額年間五億五千万円、その大部分が造船所関係である。

四、玉野市金属機械工業の推移

玉野市所在の金属機械工業の上述のような現状を形成するに至った推移を三四企業の設立年次をみることによつてあつづけることとする。第十一表がそれである。

(ア) 大正年間設立企業は、三井造船の始まる大正六年設立のもの以降であることが注意せられる。

(イ) 現存三四企業の半数近いものが、第二次大戦以前又は戦時中設立にかかり、昭和二十二年まで加えると、三四企業中二六企業となる。

(ウ) 最近数年間に僅かに八企業の新設を加えたに過ぎず、しかもその大部分は、従業員四人以下の零細企業である。

(エ) 別の調査によつて、最近数年間に休廃業した金属機械工業関係中小企業は一三社であつて、内、機械加工七、農機具三、その他三となつているが、その殆んどは造船所と関連をもたないものである。これらの失敗の原因は一般的経済動向の影響も間接的にみとめられるが、むしろ個々の企業における経営者、特にその生活態度等に関連する所が少くないようである。

(オ) 又三四企業の内、経営者又はその一人が三井造船所出身者より成るもの一二企業である。その内には、造船所時代幹部、部長、或は現場の職長等その前歴は各階層を含めている。このことは、シングル・インダストリー・タウンとして特に注意すべき点の一つである。後に再説する。

(カ) 以上の諸事情は、実態調査の立地理由の回答にあらわれている所とも相関連している。立地理由の調査において、各種

立地条件を掲げたのであるが、その回答は、次の三項目のみに集中的であつた。

回答数

○この土地出身又はこの土地に住んでいたから 二一

○取引先近接 一一

○既存建物のあつたこと 四

本来小企業が大企業と異り、その生業家業的性格から特定の立地条件にもとづいて設立せられるというものがすくないことを示すと共に、造船関連企業として発達したものであることが知られる。

以上を通じて、この地域の関連金属機械工業の新陳代謝・隆替の程度が、一般中小企業として極めて低く、比較的安定的であることが知られると共に、玉野市を工業地域としてみる場合、新規企業の生成が、最近わが国経済の再建発展、殊に造船工業の発展期にも、殆んどみられないという点も注意せられる。

このことは、他の地域のきわめて限られた事例ではあるが、これと比較することによつて、一層明らかに知られるであろう。阪神工業地帯の一部である伊丹市所在製造工業の場合と、岡山県所在農業用石油発動機製造業者の場合とである。

(ア) 阪神工業地帯の一部である伊丹市所在の約一〇〇工場

(大部分は中小工業である)は、昭和二十四年末と昭和二十七年末との三年間に、企業数において三割以上四割近くが出没交替している。これは各業種を含むので、この内金属機械工業のみについてみると、昭和二十四年末所在の一五工場の内、二十七年末にも現存しているもの一五工場であり、又昭和二十七年末所在の二六工場の内、さかのぼって二十四年までであったものは一五工場にすぎない。中心工業地帯における中小企業の新陳代謝のはげしさを示すものといえよう。⁽²⁾

(イ) 転じて岡山県の農用石油発動機業者という特定の分野に限ってこれを見ると、昭和二十三年六月と、五年後の二十八年六月とを比較して、二十三年当時の三五業者の内二四業者が五年後も存続し、又二十八年当時の三一業者は、五年前にさかのぼると、二十四業者のみであったということになる。中小工業として五年間の新陳代謝が大体二割余ないし三割弱ということになり、伊丹の場合に所して、割合変動がすくないといえる。⁽³⁾しかしながら、これらの事例を玉野市の場合に比較すると、玉野市は、この二の事例以上に安定的であるということがいえよう。その大きな原因の一はシングル・インダストリー・タウンのもつ性格のしからしめるものといえないであらうか。更に後論で詳論する。

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

尚造船関連請負企業二社については、昭和二十五年前後に、社外工の労基法の関係から、一元的に企業体が形成せられたのが、うまく運営出来ずに一年足らずに、それぞれ独立の企業体として再発足した為に、実態調査の設立案次の回答によつてその推移をあとづけることはできないので、表示するに止める。尚この他に近年二企業が休廃業している。

企業数	1	1	1	8	0	2	4	1	0	2	21
設立年	10	10	17	22	25	26	27	28	29	30	31 計
大昭											

註(2) 平井、米花、荒川著「伊丹の工業と商業」昭和二十八年刊参照。

(3) 拙稿「地方産業存立条件の事例研究」参照(神戸大学経済経営研究所年報「企業経営研究」Ⅳ昭和二十九年刊所載)

五、玉野市金属機械工業の業態

玉野市の金属機械工業は、上述のように三井造船株式会社玉野造船所の関連産業として発達してきたのであるから、以下その中核体である造船所との関連の仕方、程度を中心として、それら中小企業の業態を考察することとする。

(一) 関連の程度

まず主体である造船所と、三四中小企業との発注受注における

関連の程度を、規模別に表示することによつて、その関連の態様を概観することとする。第二二表の如くである。

(12) 玉野市金属機械工業の造船所関連度

従業者数による規模別	100%依存	造船所を主とする一部他	造船所とその他	一部造船所依存	間接に造船所依存	造船所と関連なし	計
100人以上		3					3
30人 "	1	2	2				5
20人 "	3	1	1	1	1	1	8
5人 "	1	1			3	3	8
4人以下		1	1		2	6	10
計	5	8	4	1	6	10	34

実態調査による

即ち、業務の一〇〇%造船依存は五、主として造船

依存、二割前後その他から

受注するもの八、相俵する

もの四、一部のみ造船依存

一、地元ないし他地域の三

井造船下請工場の再下請で

間接に依存するもの六、以

上合して二四、造船に無関

係は一〇となる。この内特

に注意せられることは、

(ア) 下請企業の主力三

工場は玉野造船所を主と

しつつも、多少共専門工

場化を以て、他の若干の

大企業よりの発注を受け

には、造船との関連の態様がきわめて様々であることが特徴的で、この内に基盤の不安定なもの相当あることが示されているようである。

(ウ) 専ら再下請で造船に依存しているものは当然のことながら、きわめて規模小なるものに限られている。むしろ小規模のもの造船への結びつきは、中間に介在者を必要とするということであろう。

(エ) 同様に造船と全く関連をもち得ていないものも、零細規模に限られていることは注意せられる。

(オ) 造船と無関係の一〇社、半ば以上造船以外の業務に依存するもの五社、間接的再下請の内、他地域親工場依存の一社等一六社を通じて、零細規模を除く二〇人前後の規模のものの中には、若干特徴ある業務の分野を有しているのがみられる。木造船、塩業用ポンプ、鉄道用部品、事務機械製品下請等がそれである。農機具関係の数工場は、零細規模のもの許りである。これらについては、注意すべき問題点をもつていると思うの後に再説する。

(カ) 又零細規模で、直接造船関連工場となつていているものについてみると、電気機械修理とかメッキ加工等特殊分野に限られているようである。

(イ) 従業員二〇人ないし三〇人前後の規模に属する中小企業

以上のように、中核体の造船所との関連の態様を概説する程度によつても、中小企業としての金属機械工業の内において、規模とか業態の特殊性がかなり明かに示されていることが知られる。

(二) 関連の態様

次に造船所との受注関係以外の関連についてみると次の如くである。

(1) 材料支給関係

(13) 材料支給関係

材料支給程度	下請企業	再下請企業	計
90%以上	1	2	3
80% "	3		3
70% "	1		1
60% "	1	2	3
30% "	2		2
20% "	1	1	2
10% "	4		4
10%以下	2	1	3
なし	3		3
計	18	6	24

造船所の下請並に再下請のみの二四企業の受けている材料支給の程度を表示すると、第一三表の如くである。

もの一〇、その内六企業は従業員一九人以下の零細規模で、殊に再下請六企業の内四企業までがこれに属して、中間下請企業よりの材料支給の再下請機械加工を担当していることが知られる。あとの一四企業は、二、三割程度支給を受けているか、殆ど受け

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

ていないものである。

(2) 技術指導

技術指導の有無については、直接に造船所より受注するものは、いずれも一応技術指導有るものと回答され、間接の再下請の企業は、いずれも無しとなつている。只この場合の技術指導は、製品検査に関する指示等の広い意味におけるものであつて、積極的な技術指導を意味してはいない。その内容について、他の諸機械工業における場合との比較がむしろ問題となるであろう。技術の高度化に伴う品質管理の重視が一般機械工業に漸進しつつある傾向から、今後の中小企業のあり方についての一の重点となると思われるので、後に再説する。

(3) 資金、設備の援助関係

資金、設備の援助関係は、全体として極めて少く、直接の下請企業において資金援助関係あるもの一又は二社、再下請企業が中間の下請企業から資金援助をうけるもの一社をみるに過ぎない。設備上の直接の援助に関する回答は全くみられない。只設備更新に当つて、一部親企業からの設備払下げを受けたもの二社がみられる。この点は、後にふれる。

(4) 受注方法

一般に造船関連産業の取引は、競争入札制であつて、ここにお

いてもその例外ではない。造船と直接関連をもつものの大部分は入札制で、一部特殊製品加工について指定制がみられる。しかし再下請関係の小企業においては、その大部分が指定制である。

機械工業における技術高度化、品質管理の重視の傾向は、一般に入札制の受注方法が問題とならざるを得ない。後に再説する。

もつとも近年の造船工業の状況は、事実においては入札制と指定制とに著しい相異がみられない結果をもたらしているといえよう。

(三) 一般取引事情

次に既にふれた造船関係をふくむ一般的取引事情について、原材料購買、外注関係、並びに製品販売関係をみると以下の如くである。

(イ) 原材料購買

親企業からの原材料支給関係は、既に述べたが、三四企業全体を通じて、地域的にこれを見ると、

(ア) 三四企業中一〇社は、岡山を中心とする県内購入が一〇〇%を占めている。

(イ) その他の二四企業は、多少共県外からの原材料購買分があるが、その地域は、

	回答件数	回答件数
大阪より	一〇	六
高松より		

神戸より 二 福山より 一

和歌山より 一 広島より 三

(ウ) 更にその内、原材料の県外購買量が七〇%以上三社、五〇%以上四社、計七社となつている。その内五社までその主たる購買地は阪神地方である。

(2) 外注関係

これら三四企業の外注関係をみると、その内一九社(五六%)が外注先を有している。その内

(ア) 市内に多少共外注先をもつもの一四社、その内過半の外注が市内依存は七社。

(イ) 市内を除く岡山を中心とする県内に多少共外注先をもつもの一五社、過半の外注がそこになされるものはその内九社。

(ウ) 多少なりとも県外に外注先をもつもの六社、内県外に過半をしめるもの二社、その他に一社が県外、県内相半ばする。

(3) 製品販売関係

玉野市の金属機械工業の製品販売関係を、地域別に推算すると、既に示したように、年額製造、加工、修理総額八億二千万円、その市内内七五%、玉野市内を除く県内一〇%、県外向一五%である。市内向の大部分は造船所なので、ここには、県内向並びに県外向についてみよう。

(ア) 県内に販路ないし受注先を多少共もつものは、一七企業であるが、その内一二企業は、それぞれの製造加工額の五%ないし一〇%以内に止まり、他の五企業のみが二〇%ないし五〇%の比重を示している。後者は三四企業中最小規模と最大規模の階層を除く中間の規模に属しているもの許りである。

(イ) 県外に多少共販路ないし受注先をもつものは、三四企業中一五企業であるが、その内一〇企業は、それぞれの製造加工高の五%ないし二〇%の比重に止まる。五〇%以上県外に比重をもつものは五社であるが、それもまた三四企業中の最高及び最小規模群を除く中間の規模に属するもの許りである。

これによつて、既にふれたように従業者数二〇人前後の下請企業としての中小企業が、比較的販路ないし加工先の地域的範囲の広いことが知られるが、このことは、(ア)これらの階層に多少共特徴ある製品分野をもっているものがあるという面、(イ)それに拘らずその伸張度が余り高くないということ、並びに、(ウ)これらの階層の企業の存立条件の難しいという面等が示されているものと推察できる。

尚全体通じて、販売ないし加工代金の決済状況をみると、第一四表の如くである。

造船業関係の代金決済は月末払現金が七割ないし一〇割で、あ

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(14) 代金決済状況

現金	手形	造船と直接関連	造船と間接関連	造船以外	計
割10-0	割	3	4	9	16
	9-1	3			3
	8-2	4		2	6
	7-3	6	1		7
	5-5		1	1	2
	計	16	6	12	34

払は現在までの処極めて円滑である。

以上のような条件におかれている金属機械工業関係中小企業の結果としての操業状況を、設備の稼働率から昭和三十二年七月現在についてみると、第一五表の如くである。

即ち造船業関連の企業は、直接間接を通じて、今日までの処造船工業の活況によつて、その設備稼働率は極めて高度であつて、只一部その業務分野の性質等から低いものがみられるに過ぎない。これに対して、造船業と関係のない分野を主とする金属機械工業にあつては、稼働率一〇〇%から、二〇—三〇%程度の企業まで、

とは六十日手形、これに對して造船業と関係ない企業の販売先の決済はその大部分が現金となつていて、一見後者がより有利にみえる。しかしながら、この場合の現金支払は現実には必しも円滑とはいえず、その中には優劣の差が相当あるべく、これに對して造船所の支

(15) 設備稼動状況

	造船と主 な直接 関連	造船と間 接関連	その他	計
100%	7	3	3	13
90-95	2	1	1	4
80-85	5	2	1	8
70			1	1
60				
50	2		2	4
40			1	1
30			1	1
20			1	1
未詳			1	1
計	16	6	12	34

よう。このことは後に示す調査企業の運営上の隘路に関する回答等との関連からも知られる。

六、資金、設備、人

今回の実態調査は、最初のことであり、この業界全体の輪廓を明かにする為の回答の容易性ということに留意された為、いわゆる中小企業調査のように経営の内部事情について詳細な資料を求めている。従つてそのような制約の下に、限られた資料によつて、金属機械工業並にその関連請負企業の資金、設備、人

極めて多数であり、殊にその半数が五〇%以下となつている。シングル・インダストリー・タウンにおける中小金属機械工業の存立条件の一を示しているといふことができ

(16) 利用金融機関状況

従業者数による規模別	企業数	銀行	信用金庫	国民金融公庫	相互銀行	商工中金	知人	個人金融	その他	金融機関取引なし
100人以上	3	3(2)	1	1						
30人 "	5	4(1)	3(1)	2		1			1	
20人 "	8	7(2)	4(1)	2	3		1	1		
5人 "	8	5(2)	2	2			1			3
4人以下	10	2	3(1)	1	1					6
計	34	21(7)	13(3)	8	4	1	2	1	1	9
請負企業	21	9(2)	10(4)	4	2	3	5			6

() 印はその機関のみ依存企業数

ついで概観してみる。
(一) 資金
資金的条件を、その取引金融機関ないし資金調達の便宜の有無の側面から外形にみると、請負企業二一企業をもふくめて第一六表の如くである。
(ア) いわゆる中小企業であるに拘らず、普通銀行よりの借入を得ているものが多く、三四企業中二一まで銀行取引を有し、殊に零細経営に至るまで、相当数みられることは、造

船関連産業としての系列的融資の便を得ているものということが出来るであろう。

(イ) しかしながら、又零細経営にあつては、普通銀行は勿論、中小企業を対象とする金融機関をも利用し得ていないものが、一八企業中九社とその半ばを占めていることも、注意せられる。

(ウ) 造船所構内の請負関係企業では、普通銀行より信用金庫の比重が稍大きい。しかしながら、このことはその業態の特殊性として設備より労務者に重点があり、その加工ないし作業代金決済も、二一社いずれも月末現金払であること等と関連して、構外の一一般金属機械工業におけるような資金調達の問題は大きくないといえよう。

このように関連産業の資金の問題は、全般的には現在までの処一応恵まれているといえる。しかしながら、「経営上の隘路」並びに「市への要望」の二項目の内には、相当の比重を以て金融問題が回答されている。「経営上の隘路」の中で「金融難」が第一位を占めて一般企業において九件、請負企業において七件の回答、「市への要望」においても、「金融斡旋」を希望するもの前者九件、後者六件で、いずれも第一位となつている。殊にこれら回答企業の規模別をみると、次の如く、従業員二〇人前後の企業、即ちこの地域の下請中小企業の間中小企業が、とりわけ資金問題に比較

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(17) 金融難の状況

従業員数による規模別	経営上の隘路 金融難	市への希望 金融斡旋
100人以上	0	0
30人 "	1	0
20人 "	5	4
5人 "	2	3
4人以下	1	2
計	9	9

34企業における回答件数

にこの階層に属する企業の業態のあり方とも関連していると思われる。

(二) 設備

次に三四企業の設備の程度を回答によつて検討すると、次の如くである。まず機械加工を主とする二七企業の設備機械の種類別に表示すると、第一八表の如くである。同種機械でもその精度の如何が問題になるけれども、資料の制約によつてここでは、一応のアウトラインのみをみることにする。

全体として、上位企業を除き特殊設備、専門工作機械を有することすくなく、いわゆる下請企业的性格を特徴づけているけれども、とりわけ従業員数二〇人以上と、それ以下の企業とでは、後

的苦しんでいることが知られる。即ちこれらは、普通銀行等よりの一応の借入等を得ているものの、それ以上の規模のものに比しては、条件が多少共悪いことが知られる。このことは又、既にふれたよう

(18) 機械加工工場の機械設備

模 別 規	従業者数による	機械加工を主とする工場	旋盤	ボール盤	ミールینگ	シエーパー	スロッタ	ラジアルボール盤	グラインダー	ターレット	フライス盤	プレーナー	歯切盤	鋸盤	プレス	鑄造設備
100人以上	2	38	9	2	4	3	1	3			2				3	アリアリ
30人 "	5	47	16	15	8	7	3	2	2	2	1	1	5	1		
20人 "	5	39	16	6	4	3	2	2		3	2					
5人 "	7	28	17	6			4				2					
4人以下	8	14	10	1	1			2								
計	27	166	68	30	17	13	10	9	5	4	3	1	5	4	2	

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

者が殆ど旋盤とボール盤のみなるに對し、前者は多少共その他の工作機械を有している点で、その限界が裁然と區別されている点に注意される。更にこれら設備の内容を間接的に検討する為、使用年限、設備更新状況等についてみるとする。

(1) 設備使用
年限
各企業共通の

(19) 機械加工工場の設備使用年限 (台数)
(旋盤とボール盤につき)

従業者数による規模別	企業数	5年以内	6-10年	11-15年	16-19年	20年以上	計
100人以上	2	10	3	34			47
30人 "	5	11	22		22	8	63
20人 "	5	12	25	11		7	55
5人 "	7	4	14	27			45
4人以下	8	2	6	7		9	24
計	27	39	70	79	22	24	234

な旋盤とボール盤の使用年限についてみると、第一九表の如くである。その他の工作機械は、その性質上これらよりも多少新しい設備のものが多くと推定できるであろう。これによると、全体として機械設備(旋盤、ボール盤)の五五%が一〇年以上の使用、

即ちまず戦前のものといふことができる。一般的に中小企業における機械工業が戦前設備六割といわれる傾向に近く、多少新しいものが多いとい得る程度である。最近五年以内のものは、一六%に過ぎない。その間企業規模の階層によつて著しい相異はみられない。

(2) 設備更新
次に設備更新の状況を、戦後十年間についてその全体に対する割

(20) 設備更新の状況 (企業数)

更新割合 規模別	70%	50%	40%	30%	20%	10%	計	総企業数
100人以上		2			1		3	3
30人 "				4	1		5	5
20人 "	2			3			6	8
5人 "		1		1	1	1	3	8
4人以下	1		1				3	10
計	3	3	1	8	3	1	20	34

合の概数による回答によつて三四企業を表示すると、第二〇表の如くである。

(ア) 三四企業の内、上位の階層のものは、大なり小なり設備更新をしているが、下位のものは、その半数にもみたくない。

(イ) 全体通じて、二〇—三〇%程度の設備更新が主となつている。以上設備更新と、機械使用年限の状況とを照合

してみると、中小企業の近代化の一般的傾向と相通するものがあるようである。只造船工業の活況をみてきたこの数年間における設備新設拡張の割合が全般的に極めて低いことが推測できる。シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業の問題点として、後に更に関説する。

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(21) 新設備の源泉

新規購入	国有機械交換	受託先よりの払下
18企業	10企業	2企業
全部 9	全部 1	全部 1
主として 6	主として 1	一部 1
国有機械と半々2	新規購入と半々2	
一部 1	一部 6	

尚以上の新設備の源泉は第二一表の如く、この地域の企業は主として新規購入によつており、国有機械の払下は比較的少く、親企業よりの払下は、例外的であることが知られる。

(三) 人

以上のような中小企業に働く従業員の構成、勤続年数、出身地域、通勤関係、等の人的条件はどうなつていようであろうか。

(1) 従業員の構成

事務員、技術員、工員別並びに男女別構成を、規模によつて表示し、請負企業についても附記して作成したものが、次の第二二表である。

(ア) 男子労働を主とし、九〇%以上を占めていることは当然であるが、これがシングル・インダストリー・タウンである所に一の問題点がある。

(イ) 全体として技術職員の比重は低いかれども、経営者を除いて技術者をもたないものが、三四企業の内二〇に及んでいる。

(22) 従業員構成

	企業数	事務		技術		工員		計	
		男	女	男	女	男	女	男	女
100人以上	3	24	13	11	0	462	23	497	36
30人 "	5	10	9	7	0	170	5	187	14
20人 "	8	14	14	12	0	150	5	176	19
5人 "	8	5	5	4	0	76	2	85	7
4人以下	10	0	0	0	0	20	2	20	2
計	34	53	41	34	0	878	37	965	78
		94		34		915		1,043	
請負企業 (構内)	21	56	51	98	4	2,181	123	2,335	178
		107		102		2,304		2,513	

(ウ) 三四企業の内、中位の規模の階層において、事務職員の割合が相対的に高いことは、間接費負担の面からも、これらに属する企業の問題点の一角がみられる。

(2) 勤続年数

(23) 従業員勤続年限による構成

	1年未満が 50%の企業	2年未満が 50%の企業	2年以上が 50%の企業	計
100人以上	1		2	3
30人 "	1		4	5
20人 "		3	5	8
5人 "	2	2	4	8
計	4	5	15	24
請負企業	6	10	5	21

これら中小企業従業者の勤続年数を、割合によつて回答を求めた結果は、従業者五人以上のものについて次の如くである。

即ち、一般金属機械工業においても二四企業中、勤続二年以上の従業者が五〇%以上を占めるもの一五社で、中小企業一般としては、一応安定的であるということができよう。これに対して、請負関係企業では、二一社中一六社まで二年未満が五〇%以上を占めていることは、業務の性質、業態の特殊性を示しているものと思われる。しかしながら、本来シングル・インダストリー・タウンにあつては、その地域的特殊性から、工業集中地域に比し労働の移動が少く、安定的である筈である。それにしても、この地域の勤続年限の示す所が必しも安定的とはいえない。近年の活況による雇傭の増加も

(24) 通勤所要時間

従業者の割合	一般34企業		請負21企業	
	通勤15分以内	通勤30分以内	通勤15分以内	通勤30分以内
100%	9	18	2	5
90%	4	6	3	7
80%		7	2	3
70%	3		2	
60%	4		1	
50%	4		3	
計	24	31	13	15

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

一原因と思われるが、他方、「経営上の隘路」についての回答を照合すると、この地域においても、移動が少くないことが知られる。即ち、三四企業において、既述の「資金難」の外「営業量の減少」の回答各九件について、「技能者の移動傾向」が八件となっており、請負関係企業二一企業にあつても、「資金難」「税金」の各七件について、「技能者の移動傾向」五件となつている。このことは、一部は地域内中小企業間の移動もあるが、又見習期間を終つた頃、阪神地帯或は地元大企業等好条件を求めて移動する事例がかなり訴えられている。

(3) 通勤関係

これらの従業者は、その七五%前後が玉野市内在住者であることから、その通勤上の条件は、いわゆる工業地帯所在工場に比すると著しく恵まれている。地方所在工場の優位点の一つということが出来る。

即ち、その七、八割は自転車通勤、二割が徒歩で、バス、電車、汽車は極めて僅かである。その所要時間からみると、十五分以内で通勤可能な従業者の割合が過半を占める企業が極めて多く、殆ど大部分が三十分以内通勤ということが出来る。只請負関係企業は、所在場所が造船所構内である為に、前者より稍時間を要する。いづれにしても、工場集中地帯にはみられない特殊性である。

(4) その他

これらの企業は、その大部分が文字通りの中小企業、零細企業である為に、地元出身者を主とすることと共に社宅、寮等をもつものは僅かである。又厚生関係の施設行事等の回答では、その殆どが「旅行」と「レクリエーション」に集中せられて、施設として一部遊戯場とか娯楽室をもつものがみられるに過ぎない。従つて又労働組合の結成も、三四企業中一社にみられるに止まる。

七、実態調査回答における問題点と要望事項並びに不況対策

最後に実態調査において、経営上の隘路と問題点、要望事項、並びに不況対策等についての回答を、既に一部闡説した所を含めて、とりまとめることとする。これらが又この地域関連中小企業の当面する問題点を説明することとなるであろう。

(一) 隘路と問題点

(25) 経営上の隘路

一般 34 企業		請負 21 企業	
1. 資金難	9	1. 資金難	7
2. 営業量減少	9	2. 税金	7
3. 技能者の移動	8	3. 技能者の移動	5
4. 税金	7	4. 雇用	4
5. 雇用	3	5. 受注量減少	3
6. 資材難	1	6. 資材難	1
7. 不況	1	7. 不況	1

経営上の隘路の回答項目を表示すると、第二五表の如くである。「資金難」、「技能者の移動傾向」については既に述べた。

その他に一般三四企業については、「営業量の減少」が、相当の比

重を占めている。特に規模小なるものを主とし、且造船と直接間接関係を有しないものがその大部分を占めている。既に示した設備稼動状況と相照応する点である。尚構内企業については、この問題点の比重は小さい。造船所構内の作業であることが、構外の一般企業に比し、仕事量安定化については相対的に有利な条件にあることが知られる。又「資材難」が殆どみられないことは、造船関連産業を中心とすることからの当然の結果とは思われるけれども、注意せられる点である。

次に立地上的の隘路について一般三四企業の場合をみると、次のようである。

用地に関する隘路	八	労働力
道路	五	通信
住宅地との近接	二	輸送機関
受注先の遠隔	二	繋船施設
		電力
		各一

即ち何より用地と道路問題に集中している。造船所所在港湾地帯は、地勢上一般に狭隘な所が多い。玉野市の場合もその例外ではない。塩田を有することが一層むづかしくしている。拡張用の用地は、海岸の新規埋立ないし新市域に工業地域設定する外、極めて困難である。道路は最近漸く改善と新設が進められつつある。

(二) 要望事項

(ア) 親企業に対する要望事項は、余り多くの回答がないが、その内でも、

一般三四企業の場合	仕事の継続化と平均化	七件
	単価引上	四件
	その他	三件
請負二一企業の場合	工事代金の引上	三件
	不況時の救済	三件
	その他	二件

となつていて、仕事の平均化、継続化の要望が多いことは、造船業の関連産業としての性格を示している。代金の引上の要望が若干みられるけれども、造船活況の頂点を過ぎた現在、この

点は多くを期待出来ないと思われる。

(4) 玉野市当局に対する中小企業育成に関する要望には、次の如きがある。

一般三四企業の場合	請負二一企業の場合
権威者の技術指導 七件	権威者による技術指導 三件
企業診断 四件	先進地視察 三件
講演会 二件	講演会 二件
先進地視察 二件	

これによつて、とりわけ「技術」面のたちおくれに対する改善発展を意図していることがよく知られる。只シングル・インダストリー・タウンのもつ問題性からすると、後に述べるように、「先進地視察」はかなり重要な意義をもつと考えられるが、この点には余り関心がもたれていない。

更に市に対して斡旋を要望するものとして、「金融上の斡旋」が極めて大きな比重を占めると共に、「受注斡旋」を申出ているものの外、更に「親企業との話合いの斡旋」を回答するものも散見せられる点は注意せられる点である。いわゆる下請企業組織化の問題と関連をもつので、後に再論する。

(三) 不況対策

下請企業は、経済界の変動、親企業の受注量の如何によつて、

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

直接に業務量における影響を相当に受けることとなる。従つて当然にその不況対策が問題となる筈である。

しかしながら、この地域の下請中小企業においては、造船業の活況に恵まれ、又数年前の不況期も、その時期の短かつたことから、従来比較的安定してきており、現在多少共情勢が變つて、生産計画としての先行の見透が充分たつていないでも、親企業の手持受注量から、今日までは余り不安を感じず、従つて少くとも調査時においては未だ不況対策を真剣に考える段階に至つていないというのが実情のようである。

しかしながら、回答としてかけられた不況対策として示す処は、整理大別してみると次の如くである。

○一般三四企業

回答記入なし (特に必要としない、 <small>一五</small> のを含む)	一五
取扱品目ないし取引先の拡大等	一一
事業縮小	二
休業	二

○請負二一企業

回答記入なし	一一
事業の縮小整理	五
新分野の開拓	二
休業	二

(ア) 回答記入のないものが半数以上であることが以上の実情を示している。

(イ) 一般関連下請企業の不況対策の主体は、品目の拡大による新規取引先の開拓を考えている。しかしこれには多くの困難を伴い、且平素からその為の準備が必要である。

(ウ) 構内の請負関係企業では、その業務の性質上、不況の場合、業務量の減少に対しては、主として事業の縮小、人員整理の外、止むを得ないこととなるであろう。

以上の諸回答の示すことによつて、この地域の金属機械工業関係の中小企業は、一般には造船関連産業として比較的恵まれ、不況対策をも充分考慮するに至つていない現状にあると共に、これと関連を有しない零細企業の経営困難と対照的のようである。

しかしながら、中核企業が造船工業という業態の特殊性から、稍もすれば仕事の流れを不安定とし、経営の能率的運営を困難にする場合がなくはなく、殊に不況期において、これを組合す業務の確保が問題となる。この場合、シングル・インダストリー・タウンのもつ特殊性が、一の弱点として影響する。勿論シングル・インダストリー・タウンなるの故を以て、中核経営もまた関連諸企業の内でも、このような場合において、地元所在中小企業のあり方については、好むと好まざるに拘らず他の地域所在関連企業

と異なる関係において、その対策がはかられざるを得ない地域社会関係をもつけれども、シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業の存立条件が問題となることにはかわりがない。更に以下において検討する。

八、シングル・インダストリー・タウンに

における関連中小企業の問題点と存立条件

以上玉野市の金属機械関係中小企業の実態調査を資料として考察した所を以て、シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業のもつ問題点と、存立条件に関する事例研究を、結論的に検討してみることとする。その為に以下第一にシングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業の業態と企業意欲につき、第二に技術革新時代を迎えつつある今日におけるこのような環境における中小企業の問題点、第三に不況対策をふくむこのような中小企業の存立条件と存立の態様、第四にシングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業組織化の問題、第五にこれら関連中小企業との関係における地域産業構成とその多様化の問題、第六に以上の諸問題点との関係における中核企業の対外的経営問題等を中心に考察することとする。

(一) シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企

業の業態と企業意欲

本論に考察したように、玉野市の造船関連中小企業は、今日まで比較的好況に恵まれて、一応安定的であったことが各側面から説明づけられた。同時に、その伸張度が余り顕著でないということもまた否むことができない。一言にしていえば、不安定な地域的独占性に安住することにもとづく企業意欲の減退といえるようである。

このことは、中小企業が本来的にもつ生業家業的性格にもとづく惰性的経営態度が一般的原因ということが出来るけれども、この地域における特殊的原因として、一面において中核造船所に対する依頼心、とりわけシングル・インダストリー・タウンという地域性が一層安易感を形成することとなると共に、他面において、このような下請企業は、一般市場との接触が親企業を介して間接的であること、殊に又シングル・インダストリー・タウンとして、工業地帯より相当隔絶していることに伴う刺激の稀薄なことがすくなく影響しているものということができる。

この地域の関連企業の中程度の階層のものが、既述の如く業務分野、資金等にわたり、とりわけ多くの困難性を有していることも、以上のような問題点のしからしめているものということができ、又造船以外の業務に相当重点をおく中小企業が、稍特徴

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

的な分野をもちつつ、いづれも伸びなやんでいることもまた、ここに主たる原因の一つが求められる。このような企業意欲の減退こそ、今日の技術革新時代の問題点なのである。

(二) 技術革新と関連中小企業

一般的に技術の高度化、オートメーション化が大企業に進行すると、それと直接関連をもつ中小企業にも業態的影響を及ぼすこととなる。その製品の精度による質的制約、その流れによる時間的制約から、関連中小企業も当然にこれにマッチした体制をとらざるを得ないこととなる。

このことは、生産計画の精密化と品質管理の厳密化をもたらすことである為に、中核の大企業は関連中小企業を、これに適應した高度の技術をもつ専門工場化の方向に積極的に育成することが必要となってくる。従来のような経済変動に対する危険分散的、しわ寄せ的政策を主とした中小企業関係に止まることは、大企業みづから国際市場における競争から脱落することを早めるであろう。このような経済変動における市場危険に対しては、計画的な市場調査とそれに伴う適時適確なる経営管理によつて、又市場創造への努力によつて対処せざるを得ないこととなる。その為にこそ電子計算機械を主とする事務面の機械化が急速に進められつつあるのである。

勿論業種によつて、このような技術高度化の方向と程度を異にする。電気機械関係工業の如きに以上のような典型をみつつあるのに対し、個別注文生産的造船工業の如きにあつては、その業態の複雑性によつて、大企業と関連中小企業を含む生産機構の上述のような技術高度化の体制には、多くの困難がある。しかしながら既にふれたように関連産業に対する入札制による単純な価格競争本位の如きについて、検討されねばならぬものがある。技術革新の要請する方向は、好むと好まざるに拘らず関連中小企業育成化でなければならぬからである。

しかもこのような今日の技術高度化への意欲は、市場の競争が何よりその主たる動機となつてゐる。それだけに既述のようにシングル・インダストリー・タウンの関連中小企業は、工業地帯から稍隔絶して、その上市場との接触関係が間接的である所に、問題点をもつてゐる。中核企業の生産計画と品質管理の要請に適應する体制をとらない限り、その發展が停滞することは当然である。現に最近相当期間の継続的受注品目のある部分が他地方企業に転換される如き事例もみられた。

(三) 関連中小企業と不況対策

一般に大企業の関連中小企業の存立形態としては、特定企業の専属工場化の方向と、特殊分野を有することによつて専門工場化

の方向とが典型的に考えられる。シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業は、主として前者の形態であることはいうまでもないけれども、既に示したように、その不況対策としての方向は、製造品目ないし市場の拡大というのであるから、一部分は、専門工場化の方向がねらいである筈である。しかしながら、専門工場は、相当高度の技術に裏付けられて特殊分野に専門化することを存立条件とするのであるから、本論でみた如きシングル・インダストリー・タウンにおける中小企業としては、既述の諸問題を積極的に克服することを前提条件としてのみ可能のことである。

特定の中核企業の関連中小企業が、技術高度化を別にして、単純に不況対策ないし算盤的観点から、複数企業と関連をもつことは、親企業の生産計画、品質管理の要請に応じ得ずして、その担当業務は企業運営を困難にする程度のものに限られることとなり、みづからの存立基盤を失うに至ることとなるであろう。

(四) シングル・インダストリー・タウンにおける関連中小企業組織化の問題

大企業の関連中小企業、特に造船工業の場合においては、その特定中核企業を中心とする関連中小企業のみによる組織化が行われている場合が極めて多い。その程度はとにかくとして、受注、

連絡、融資等とその事業とする協同化が行われているのである。しかしながら、玉野市の場合今日まで組織を有せず、昨今漸くそのことがとりあげられつつある実情にある。ここにも、シングル・インダストリー・タウンの特殊性が顕著に認められる。その原因は凡そ次の諸点によると考えられる。

(1) 関連中小企業者は、全般として組織化の趣旨に必しも反対していないようであるけれども、(イ)組織化が親企業との関係の円滑化を阻害しはしないか、(ロ)玉野市のみ業者の組織化によつて、他地域の競争企業との関係が不利になりはしないか、(ウ)そのような協同組織が収支つぐなつて運営できるか、(エ)又その為の負担に応じただけの利益が得られるか、(オ)これらを通じて、協同組織を運営する適当な人材が得られるか、等が積極的に組織化を進めなかつた直接的原因のようである。しかしながら、以上のような業者の直接の意向より以前に、背景として次のような諸点が、今日まで組織化を阻んできたものと推察できるのである。

(2) シングル・インダストリー・タウンである為に、所在中小企業の大部分は、中核企業の関連企業であつて、一般工業集地帯におけるように、とりわけ、他の業者と区別して組織化するのを痛切に感じなかつたと思われること。

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

(3) 既にふれたように、この地域所在関連中小企業の三分の一以上の経営者が、中核造船所の出身者であること。このことは各自が中核工場ときわめて密接な連絡を持ち得るということもあるが、又その出身者が、かつて中核企業の幹部であり、部長であり、職長であつたというように、各階層にわたる出身の人々であつた為に、このような出身者を主たる部分とする中小企業の集団における運営は、必しも円滑に行い得るかどうかに問題点が存する。このことは、充分なる相互理解の前提がなければ、本来の中小企業者群におけるより、却つて協同化を困難にするおそれがあること。

(4) 一般に都市生活は、生活の機能が分化せられ、人の動きが流動的であることから、部分的接触による多面的な人間関係が形成せられるのに対して、シングル・インダストリー・タウンの場合には、生産、消費、文化生活全般にわたつて、中核企業の影響力から、多分に密接な地縁的人間関係が形成せられ、農村社会的色彩を相当残存することとなる。そのことが稍もすれば風通し悪い社会、ないし封建的気風をつくり出す危険をもつ。関連中小企業の組織化が、同様の性格を以て、同業者間の協同化を困難にしている面が相当あるようである。かくみても、組織化のおくれが、主としてシングル・イン

ダストリー・タウンのもつ特殊性に原因していると考えられる。このことは、却つて、この地域の関連中小企業の組織化の必要性を意味するともいうことが出来る。これによつて、多少共協同化の実をあげ、技術高度化の足掛りとし、又要望事項にもあつたように親企業との取引以外の話合いの場も可能になるであろう。

しかしながら、今日の技術高度化の要請は、組織化が大企業と関連中小企業との単純な対立関係における折衝に墮することを許さないことは、既に述べた所によつて明かである。又組織化の運営が、シングル・インダストリー・タウンの特性に影響をうけて、変転する内外の条件に適應する能力を欠き易い弱点をもっている。ここにおいて関連中小企業の組織化の必要と共に、その特殊性にもとづく態様の検討が重視されねばならない。上述のように工業集中地域におけると異なる問題点をもっているからである。

(五) 関連中小企業の存立条件としての地域産業構成多様化の問題

この地域の関連中小企業の企業意欲の問題、それに伴う技術高度化の停滞、或は男子従業者への偏り、経済変動における雇用上の不安等の諸問題点の多くが、シングル・インダストリー・タウンの特殊性に原因しているとすれば、この地域産業構成の多様化が多少共促進されることが望ましいこととなる。第一は金屬機械

工業自体の多様化、第二は繊維衣服工業その他の既存業種の發展、第三は工業港、貿易港を足掛りとする新規工業の發展という側面からみることが出来る。

(1) この地域の金屬機械工業においても、既述のように、少数ながら、造船関係以外に特殊の分野ないし市場をもつ若干の中小企業がみられる。只それがいづれも小規模に止まり、その發展が充分みられない点に問題がある。その点の存立条件の再検討が必要である。

(2) 繊維衣服工業は、この地域の隣接地域を中心とするわが国における典型的な一の地方産業の一部である。その地方産業發展の一部としての存立条件が、別にとりあげられねばならない。尚直接的には、造船業の雇用が男子を主とするのに対し、これは女子労働を主とする面から、余剰労働の補充関係にある如くであるが、現実には、その関係は極めて少ない。造船工業地域の余剰労力は、繊維衣服工業にとつて、素質的、経済的に対象となりにくい問題点をもっているようである。

(3) 工業港であり、貿易港である宇野港の存在とこの地域所在工業とは、一般的に余り関係を有していないことは、既に示した如くである。しかしながら、工業立地条件として一の足掛りになるものをもっていることになる。只差当り地域の狭隘性

がこれを活用することを阻害している。工場適地造成は、新規工業のみならず、現存中小企業にとつても、既に述べた如く、検討せられねばならない点である。

この地域は、本来シングル・インダストリー・タウンであることから、その工業構成の多様化は困難を伴うのであるけれども、その現在有しているこのような諸可能性を多少共進展せしめることが、却つて既存諸工業の存立条件を強化させることとなるであろう。

(六) シングル・インダストリー・タウンにおける中核企業の

対外的経営問題

シングル・インダストリー・タウンにおける中核企業は、一般的に好むと好まざるに拘らず、その所在地域の工工関係、商工関係、農工関係或は市民生活関係に対して、至大の影響をもたらすことになるので、必然的にこれら全般にわたる地域社会政策が重視されざるを得ないこととなる。それによつてみづからの存立条件をもより強化することとなるのである。地元関連中小企業関係の問題もその一部をなす。その意味における経営の地域政策が自覚的にとりあげられるべきであろう。

しかしながら、シングル・インダストリー・タウンの中核企業は、そのような環境条件にあることが、経営従事者各階層に反映

シングル・インダストリー・タウンにおける関連産業の事例研究

することによつて経営内部の関係にも、対外的関係においても、その経営政策にすくなく影響を及ぼすことによつて、工業地帯所在企業の有しない特殊の問題に当面する。これによつてみづからその存立条件を弱める場合なしとしない。シングル・インダストリー・タウンにおける中核企業は、このような経営管理上の特殊の課題をもっているのである。只本論は、関連中小企業の問題解明を目的としているので、中核企業については、問題点を指摘するに止めて、これ以上ふれないこととする。

九、結 語

シングル・インダストリー・タウンにおける経済活動は、他の一般工業地帯と異なる多くの特徴的問題点をもっている。本小論は、その内、特に中核企業の関連中小企業の特徴的な業態、現状、問題点並びにその存立条件等について考察した。シングル・インダストリー・タウンに関する一事例研究をなすものである。

これは同時に、いわゆる中小企業問題解明の側面からみると、中小企業問題が、一般的にはいわゆる大資本大企業の飛躍的發展に伴う直接間接の圧迫によつて発生したものであるにしても、そのもつ問題の重点は、それぞれの中小企業の業態の特殊性によつて、相当異なるものがあることをも明かにする一事例研究になる

ものということができであろう。

更に経営活動の態様と問題点が、地域を異にし、殊にその地域的存立形態の特殊性によつて、極めて特徴的なものをもたらすことを示す事例の一として、経営位置研究の素材ともなつていと

いうことができる。(昭三二、一一、五)

〔後記〕 シングル・インダストリー・タウンの事例研究を実施し得る

機会を与えられた玉野市商工課に対して感謝の意を附記する。

ユー・エス・スチールとモルガン

井 上 忠 勝

一

ユー・エス・スチール会社 (The United States Steel Corporation) はモルガン系の代表的産業会社の一つとして世に知られているが、モルガンによるその支配はそもそも一九〇一年のこの会社設立の時に始まっている。すなわち、所謂モルガン財閥の創設者である J・P・モルガン (一八三七—一九一三) は、ユー・エス・スチール会社の設立に当って指導的役割を演ずるとともに、この会社において強大な力を獲得したのである。

当初、ユー・エス・スチール会社の取締役会は二四人のメンバーよりなっていたが、彼らの中に、J・P・モルガンおよび J・P・モルガン会社のパートナーであるパーキンス (G. W. Perkins) およびベイコン (R. Bacon) の名を見出すことができる。⁽¹⁾ しかも、

彼らは単に取締役会にその名を連ねるというに止まっていたのではない。一九二二—二三年の彼のビュージョー委員会の調査において明らかにされた如く、「最初の取締役会の最終的承認権はモルガンの手中にあつたが、彼は、一九二二年に、当時ですら、未だ何人といえども、彼の反対を押し切つて取締役を選任することはできなかつた事を認めている」⁽²⁾ また会社の最も重要な執行機関は財務委員会 (finance committee) であつたが、その初代委員長となつたものは前述のベイコンであり、また彼の後を継いだものも、同じモルガンのパートナーであるパーキンスであつた。⁽³⁾

J・P・モルガンがユー・エス・スチール会社において如何に強大な力を獲得したかは、単に右の如き事実によつてもその凡そを知ることができるのであるが、しからば、彼は如何にしてかかる力を獲得することができたのであろうか。本稿の主題とすると

ユー・エス・スチールとモルガン

ところが、しかしいうまでもなく、モルガンは決して株式所有を通じてかかる力を獲得したのではない。モルガンの支配力の源泉は、ユー・エス・スチール会社の設立に際して、彼が演じたところの投資銀行家としての役割そのものの中に存している。われわれは、ユー・エス・スチール会社の設立に当つてモルガンが演じたところの役割を明かにするとともに、モルガンの金融支配の内容を解明しようとするものである。

註(1) A. Berglund, *The United States Steel Corporation*, 1907, pp. 76-77.

(2) *Money Trust Investigation*, pp. 1025-26. (R. A. Gordon, *Business*

Leadership in the Large Corporation, 1945, 邦訳二一八頁)

(3) A. Cotter, *United States Steel*, 1921, p. 62.

二

ユー・エス・スチール会社は、一九〇一年二月、諸鉄鋼会社を支配・統合する目的を以て設立された持株会社であるが、その設立に際してモルガンが演じたところの役割を解明せんが為には、まずユー・エス・スチール会社設立前におけるアメリカ鉄鋼業の状態について述べなければならぬ。

一八九〇年代当初において、アメリカの大鉄鋼会社は、その鉄鉱石の供給を大部分スベリオル湖鉄鉱石産地に仰ぎ、またそのコ

ークスについてはペンシルヴェニア州のコネルスヴィル炭田に依存する状態になつていた。コークス使用の普及とスベリオル湖鉄鉱床の開発によつて、鉄鋼業の中心はすでにアレグニー山脈以東の地域より以西の地域に移つていた。東はニューヨーク州およびペンシルヴェニア州より西はイリノイ州に広がるこの地域は、コークス用石炭を産出する広大な炭田を有し、また良質の鉄鉱石を豊富に埋蔵するスベリオル湖地方と五大湖を通じて結ばれている。加うるに西部における新市場の発達は、この地域をしてアメリカにおける鉄鋼業の大中心たらしめたのである。後にユー・エス・スチール会社に統合された諸鉄鋼会社の工場は、殆んどすべてこの地域に存在した。

一八九三年から九七年にかけて、アメリカの産業は、その殆んどすべての分野において、激しい不況に襲われた。このことは鉄鋼業において就中真実であり、多数の業者が永久に業界を去つてしまつた。一九〇〇年の第一二回センサスは、一二三の業者がその営業を放棄したことを報じているが、その殆んどはこの不況期において生じたのである。しかしながら、これら一二三の業者の資本金総額が二三、八三一、八一九ドルに過ぎないことをみれば、彼らが一般に小規模な鉄鋼業者であつたことが知られるのである。⁽¹⁾鉄鋼業においては、その性質上、経済的生産の為に大資本を必要

とするのであるが、九〇年代中期の不況を切り抜けえたものは、優秀な生産設備を有する大会社であつた。

一八九七年および九八年に至つて景気は漸次回復し、それとともに鉄鋼業も新しい生命を与えられた。而してこの新しい繁栄の時期を特徴づけたものは大鉄鋼合同の形成であつた。もともと鉄鋼業においては景気の変動が激しく、それだけに業者の好況期に期待するところは極めて大であるといわなければならぬ。しかるにそのような業者の期待が十分に実現されんが為には、何よりも業者間の激しい競争が回避されなければならぬ。好況期において合同の形成が促進される所以である。さて、この時期において、如何に合同への動きが活潑であつたかは、一八九八年より一九〇〇年にかけて、約二〇の鉄鋼合同が形成せられたことからこれを知らることができる。而してこれらの中には、後に至つてユー・エス・スチール会社に統合されたところの次の九つの鉄鋼合同が含まれていた。⁽²⁾

- (1) フェデラル・スチール会社 (Federal Steel Co.)。一八九八年九月に純然たる持株会社として設立され、イリノイ・スチール会社、ミネソタ・アイアン会社、ロレイン・スチール・カンパニー・オブ・オハイオ、ロレイン・スチール・カンパニー・オブ・ペンシルヴェニアおよびエルジン・ジョリエット・イー

ユー・エス・スチールとモルガン

スタン鉄道会社の全株式を取得した。主要工場はシカゴに存在し、コークス、銑鉄、ベッセマー鋼塊、平炉鋼塊、軌条、およびその他の鋼製品を生産した。またミネソタ州メサバに大鉱山を所有した。株式発行額は九九、九四三、九〇〇ドル。

- (2) アメリカ・ティン・プレート会社 (American Tin Plate Co.)。一八九八年一二月に約四〇社の合同によつて設立された。傘下の二六五工場は、主としてペンシルヴェニア州、オハイオ州、およびインディアナ州に所在し、アメリカにおけるブリキ板生産高の約九五%を生産した。株式発行額は四六、三二五、〇〇〇ドル。

- (3) アメリカ・スチール・アンド・ワイヤ会社 (American Steel and Wire Co.)。一八九九年一月に二八社を統合して設立された。工場は主としてペンシルヴェニア州、オハイオ州、およびイリノイ州に所在し、設立当初においては、アメリカのワイヤ市場を事実上支配した。株式発行額は九〇、〇〇〇、〇〇〇ドル。

- (4) ナショナル・テューブ会社 (National Tube Co.)。一八九九年二月に一〇社を統合してユー・エス・テューブ会社が設立され、同年六月に名称を変更して、ナショナル・テューブ会社となつた。主要工場はピッツバーグ地方に存在し、アメリカにおける鉄管および鋼管生産高の約九〇%を占めた。株式発行額は八〇、〇〇〇、〇〇〇ドル。

(5) ナショナル・スチール会社 (National Steel Co.)。一八九九年二月にオハイオ州およびペンシルヴェニア州に所在した八社の合同によつて設立された。カーネギー会社およびフェデラル・スチール会社について重要な半製品の生産者であり、株式発行額は五九、〇〇〇、〇〇〇ドル。

(6) アメリカ・シート・スチール会社 (American Sheet Steel Co.)。一八九九年三月に二五社の合同によつて設立された。工場は主としてオハイオ州およびペンシルヴェニア州に所在し、主要製品は薄板であつた。株式発行額は四九、〇〇〇、〇〇〇ドル。

(7) アメリカ・スチール・フープ会社 (American Steel Hoop Co.)。一八九九年四月に主としてペンシルヴェニア州に所在した約一〇社の合同によつて設立された。主要製品は棒鋼、帯鋼などであつた。株式発行額は三三、〇〇〇、〇〇〇ドル。

(8) アメリカ・ブリッジ会社 (American Bridge Co.)。一八九九年四月に二〇数社の合同によつて設立された。工場はニューヨーク州、ペンシルヴェニア州、オハイオ州、イリノイ州などに存在し、アメリカの総橋梁トン数の約九〇%を製造した。株式発行額は六二、二九四、四〇〇ドル。

(9) カーネギー会社 (Carnegie Co.)。一九〇〇年三月にカーネギー・スチール会社とH・C・フリック・コーク会社の合同に

よつて設立された。工場はすべてピッツバーグ地方に集中し、主としてコークス、銑鉄、ベッセマー鋼塊、平炉鋼塊、および軌条を生産した。会社はペンシルヴェニア州コネルスヴィル地方における最大の炭田所有者であり、またオリヴァー・アイアン・マニング会社の支配を通じてミネソタ州に大鉄鉱床を確保した。会社はまた五大湖の運輸に従事したピッツバーグ汽船会社を支配した。株式発行額は一六〇、〇〇〇、〇〇〇ドル、他に社債一六〇、〇〇〇、〇〇〇ドル。

カーネギー会社は、半製品および軌条を製造する当時における最大の会社であつた。当時における鋼塊の年生産能力は約三、五〇〇、〇〇〇トン、また完製品のそれは三、〇〇〇、〇〇〇トン以上であつた。しかも、その工場はもっぱらピッツバーグ地方に集中し、上述の諸鉄鋼合同会社の工場が、一般に各地に散在していたのに比して、著しい利点を有していた。またその工場設備は、多年にわたつて根気づよく押し進められてきたところの近代化方策によつて、如何なる競争者のそれよりもはるかに優れたものであつた。「如何なる方法においても、能率を向上し、コストを引下げ、またその製品を改善するような新しい製法および機械は、ことごとく採用されてきた。かくてこの大会社は、その工場の物理的状态を、比類のないところまで高めあげている」⁽³⁾

さて、一九世紀末に形成せられたこれらの鉄鋼合同は、相互に如何なる関係を有していたのであるうか。後にユー・エス・スタイルル会社に統合せられた上述の鉄鋼九社は、当初においては互いに相互依存の関係にあつたのである。彼らはそれぞれの主要製品の種類に従つて二つのグループに大別される。第一のグループは半製品メーカーであり、この中にはカーネギー会社、フェデラル・スタイルル会社、およびナショナル・スタイルル会社の三社が含まれる。第二のグループは完製品メーカーであり、この中には、それらの名称によつても知られる如く、アメリカ・ティン・プレート会社、アメリカ・スタイルル・ブンド・ワイヤ会社、ナショナル・チューブ会社、アメリカ・シート・スタイルル会社、アメリカ・スタイルル・フープ会社、およびアメリカ・ブリッジ会社の六社が含まれる。第二のグループは第一のグループより材料の大部分を購入し、これによつてブリキ板、ワイヤ、鉄・鋼管、薄板、帯鋼、建築材料などを製造した。

両グループの間における現実の取引関係は、一部には諸会社の工場の位置によつて、また一部には諸会社の間における一定の系列によつて影響をうけた。⁽⁴⁾

ナショナル・スタイルル会社は、アメリカ・ティン・プレート会社、アメリカ・シート・スタイルル会社、およびアメリカ・ス

ユー・エス・スタイルルとモルガン

ティール・フープ会社と密接な関係をもつており、彼らに材料を提供した。これらの四社は「ムーア」会社として知られており、何れもムーア (W. H. Moore) の企画によつて合同設立されたものである。

またフェデラル・スタイルル会社は、モルガンの資本的援助の下に形成されたものであり、ナショナル・チューブ会社およびアメリカ・ブリッジ会社とともにモルガン・グループを構成していた。主要工場をシカゴにもつフェデラル・スタイルル会社は、これら二会社のオハイオ州の工場に材料を供給した。しかし同時に、他の諸会社に対して独立的な地位を有していたアメリカ・スタイルル・ブンド・ワイヤ会社の西部の工場にも材料を提供した。

最後にカーネギー会社は、ナショナル・スタイルル会社やフェデラル・スタイルル会社とは異つて、完製品メーカーとは何ら特別の関係をもちなかつたが、ピッツバーグ地方の完製品工場に対して材料を供給した。

註(1) Berglund, *op. cit.*, p. 35, 55.

(2) 主として J. Moody, *The Truth about the Trust*, 1904, p. 44.

(3) *United States Investor*, Feb. 9, 1901. (E. S. Meade, *Trust Finance*, 1920, p. 209.)

(4) Berglund, *op. cit.*, p. 63.

三

一九世紀末に、合同によつて形成せられた上述の鉄鋼九社が、それぞれの活動分野を、前述の如き一定の生産部門および販売地域に限定していた限り、彼らの間における調和は概して保たれていた。しかるに一八九八年の冬より一九〇〇年の春にかけての鉄鋼業の繁栄は、一九〇〇年の中頃に至つて早くもその反動をみせはじめた。而して一九〇〇年後半の不況は、もともと諸鉄鋼会社のすべてに底流していたところの、独立自足化への動きを俄に活潑にしたのである。

独立自足化への動きは、まず完製品メーカーによる半製品部門への進出という形態をとつて開始された。それまで、西部においてはフェデラル・スタイル会社の、またピッツバーグ地方においてはカーネギー会社の大顧客であつたアメリカ・スタイル・アンド・ワイヤ会社は、すでにコネルスヴィル地方における二、〇〇〇エーカーの炭田、年産九一六、〇〇〇トンの鉄鉱床、および一二隻の汽船を獲得していたが、更に今や、西部においてはミルウォォーキーに一大製鋼工場の建設を計画し、またピッツバーグ地方においては各種ワイヤを最終製品とする完全な一貫工場の建設を開始した。

同様の方策はナショナル・チューブ会社によつて採用された。会社は一九〇〇年の秋に、ピッツバーグの西南に位置するウェスト・ヴァージニア州フウイーリングに一大平炉工場の建設を開始した。これは同社の中西部の全工場に鋼材を提供せんが為のものであつた。会社は炭田および鉄鉱床を所有していなかつたが、これらについては同系のフェデラル・スタイル会社に依存することができた。

またナショナル・スタイル会社は、炭田および鉄鉱床に対する持分を大いに増大するとともに、同系のアメリカ・ティン・ブレイト会社、アメリカ・シート・スタイル会社、およびアメリカ・スタイル・フープ会社の全需要を賄わんが為に製鋼工場の建設を開始した。

しかるに、完製品メーカーによるかくの如き方向への拡大は、直ちに半製品メーカーによる全く逆の方向への拡大を結果した。フェデラル・スタイル会社は、アメリカ・スタイル・アンド・ワイヤ会社がミルウォォーキーにおける製鋼工場建設の計画を放棄し、且つワイヤ・ロード購入の契約を更新せざる限り、ワイヤ工場を建設するであろうとしてこの会社を脅した。これによつてアメリカ・スタイル・アンド・ワイヤ会社は一応西部における拡大計画を放棄した。

またカーネギー会社は、一九〇一年一月、オハイオ州コネオ
ートに一大鋼管工場、ペンシルヴェニア州ホームステッドに薄板
工場、およびピッツバーグ地方にその他の完製品を製造する諸工
場を建設する計画を発表した。同時にまた会社は大西洋岸に達す
るところの鉄道の建設を準備しつつあつた。⁽¹⁾ 当時のある著名な鉄
鋼マンはモルガンのこの計画について次の如く述べている。「絶
大な資力と能率的な組織をもつカーネギー会社が、もし、ワイ
ヤ、鉄・鋼管、薄板、あるいはブリキ板の製造を開始するとすれ
ば、すでにこれらの製品を製造し、而してこの分野における事業
を独占せんが為に、多くの劣等な工場を抱えこまねばならなかつ
た各大同会社に対して、十分太刀打ちできるのみならず、それ
以上のことをなしうるであろうことは疑問の余地はなかつた。⁽²⁾」

今や、ピッツバーグ地方においては、四つの「ムーア」会社、
ナショナル・チューブ会社、およびアメリカ・ステイル・アン
ド・ワイヤ会社の東部の工場は、カーネギー会社によつて脅か
されつつあつた。一方、シカゴ地域においては、フェデラル・ス
テイル会社とアメリカ・ステイル・アンド・ワイヤ会社は互
に安からざる状態にあつた。而して、もしそこに予想されるが如
き競争が現実が発生するとすれば、関係諸会社の殆んどをして破
滅へと導くであろうことは余りにも明白であつた。ユー・エス・

ユー・エス・ステイルとモルガン

ステイル会社はこのような状態の中に正に生れるべきものと
して誕生したのである。

一九〇一年二月二十五日、ユー・エス・ステイル会社は、純
然たる持株会社として、最も激しい対立関係にあつたところのカ
ーネギー会社、フェデラル・ステイル会社、ナショナル・テ
ューブ会社、およびアメリカ・ステイル・アンド・ワイヤ会社
の四社、および将来競争の恐れが多分にあるところの四つの「ム
ーア」会社、計八社の獲得を目的として設立された。しかしその
直後、更にアメリカ、ブリッジ会社およびミネソタ州メサバに大
鉱山を所有するところのスベリオル湖・コンソリデイトッド・ア
イアン・マインズ (Lake Superior Consolidated Iron Mines) の二社
がこれに加えられた。

註(1) カーネギーが、鋼管工場の建設を企て、またペンシルヴェ

ニア鉄道に平行する鉄道の建設を計画したこと理由について、

A. カッターは、ユー・エス・ステイル会社設立の裏面史とも
いふべき今一つの説明を加えている。すなわち、カーネギーは
業界よりの引退を決意しており、従つて、モルガン系の鋼管会社
および鉄道に当然打撃を与うべき彼の拡大計画は、彼が自己の会
社をできるだけ有利にモルガンに買取せしめんが為の策略であつ
たのである。(A. Cutter, *op. cit.*, pp. 18-21.)

(2) N. S. B. Gras and H. M. Larson, *Casebook in American Business
History*, 1939, p. 598.

四

ユー・エス・ステイール会社は、一九〇一年二月、最初鉄鋼八社を獲得する目的を以て設立されたのであるが、しかしこれら諸会社を支配するに必要な株式を取得することは、もとより容易なる業ではない。これら諸会社の間において合同形成への気運が熟していたとはいえ、彼らを支配・統合するに足る新会社を設立せんが為には、何よりもまず大投資銀行家の援助が必要であつた。しからば、これら金融業者は、ユー・エス・ステイール会社の形成に対して、如何なる態度を以てのぞんだのであろうか。

既述の如く、一九〇〇年後半において、アメリカ鉄鋼業は重大な危機に直面した。すなわち、かつては相互依存の關係にあつたところの第一次部門の諸会社と第二次部門の諸会社との間において、破壊的な競争の危険が迫つていた。しかしかかる状態は、ひとり關係諸会社のみならず、また一定の金融業者にとつても、極めて重要な影響をもつところの問題であつた。

一八九〇年代末において形成され、而して後にユー・エス・ステイール会社に統合されたところの諸鉄鋼合同は、多くの場合、プロモーターおよびアンダーライターの協力によつて形成された。勿論合同の方式は決して一様ではないが、プロモーターおよびア

ンダーライターは凡そ次の如き役割を果した。まずプロモーターは、統合が望ましいと思われるすべての財産について買収の予約をなす。次で新会社の資本構造についての計画がたてられる。しかるにプロモーターは通常買収に必要な資金を所有してはいない。彼の利用しうる唯一の支払手段は新会社の証券である。しかし、合同さるべき諸会社の証券所有者が、すべて代価として新会社の証券を希望するとは限らない。もし、彼らのうち現金を要求するものがあれば、プロモーターは新会社の証券を売却することによつて必要な現金を調達せねばならぬ。ここにおいて、証券の引受を保証するアンダーライターの援助が殆んで絶対に必要となり、彼とプロモーターとの間において現金調達に関する契約が結ばれる。かくて最後に、プロモーターは、統合さるべき諸会社の各証券所有者に対し、彼らの希望にしたがつて、現金あるいは新会社の証券を提供する。この場合、新会社によつて発行される証券総数から、被買収会社の所有者に対して支払われる証券、あるいはアンダーライターの提供する現金および用役に対して支払われる証券を控除した残りが、プロモーターの所得となる。

一八九〇年代末における鉄鋼合同の形成に當つて、プロモーターが獲得した所得は莫大なものであつた。発起手数料として彼らに与えられた普通株は、額面金額にして、ナショナル・チューブ

会社では二〇、〇〇〇、〇〇〇ドル、アメリカ・ステイール・バンド・ワイヤ会社では一一、六〇〇、〇〇〇ドル、アメリカ・ティン・プレート会社では一〇、〇〇〇、〇〇〇ドル、アメリカ・ブリッジ会社では七、二五〇、〇〇〇ドル、アメリカ・ステイール・フープ会社では五、〇〇〇、〇〇〇ドル、ナショナル・ステイール会社では五、〇〇〇、〇〇〇ドル、而してフェデラル・ステイール会社では四、四五六、八一一ドルであつた。(尚、アメリカ・シート・ステイール会社のそれは分明でない。)⁽¹⁾

かくの如く、プロモーターは莫大な報酬を獲得したのであるが、彼らの期待していたところは、それらの株式を一般に販売し、巨大な利益を摘みとることであつた。同様のことはアンダーライターについてもいふところであつた。彼らは決して所有を目的として証券を引受けたのではない。彼らが生かれば巨額に上つたところの証券を引受けたのは、彼らがそれらの証券をより有利な条件で一般に販売しうることを期待していたが為他に他ならない。

しかし、周囲の状態は彼らにとつて有利ではなく、「アンダーライターおよびプロモーターは依然大量の株式を抱えていた。彼らはそれを大衆に販売することができず、かくて彼らが当てにしてゐた大利益を収得することはできなかつた。」⁽²⁾ 一九世紀末の相次ぐ合同による証券の氾濫、および、その後における景気の反動によ

る証券価格の下落が、その原因であるが、加うるに今や、大鉄鋼会社相互間における恐るべき競争の危険は、これらの証券の販売を一層困難たらしめるものであつた。関係鉄鋼会社と同様、プロモーターおよびアンダーライターにとつても、一九〇〇年後半における鉄鋼業界の混乱は、きわめて憂慮すべき問題を含んでいたのである。

今や、鉄鋼業者の利害とプロモーターおよびアンダーライターの利害とは一致した。而して、ユー・エス・ステイール会社設立の音頭をとつたものは、鉄鋼会社を代表するものとしては、フェデラル・ステイール会社社長ゲリー⁽⁴⁾(E. H. Gary)であり、プロモーターおよびアンダーライターを代表するものとしては、アメリカ最大の投資銀行家J・P・モルガン会社であつた。ユー・エス・ステイール会社設立のプランは、これら両者の談合によつて打ちたてられたといつても過言ではないのである。

註(1) E. Jones, *The Trust Problem in the United States*, 1921, p. 287.

(2) Berglund, *op. cit.*, p. 66.

(3) ゲリーは一八四六年にイリノイ州ウィートンの近くにある父の農場に生れた。一八六五年に叔父の事務所に入り法律を学んだ。一八六六年にシカゴの法律専科大学に入学した。一八六八年にこの大学を卒業し、直ちにイリノイ州の上級裁判所につとめた。一八七一年にシカゴに法律事務所を設立し、そのパートナーとなつ

ユー・エス・ステイールとモルガン

た。このようにゲリーは法律家としてその身を起したのであるが、やがて彼は次第に鉄鋼業界に関係するようになった。カッターは次の如く述べている。

「ゲリーはシカゴ法曹界の指導者の一人となつた。而して困難な事件を処理する彼のすぐれた能力は、直ちに、多くの富める顧客をひきつけ、而してその中には数々の大会社も含まれていた。ゲリーとそれらのなかの一会社とのそもその結びつきが、ついに、彼をしてもつばら鉄鋼業に関係せしめることになり、而して彼をその第一人者とする事になつたのである。」(Cotter, *op. cit.*, pp. 89-90)

一八九八年に、ゲリーは、フェデラル・ステイール会社を合同によつて設立する仕事を依頼された。彼はその主要な構成会社の一つであるイリノイ・ステイール会社の顧問であり取締役であったが、この合同を最初に示唆したのは彼であつた。この仕事を通じて、ゲリーは、フェデラル・ステイール会社の設立を資本的に援助した J・P・モルガンと始めて関係をもつことになつた。ゲリーは法律家でありながらも、しかもすぐれた事業能力を示したが、これをみてとつたモルガンは、他の人々とともに彼をフェデラル・ステイール会社の社長に推した。

以来、彼は法律界に別れをつけ、鉄鋼業に専心することになつたのであるが、この彼が一九〇一年にモルガンと結んでユー・エス・ステイール会社の設立を企て、そしてこの会社の経営常任委員会の委員長となつたことは周知の通りである。

五

J・P・モルガン会社は、ユー・エス・ステイール会社の設立に當つて、プロモーターおよびアンダーライターとしての機能を併せ遂行した。而してその具体的な内容は、一九〇一年三月一日に締結された J・P・モルガン会社とユー・エス・ステイール会社との間における契約 (Underwriting Agreement of March 1, 1901, between J. P. Morgan & Co. and the United States Steel Corporation)

および一九〇一年二月二六日に締結された J・P・モルガン会社とシンヂケート加盟の各サブスクライバーとの間における契約 (Syndicate Agreement of February 26, 1901, between J. P. Morgan & Co. and the Syndicate Subscribers relative to Organization of the United States Steel Corporation) をみることによつて明かになる。⁽¹⁾

まず前者は、概して、J・P・モルガン会社が遂行すべきプロモーターとしての役割を規定したものであり、前文および六カ条より成つてゐる。その中心をなすものは第一条であり、以下はその大要である。

(1) J・P・モルガン会社は、シンヂケートを代表して、一九〇一年五月三十一日に、あるいはそれ以前に、

(a) アメリカ・シート・ステイール会社、アメリカ・ステイ

ール・フープ会社、アメリカ・ステイール・ブンド・ワイヤ会社、アメリカ・ティン・プレート会社・カーネギー会社、フェデラル・ステイール会社、ナショナル・ステイール会社、およびナショナル・テューブ会社の各社外株の少くとも五％以上ならびにカーネギー会社の全社債一六〇、〇〇〇、〇〇〇ドルをステイール会社に引渡す。

(b) 現金二五、〇〇〇、〇〇〇ドルを運転資金としてステイール会社に提供する。

(2) これに対しステイール会社は、譲渡された株式、社債、および現金の対価として、その優先株、普通株、および五％社債を次の如くJ・P・モルガン会社に提供する。

(a) ステイール会社が、上記諸会社の全株式およびカーネギー会社の会社債を獲得する場合には、ステイール会社は、それらの株式および社債ならびに現金の対価として、その優先株四、二四九、九八五株、普通株四、二四九、九八五株、および五％社債三〇四、〇〇〇、〇〇〇ドルを提供する。

(b) ステイール会社が、上記諸会社の全株式およびカーネギー会社の会社債を獲得しない場合は、ステイール会社は、獲得した株式および社債ならびに現金の対価として、その優先株四、二四九、九八五株、普通株四、二四九、九八五株、および五％社債

三〇四、〇〇〇、〇〇〇ドルより、次の割合で以て控除したるものを提供する。

ステイール会社によつて獲得されざる上記諸会社の株式各一〇〇ドル(額面)について、ステイール会社の優先株、および普通株、あるいはその何れかが、別表の如き割合で以て控除される。

ステイール会社によつて獲得されざるカーネギー会社の社債各一〇〇〇ドル(額面)については、ステイール会社の社債一、〇〇〇ドル(額面)が控除される。

次に後者、すなわち、J・P・モルガン会社とシンヂケート加盟の各サブスクライバーとの間に締結された契約についてみよう。この契約は前文および二〇カ条より成り、主としてアンダーライティングの方法およびシンヂケートに対する報酬について規定している。以下はその大略である。

第一条 J・P・モルガン会社は、次のことを行つて権限を有している。

(1) J・P・モルガン会社に引渡される上記諸会社の株式は、ステイール会社の優先株、普通株、および社債と交換される。両者の交換高および交換比率は、J・P・モルガン会社が適宜これを定める。

(2) ステイール会社の株式あるいは社債を使用して、あるいは

会社名および株式の種類	控除される株式(額面)	
	優先株	普通株
カーネギー会社 [*]		
普通株	\$ 150.00	\$ 150.00
フェデラル・スチール会社		
普通株	110.00
優先株	4.00	107.50
アメリカ・スチール・アンド・ワイヤ会社		
優先株	117.50
普通株	102.50
ナショナル・チューブ会社		
優先株	125.00
普通株	8.00	125.00
ナショナル・スチール会社		
優先株	125.00
普通株	125.00
アメリカ・ティン・プレート会社		
優先株	125.00
普通株	20.00	125.00
アメリカ・スチール・フープ会社		
優先株	100.00
普通株	100.00
アメリカ・シート・スチール		
優先株	100.00
普通株	100.00

* 1901年4月1日に、J. P. モルガン会社とユー・エス・スチール会社との間に締結された新契約においては、この割合は公にされていない。

本契約の条項(第二条および第三条)によつて提供される現金を
使用して、上記諸会社の株式および社債を獲得する。

第二条 シンデケート加盟の各サブスクライバーは、J・P・

モルガン会社の要求に応じて、随時現金を提供する。但し、その
額は、サブスクライバーの夫々の予約引受額を超えることはない。

第三条 J・P・モルガン会社は、シンデケート加盟の各サブ

スクライバーによつて提供された現金を次の諸目的に使用する。

- (1) スティール会社の運転資金を提供する。
- (2) シンヂケート・マネージャーとしての J・P・モルガン会社の経費を支払う。

(3) 第一条第二項によつて、上記諸会社の優先株、普通株、および社債を獲得する。

J・P・モルガン会社によつて獲得されるこれらの上記諸会社の株式および社債は、それらの全部あるいは一部が、スティール会社との契約に定められた条件に従つて、スティール会社に対し、その株式および社債と交換に引渡される。J・P・モルガン会社は、これらの上記諸会社の株式および社債を他に転売することもできる。

第四条 スティール会社との契約によつて、J・P・モルガン会社に引渡されるスティール会社の株式のうち、本契約の第一条によつて使用される株式を除いたものは、J・P・モルガン会社によつて保有される。J・P・モルガン会社は、適宜、これらの株式の全部または一部を他に販売することができる。

第五条 前条によつて J・P・モルガン会社が保有するスティール会社の株式、これらの株式のうち販売されるものがあればその純売上高、および J・P・モルガン会社によつてシンヂケートの

エー・エス・スティールとモルガン

為に行われるその他の取引からの純手取金は、J・P・モルガン会社によつて、次の如く割当てられる。

(1) 第一に、本契約の条項に關係して生じる J・P・モルガン会社は一切の費用および債務の支払に当てる。

(2) 第二に、第二条により、シンヂケート加盟の各サブスクライバーによつて J・P・モルガン会社に提供される現金の返済に当てる。

(3) 残余のスティール会社の株式および純手取金は、その五分ノ一が、J・P・モルガン会社に与えられる。これは、J・P・モルガン会社が、シンヂケートを組織し運営することに対する報酬である。残りの五分ノ四は、J・P・モルガン会社によつて、各サブスクライバーに分配される。

第六条—第一条 略

第一六条 J・P・モルガン会社は同時にサブスクライバーとなることができる。J・P・モルガン会社は、サブスクライバーとして、第二条の現金に応募せねばならぬ。また、あらゆる点について、他のサブスクライバーと同一の権利および利益が与えられる。

第一七条—第二〇条 略

さて、これらの契約において明らかなる如く、J・P・モルガ

ン会社の任務は、一つには、上記諸鉄鋼会社の各株式の少くとも五一%以上およびカーネギー会社の全社債を取得して、これをユ一・エス・ステイール会社に引渡すことであり、一つには、強大なシンヂケートを組織・指導し、また自らもその一員となつて、これらの取引を資本的に後援することであつた。而して、J・P・モルガン会社は、これらの任務の遂行において大成功を修めたのである。

一九〇一年三月一日のJ・P・モルガン会社とユー・エス・ステイール会社との間における契約が実行に移されて間もなく、更に両者の間において、新たにアメリカ・ブリッジ会社およびスベリオル湖・コンソリデイトッド・アイアン・マインズの二社を加えることが決定せられたが、J・P・モルガン会社は、これら諸会社の各株式の五一%以上およびカーネギー会社の会社債を期日までに確保したのみならず、会社設立後九ヶ月にして、それら諸会社の殆んどすべての株式を獲得することができた。すなわち、その時までに、依然大衆によつて所有されていた傘下諸会社の株式は、わずかにその一%以内に止まつていたのである。しかも特筆すべきことは、J・P・モルガン会社が、これらの株式および社債を、殆んどすべて、ユー・エス・ステイール会社の株式および社債との交換によつて獲得したことである。交換によらずして

取得された株式は、額面金額にしてわずかに一七四、〇〇〇ドルに過ぎなかつたのである。⁽³⁾ カッターはこの点について次の如く述べている。⁽⁴⁾「構成会社の事実上すべての株主は、モルガンの後援によつて、新会社の成功が十分に確保されていることに満足し、株式の交換を希望した」と。

ユー・エス・ステイール会社の設立に當つて、モルガンによつて演ぜられたかくの如き役割をみるならば、彼がこの会社において前述の如き強大な地位を獲得するに至つたのもすでに故なしとしないのである。

註(1) L. H. Haney, *Business Organization and Combination*, 1919, pp. 504-516.

(2) Cotter, *op. cit.*, p. 32.

(3) M. H. Robinson, *The Distribution of Securities in the Formation of the United States Steel Corporation*, Political Science Quarterly, June, 1915, p. 289.

(4) Cotter, *op. cit.*, p. 32.

加速償却効果について

能 勢 信 子

開 題

減価償却なる会計手続が本来持つところの収益性に注目し、これを政策的にオベレートしこの機能をより強調することによつて、企業の投資活動を刺激し、国民経済全体としての資本構造の高度化を図ることが、近時各国で行われている。すなわち、英国で再三改訂を見た初年度償却、アメリカの戦時緊急設備に対する五ヶ年の加速償却等の、税目的上初期に正常以上の高速償却を認める事例がそれである。⁽¹⁾

減価償却に対する税法上の特別措置が持つ意義については、従来、私経済学の立場から、イ、真実の資本消費計算に接近せしめ、ロ、固定資産に投下された資本の早期回収による現在価値の増加、資金利用可能性の増大が企業の投資決意を喚起するものとして、

一般にこれを歓迎する説明が行われるのが常であり、他方、一部の経済学者によつて、イ、国民経済全体として投資増大、国民所得及び雇用水準の上昇を齎し、ロ、経済成長を達成する上の「巨大な武器」として唱導され、あるいは、ハ、これらに対する反論が喚起されて来た。

企業に対する減価償却政策は、はたして私経済学者の述べるごとく、企業一般に、また一部の国民経済学者が主張するごとく民間投資の拡大を介して国民経済全般に良好な効果を齎すものであるか。換言すれば加速償却をめぐる資本の論理は、国民経済一般の論理たり得るものであるか。

小論は、以下において、イ、租税目的のための加速償却の効果に対する私経済学の命題および近代理論の接近を整理し、他方、ロ、加速償却が直接的には諸企業の利潤率較差を齎し、かくて資

加速償却効果について

本の不均等発展を強調すること、派生的には諸産業部門の不均等発展を激化することを証明して、先の私経済学及び近代経済学の論理を批判すること、および、最後に、加速償却の実践が一律に行われず特定部門及び特定企業に偏倚している事情を顧み、選択的減価償却政策の齎す傾斜的效果を示すことを意図している。⁽²⁾ 分析の順序は以下のごとくである。

- 一、加速償却に関する私経済学の理論
- 二、加速償却に関する近代理論の接近
- 三、加速償却の経済的效果に関する展開
- 四、減価償却政策の傾斜的性格
- 五、結 び

註(1) S. Davidson, 'Depreciation, Income Taxes and Growth,' *Accounting Research*, Jul., 1957. また、渡辺進教授「減価償却と租税政策」—企業会計第六号第一号所載—参照。

(2) この問題は、かつて筆者によつて取上げられた。拙稿「特別償却の経済的效果」—国民経済雑誌第九六巻第一号所載—参照。ただしここでは、加速償却を行う個々の企業についての客観的条件の吟味が全く不十分であり、加速償却の巨視的效果の分析に重点が置かれていた。本稿は前稿において看過された点を主として分析する。

一、加速償却に関する私経済学の理論

減価償却に対する国家の経済政策は、税法上、固定資産原価の正規以上の急速な償却、すなわち加速償却の承認となつて具体化される。加速償却は、一般に、耐用期間の初期に固定資産の取得原価を集中的に償却する原価配分の形態であると定義される。以下に我々が考察するものは、税目的のための加速償却であるが、その範囲はグールドにない、英国の初年度償却、米国の戦時緊急施設に対する五ヶ年償却のごとく典型的な早期償却のみならず、五二年米国内国歳入法で制定された級数法 Year's digit method のごとく緩慢な早期償却をも含むものとする。⁽¹⁾

加速償却の効果について、私経済学者は、イ、所得および費用の正確な測定に接近し得ること、ロ、法人税のもつ投資抑圧効果を救済し、企業の投資決意を喚起することの二点を挙げる。

第一の点については、夙にターボーが、直線法に基き計上される減価償却費について、それが真実の資産価値の減耗を反映しないものであること、不断の技術革新、新資産の出現に伴う資本損出の発生を顧慮すれば、固定資産の耐用命の半分以内になくとも固定資産価値の三分の二を償却すべきことを述べている。⁽²⁾ 彼の固定資産減耗度の計算は物理的なそれではなく資本価値の減少度の

計算であり、年々減少する固定資産の用役の現在価値によつて求められるが、これを現実の計算形式に具体化したものが加速償却⁽³⁾であり、これによつて正しい費用および所得の計算が可能であるとするものである。

また、戦後のインフレーション期において、減価償却費を出来るだけ時価に接近せしめ資本利得を排除し、以て資物資本維持に接近するために加速償却を行うことが要請せられた。一九四五年に、英国が制定した機械の初年度償却率二十％を四九年に四十％に引上げたことは、インフレーション会計の要請するところである⁽⁵⁾。以上二つの意見が加速償却の費用計算上の意義を代表する。

第二の点については、グード、デヴィッドソン等が加速償却と投資喚起の関係を、イ、投資に対する企業の主観的決意の変化の面と、ロ、資金の利用可能性 availability の増大の二面から説明している。

投資に対する決意すなわち投資欲求の増加は、さらに、(1)、固定資産の現在価値の増加と、(2)、投資に対する危険の減少の二点から説明される。彼等は、(1)について、1、固定資産購入に際して、その調達価格たる資産のコストと当該固定資産の耐用期間中に減価償却費の形態で配分される原価の流れの現在価値との差額が大きいほど投資意欲を減退させること、2、この差額は、資産

加速償却効果について

の原価配分が近い将来に集中して行われるほど小なることを説明し、3、加速償却はみぎの差額が正常償却に比して小さく、したがつて企業の投資決意を刺激すると推論する。また、(2)について、1、企業が投資を行うに際して自らの予測にもとづく「引合期間」⁽⁶⁾ pay off period を設定するが、これは普通三年から五年で通常、固定資産の耐用期間より遙かに短いから、正常償却の場合には「引合期間」以後に資本の完全な回収を延期するものであり、これは企業にとり回収危険の感を抱かしめること、2、加速償却が行われる場合には企業の希望する早期償還計画が合法化され、「引合期間」前後に資本の回収が保証されることを述べる。この二点は、投資に対する企業の主観的態度を変化せしめ、この点、効果から見て法人税率の引下げと類似するものとして論ぜられる。つぎに加速償却の資金利用可能性の増大については、彼等は、減価償却のもつ資金供給機能が加速によつて集中せられる結果、一時に多額の内部資金が造出され、またこのことの可能性が外部資金の借入をも容易にすることを挙げている。減価償却費の資金的機能とは、減価償却が固定資産に拘束された資本を規則的に解放し内部資金を増出することを意味し、このような金融的效果は、たとえばルフチ・ローマン効果⁽⁷⁾として私経済学で定式化されているが、加速償却の実施によつて一段と強調せられるのである。内

加速償却効果について

部資金の増大は企業の利子負担の減少を意味し、この点、効果から見て利子率の引下げと類似するものとして論じられる。

なお、加速償却の資金作出効果は、通常の私経済学者の見解では加速償却期間中に資金の一時的集中を意味するに過ぎず、全耐用期間中に作出する資金量は正常償却同様固定資産原価によつて制限されると解されていたが、ドマールおよびアイズナー等の分析によつて、みぎの見解は投資が一回かぎりの場合についてのみ妥当すること、さらに投資の継続的な流れについて加速償却の資金効果が検討されるべきことが明かにされた。

ドマール及びアイズナーの定式化⁽⁸⁾によつて、一般にイ、成長企業——固定資産の粗投資を年々一定の比率で拡大して行く企業——では加速された減価償却費と正常償却費の比率、および正常償却費と更新費の比率は夫々の時点をとるも一より大であり、超過資金が恒常的に作出されること、ロ、静態企業——固定資産の粗投資を年々同一規模で行う企業——では加速された減価償却費と正常償却費の比率、および正常償却費と更新費の比率は夫々耐用期間の初期には一より大であるが、漸次減少し、耐用期間経過時には一にひとしいから、加速償却の資金作出効果は、投資が一回限りである場合と同様に、固定資産に投下された資金の早期回収に留まることが証明せられた。

加速償却は、かくて、投資が一回限りの場合については一時的に、また継続的に拡大する場合には恒常的に資金利用可能

性を増大し、さきの企業の主観的投資欲求の増大の面と併せ、投資を喚起することが企業の観点に立つ論者によつて主張せられるのである。

註(1) R. Goode, 'Accelerated Depreciation Allowances as A Stimulus to Investment,' The Quarterly Journal of Economics, Vol. LXIX, May, 1955.

(2) G. Terborgh, 'Realistic Depreciation Policy,' 1954, および同著者 1949, 'Dynamic Equipment Policy,' 1953.

(3) Terborgh は、固定資産の用役が年々減少すると想定し、その資本価値減耗を計算してゐる。'Realistic Depreciation Policy,' ibid. Appendix, 171~2. n, t, i, r, v をそれぞれ耐用年数、取得後の経過年数、割引率、用役価値の年々の減少、 $\frac{1}{1+i}$ とすれば、 t 時点における固定資産取得時の価値の消耗は次の比率で示される。

$$\frac{V_0 - V_t}{V_0} = \frac{2it - (2+i)(vn - t - vn)}{2in - (2+i)(1 - vn)}$$

この比率は(4)が大なるほど小さく、(a)最初急速に減少し後に緩慢に減少する。

(4) Terborgh は、五カ年償却のごとき典型的な加速償却よりも、むしろ急進通減残高法 double rate of declining balance method を勧奨して居る。我々の分析は、加速償却を広義に解しているのである。

(5) G. O. May, 'Business Income and Price Levels,' 1953. なお、米

国で、一九四八年税法上は認められないが財務会計上、主要少数
大会社で戦後調達設備に加速償却が適用された。何れも貨幣価値
変動の影響を所得計算から除くことを意図している。

(6) 「引合期間」とは、企業が投資を行う際、投資される資本が、
投下額だけの収益を確実に回収し得る期間として期待する期間を
いう。Good, *ibid.* をよむ Davidson, *ibid.*

(7) H. Ruchti, 'Die Abschreibung,' 1953.

(8) Donar, 'Depreciation, Replacement and Growth,' *American Eco-
nomic Journal*, Vol. LXIII, Mar., 1953. をよむ 'The Case for Acceler-
ated Amortization,' *Quarterly Journal of Economics*, Vol. LXII, Nov.,
1953. R. Eisner, 'Depreciation Allowance, Replacement Requirement
and Growth,' *Ame. Econ. Rev.*, Vol. XLII, Dec., 1952. をよむ 'Ac-
celerated Amortization, Growth and Net Profit,' Q. J. E. Vol. LXVI,
Nov., 1952. ユーネル・アイズナーモデルの紹介として、拙稿「成
長経済と減価償却」——企業経営年報第六巻所載——参照。

二、加速償却に関する近代理論の接近

減価償却政策を、一国の投資水準との関連においてとり上げる
経済学者はかなり多い。典型的な説明として、特別償却の投資に
対する一時的効果に注目するブラウンの論議と、おなじく投資の
継続的な流れに対する連続的效果に注目するドマールの論議をと
り上げよう。

ブラウンは、特別償却の実施が、税の繰延による貯蓄 tax saving

加速償却効果について

を作出することにより、法人税のもつ投資抑制効果を中和する機
能をもつこと、かくて正常償却に比して国民経済における投資水
準が上昇することを述べる。

ここで法人税のもつ投資抑制効果とは、投資誘因としての、固
定資産の齎す期待収益と当該固定資産の供給価格の差が減小し、
資本の限界効率が引下げられるために、全体としての投資水準が
下落することを意味している。ブラウンは、固定資産の短期の償
却は、回収される資本の現在価値の上昇と予測の改善を介して、
課税によつて引下げられた資本の限界効率を或程度回復せしめる
から、耐久生産財への投資が刺激されると説明する。この推論は、
正常償却によつて回収される資本の現在価値が加速償却によるも
のよりも小さいという、グード等と同一の説明によつている⁽²⁾。な
お、投資を一時的なものとして把握するところから、加速償却の
資金作出効果は一時的のものと解され、かくて一時的な減税にも
とづく歳入の減小もまた一時的であり、長期にわたつて歳出の縮
小を来さないものと考えられている。かくて加速償却の実施は全
体として投資需要の増大を齎すことが推論される。

以上のブラウンの観点は、税制の操作によつて不況の回避を意
図する反ニューディール派の意見と一致する反面、前節で展開し
た私経済学の理論と軌を一にすることは明かである。

加速償却効果について

つぎにドマールは、加速償却の効率を、投資の継続的な流れにおいて捉える。⁽³⁾ドマールの加速償却の分析は、主として企業理論として展開されて居り、そこで成長企業においては加速償却が一時的な税の繰延に終らず永久的に資金を作出することの論証を行うのであるが、国民経済一般については、それが投資成長率を高める「巨大な武器」であると述べる。すなわち、イ、後進経済において投資を成長する手段たり得、またロ、アメリカ経済について国際的競争力をより増大するために投資の成長率を高めるものであるという。彼の推論は、ブラウン等と同じく投資への障害である不安定性、および資金欠亡が加速償却によつて除かれるとの理由の外に、特に成長企業ではこれによつて資金が継続的に確保せられ、これが、投資需要を一時的のみならず継続的に喚起し、「一国経済が完全に成長しうる潜在力 full growth potential」を實現せしめることをあげる。ドマールのみぎの考えを、彼の投資の二重性命題に立つて考えれば、加速償却の資金作出↓投資上昇↓乗数効果、おなじく投資上昇↓生産力効果の二面の調和が一時点のみならず継続的に保障できる或はその可能性があると解していることになる。ところで、投資が経済全体について一時的に増加するだけでなく継続的にも増加していることは、国民経済の中で先の成長企業が静態企業もしくは衰退企業に比して占める割合

が多いことを意味し、したがつてこのような状態で加速償却が行われる場合、経済全体として企業の税の繰延べを一時的でなく継続的に発生せしめるであろう。そしてこのことは、必然的にかんりの派生的効果——貯蓄性向の継続的上昇、歳入の継続的減少等を齎す。かくて、加速償却実施下の投資成長率が完全雇用を維持するに足るものであるかについて論者から疑問が寄せられるのは当然である。

勿論、投資が一回的である場合も、加速償却は一時的とはいえず法人課税所得の減少とこれに伴う派生的効果を齎すから、経済全体としての効果についてはケインジアンから疑問を寄せられて来た。ケインズや、ハンセンの所謂「経営財務堅実化の動機」の累加的結果についての恐怖は過大償却の反面としての消費抑圧効果に焦点があるといえるが、加速償却はまさにみぎの動機を合法化せしめるから、投資函数表の改訂による投資上昇の反面、消費の抑圧を伴い、必ずしも国民所得および雇用の増大を齎すものとは考えられないし、また投資のハンブと償却期間後にいたつて消費のハンブが生じることは、加速償却実施時点のいかんによつて景気変動の中を強調すると考えられるためである。⁽⁵⁾

なお、加速償却政策と投資成長の関連に関するドマールの理論に対して、アイズナーは、イ、企業の投資水準の一時的上昇およ

びその成長と、国民経済全体における投資の一時的上昇およびその成長は、それぞれ別個に論ぜらるべきであり、ロ、ドマールは加速償却の派生効果を看過していると論評している。アイズナーの述べるところは次の如くである。⁽⁶⁾

加速償却がとくに有効な企業は粗投資成長率が正なる企業であり、かかる企業ではドマールの云う如く償却を加速することが投資を上昇する。すなわち償却の加速で偏微分した投資の値は正である。ただし加速償却は派生効果すなわち(一)、留保利益増大による配当下落、賃金下落による消費抑圧、(二)、長期的に投資の結果として実物資本過剰、資本による労働の代替を発生するから、イ、国民経済の各部門における効果は同一でなく消費財部門に比して投資財部門に有利となる傾向があり、ロ、国民経済全体が成長するか否かは疑問であり、ハ、国民経済効果が企業に反映するから企業の投資が成長するか否かは疑問であると述べるのである。アイズナーの批判に対してドマールはさらに反批判を寄せ、イ、加速償却が配当受領者および労働者に再分配効果を与えるとは一般に云えないこと、何となれば分配に当つて会計的所得の数値に経営者が左右されることは疑わしい、⁽⁸⁾ロ、長期間には資本過剰が達成されるが、その間乗数効果が働くこと、ハ、加速償却の再分配効果は成長企業と非成長企業の間には一応認められるが、法人

加速償却効果について

税率又は利子率の引下げに比して投資の成長自体には効果的で実効が大きいことを挙げてゐる。

しかし他方、ドマールも反批判の終りの所で、加速償却政策によつて消費が相対的に減小することを自認し、投資の絶対的・相対的上昇が生じることを示唆している。⁽⁹⁾

ドマールとアイズナーの論争を介して、加速償却による投資の喚起が、単純に投資及び国民所得の上昇とその成長に導くものでなく、企業別、部門別に、また分配分とくに資本と労働のそれに、異なる派生的効果を与えることが明かにされた。

註(1) E・C・ブラウン「營業収益税と投資誘因」「所得、公共及び公共政策」——A・H・ハンセン記念論文集——下巻、九八頁。

(2) ブラウン上掲書一〇三頁「償却の結果として租税払込額の現在価値が小さければ小さいほど、投資誘因に対する租税の有害な影響は大となる」と彼は述べている。なお一〇頁で、⁽⁶⁾次の方程式を示している。

$$C = RA - t(R - C/d)A$$

ただしC、R、A、t、dは夫々資産のコスト、n年に対する(減価償却除前)純収益見込額、n年中各年の一ドルの現在価値の合計の平均額、法人税率租税目的のために資産を償却しうる年数を指す。

(3) Donnar, ibid.

(4) J. M. Keynes, 'The General Theory of Employment, Interest and Money', 1953. 塩野谷九十九訳「雇用、利子および貨幣の一般理

加速償却効果について

論」訳頁一二〇—一二三頁、一三三頁。A. Hansen, 'Fiscal Policy and Business Cycle', 都留重人訳「財政政策と景気循環」訳頁四二—七頁。

(e) タインズ上掲書一二〇—一二三頁、又 R. Eisner, 'Accelerated Depreciation: Some Further Thought', Q. J. E., Vol. LXIX, May, 1955, p. 293.

(f) Eisner, *ibid.*

(g) E. Domar, 'Accelerated Depreciation: A Rejoinder', Q. J. E., Vol. LXIX, May, 1955, pp. 299-304.

(h) E. Domar, *ibid.* p. 302. foot note, ヲヤール(註)の論拠を E. C. Brown, 'Effect of Taxation: Depreciation Adjustments for Prices Changes', 又 J. N. Butters, 'Effects of Taxation: Inventory Accounting and Policies' に求めしむる。なお彼は、加速償却によつて計上された減価償却費が paper entry にすぎないことを述べている。Domar, 'The Case for Accelerated Amortization', *ibid.*

(i) Domar, 'A Rejoinder', *ibid.* p. 304. 「経済は貯蓄性向を引下げることにおいて、低い成長率における完全雇用を達成するか、投資を刺激することによつて、完全成長の潜在力を実現するか、間の選択を持つ。しかし現下の国際情勢では、(1)投資の刺激によつて一筆者註)迅速に成長すること以外に方法はない」と述べている。

三、加速償却効果に関する展開

すでに述べた様に、加速償却の効果は、私経済学者の云うごと

く、(イ)内部資金の増出、資本の現在価値の上昇、危険の減少を介して企業の投資を促進し、(ロ)費用の真実の測定に接近し、しかも一部の経済学者の云うごとく、(ハ)投資函数表の変化を介して実物投資の拡大、及び成長が得られるとすれば、減価償却政策はまさに巨大な武器 marvelous weapon であるだろう。しかしアイズナーとドマールの論争からも知り得るように、特別償却の効果は企業一般についても国民経済全体についてもそのように単純ではない。以下に順次検討を加える。

まづ、私経済学者の云う、「真実の費用及び所得計算に接近する」効果を検討する。この解釈は、すでに見たように、資本価値計算の立場と、インフレーション会計の立場からなされている。まづターボの資本価値減耗の主張は、理論的には資産用役の現在価値を求める計算方式に、現実的には早期回収の意図と、危険への過大の危惧をもつ資本の企図すなわち経営政策的顧慮に基礎を置いている。資産用役の現在価値を求める計算方式は、いわば事前計算であり、割引率の大いさと資産用役の年々の減少に関する予測に基づく。処で、割引率が大きなるほどその使用には無関係に、みぎの資産用役の現在価値は減少するものであるし、また資産用役の予測が完全であるとの確証は存在しない。このような事前計算が、将来において、正しい固定資産消耗の価値と一致する保

障は存在しないから、加速償却が正しい費用計算に資するとのタ
 ーボアの主張は専ら経営政策的顧慮としてのみ意義をもつ。次に、
 インフレーション期に加速償却が、正しい所得計算に役立つか否
 かを検討する。加速償却費は、正常償却費に一定の乗数——加速
 乗数——を乗じて計上され、したがって加速償却の結果、企業所
 得は少く計上される。しかし加速償却費が正確に、時価による取替
 費を反映しているという保障は無く、かりに後者に接近するとし
 てそれは近似的なものにすぎないし、また加速償却が行われる
 固定資産を総投資の流れから切りはなして単独に見れば、加速償
 却は単に費用配分を耐用期間の初期に集中せしめるものにすぎな
 いから、会計学の所謂、実物資本維持とは、デイメンションを異に
 して居り、したがってかような説明は不正確である。ゆえに、加
 速償却がこの面で貢献をなすとの私経済学者の理論は過つてゐる。
 次に、私経済学者の云う投資喚起効果を検討する。私経済学者
 はこれを資金造出効果と企業の投資決意の改善によつて説明する
 のであるが、之については、我々は、国民経済学者の所謂、投資
 函数表の変化の論議と一括して論ずることができる。
 何となれば、加速償却による投資函数表の改訂とは、法人税賦課
 の結果下つた資本の限界効率が、再び上昇すること、かくて他の
 事情が同一ならば投資が喚起されることを意味するが、その原因

加速償却効果について

は正に私経済学者のいう所の、減価償却によつて将来回収さるべ
 き資産原価の現在価値の上昇、危険の予想の減少、無利子の社内資
 金増出として説明されているからである。税を考慮にいたれた資本
 の限界効率 e は、ブラウンの符号を用ぐれば、
$$e = \frac{R(1-t)}{C(1-t\frac{d}{n}) - 1}$$

 であらわされる。(ただし R は固定資産の期待収益、 A は各年の
 1ドルの現在値の合計額の平均、 C は固定資産のコスト、 n は耐
 用年数、 t は法人税率、 d は税法上認められる償却期間である。)
 この限界効率 e は、 C 、 A 、 n 、 t が与えられて居るから、専ら
 d と R に依存している。 d が税法で定められれば、 e の大きさは、
 期待収益 R によつてのみ左右されることになる。一般に、投資に
 対して、主体の予測を介して分析する説明では、投資主体の主観
 的決意の型に応じて、他の条件が同一であつても可変的であると
 せざるを得ないが、このブラウンの場合も、期待収益は、従つて
 e に及ぼす加速償却効果の大きさは、企業の予想する期待の型に
 応じて同一ではない。⁽²⁾このことは、他のケインジアンにも共通す
 る欠点であるが、かかる手法によつて加速償却の投資喚起効果を
 規定することが基本的に欠点を含むことを意味する。投資に対す
 る企業者決意は正確に言えば個々の各企業について異り、少くと
 も直接的には一般的通約を許さないものであるからである。

加速償却効果について

むしろ我々は、固定資産の購入によつて収益が期待されることは、本来、固定資産が労働手段の一つとして、他の生産要素である労働力およびその他の不変資本と結合して新生産物を出し、利潤 \parallel 剰余価値を実現しうる可能性に依存しているという事実⁽¹⁾に注目すべきである。他方、減価償却によつて、固定資産に投下された資本を年々回収できるとの期待は、固定資産が労働過程において労働力 \parallel 生きた労働によつて触発され、かつ生産物 \parallel 商品の流通過程における実現を介して価値が回収される可能性に依存している。また、減価償却の方法の如何によつて、資本の限界効率が変化するということは、減価償却のもつ収益性 \parallel 流動化される資金が当該固定資産の更新実施 \parallel 現物形態への復帰が行われるまでは自由に投資し得、かくて利潤 \parallel 剰余価値の資本化によらない拡大再生産を本来可能ならしめる性質 \parallel の強調或いは減殺を意味する。なお企業が、加速償却のかかる収益性を利用しうるに先立つて、まづ加速償却が実行可能であること、を当然必要とするが、これは、その条件として商品価額と正常償却費を含む費用価格の差すなわち利潤が、少くとも加速償却費と正常償却費の差以上の大きさをもつことを要請する。

以上の諸考察と、限界効率によるアプローチへの反省は、問題をより確実、かつ本質的な範疇である利潤、費用価格等の指標を

用い、事実⁽²⁾に則して客観的に論議する必要をしめすものである。

以下我々は資本の限界効率を指標とせず、直接、企業の充用資本 K 、商品価格 P と費用価格 C の差額である利潤 M 、および利潤率 μ を用いて説明しよう。便宜上、加速償却が全経済において税法上一率に認められているものとする。

一、同一産業部門内での企業への効果

企業への効果を見る場合、企業についてそれが加速償却を行ううる条件の有無と、この条件を充し加速償却を行った場合の効果を別々に考察する必要がある。

イ、加速償却を行いうる条件

(1) 一定の資本調達力の存在

加速償却が法人への減税と同様の効果をもちながら、それが減税と異なる一点は、この権利が固定資産取得によつてのみ発効することにある。固定資産の取得は、当該固定資産への投資を行うだけの一定の資本調達力の存在⁽³⁾を前提とする。

(2) 一定の利潤量の存在

加速償却が行われるためには、当期の企業の利潤が、当期に費用化される加速償却費と正常償却費の差額以上であることを必要とする。加速償却費の大きさ⁽⁴⁾は、加速乗数を所与とすれば企業の取得する固定資産の価額と耐用期間によつて規定され、他方利潤

量は価格と正常償却費を含む費用価格の差に販売数量を乗じたものである。すなわち、今加速乗数を α とすればこの条件は次のごとく規定される。

$$(P-G)x \equiv \alpha D - D \dots \dots \dots (11)$$

(3) 加速償却後の平均利潤率の維持の可能性

資本主義では平均利潤率の法則が貫徹し、平均利潤率を挙げ得ない不利な企業から、より有利な企業に資本が移動する平均運動が見られる。処で、同一部門においても企業間に費用較差があり、販売数量、実現しうる価格をことにするから、(2)の条件は必ずしも各企業について保証せられず、したがって加速償却を行いうる企業としからざる企業が並列する⁽⁵⁾。ゆえに、この平均利潤率の法則を加速償却を行いうる企業としからざる企業に適用する場合、加速償却を行いつる企業でも、資本の移動を顧慮すれば、償却後に平均利潤率 μ を維持して他の企業に対抗する必要があることが明かになるであろう。今、 k 、 d を夫々資本集約度⁽⁶⁾および生産物単位当り減価償却費、 $\mu = \frac{P-(G+d(\alpha-1))}{k}$ とすればこの条件は次のように規定される。

$$\mu \equiv \mu \dots \dots \dots (12)$$

以上三つの条件の中、注意さるべき指標は、(2)の利潤量の存在と(3)の償却後の平均利潤率の維持可能性の有無である。何故なら、

加速償却効果について

(1)の条件である調達さるべき資本は、内部資金と外部資金の二つの径路で供給されるが、内部資金が一定量以下であるとしても、外部資金は(2)及び(3)についての見込があれば増大するからである。

次に(2)の条件は、企業が他の企業との費用較差を大にするか、供給量を増大するか、企業にとつて最もプロフィットな価格を定め、これを維持するかの何れかによつてのみ可能である。(3)の条件は、(2)で問題となつた利潤量が、さらに資本量に対する効率で問題となることを意味する。すなわち、たとえば費用較差を大にすることが、当該企業の充用資本 K の比例以上の増大を伴えば、(3)の条件は充し得ないのである。(3)を充す方法は企業にとつても有利な価格たとえば(イ)独占価格を維持するか、(ロ)、生産物単位当り費用及び資本集約度の減小を同時に齎すような生産方法の採用以外にはなく、(3)を充さんとする企業は、現実にはその経済的位置に依つてこの何れかを、又時にはこの両者を併用するであろう。すなわち、自由競争下では価格決定は市場の客観条件に依存するから、価格の任意の決定と維持は不可能であり従つて企業は(ロ)の手段にのみ依存するが、独占下では、(イ)の企業にとつて有利な価格の維持と、(ロ)の生産方法の採用の両者が用いられる。

以上の加速償却の実行可能性についての条件の吟味は、加速償却が企業一般でなく、上記条件を充す特定企業においてのみ発効

加速償却効果について

することを意味する。ゆえに、加速償却に関する私経済学者の分析は、いかなる企業がそれを行い得るかの条件の吟味を欠いていることが理解せられる。

次に、ドマール、アイズナー等の定式化による成長企業と加速償却の関係を考える。

ドマール及びアイズナーは、加速償却の効果が企業一般に同一でなく年々粗投資を拡大する成長企業に於て最大であることを述べている。しかし、加速償却の効果を最大に享受する所謂成長企業が、たんに粗投資の成長率が正である企業として定義しただけでは充分ではない。加速償却が成長する粗投資に対して連続的に行うるためには、前記(1)、(2)、(3)の条件を連続的に充足することが必要だからである。すなわち、(1)、連続的に成長する粗投資購入資金の調達力を持ち、(2)、加速償却を行い得る利潤額を連続的に維持し、(3)、償却後の平均利潤率を継続的に維持し得る企業であると定業される必要があることである。勿論この場合にも(1)の条件よりも、(2)、(3)の条件が優先することは、已に見た所から理解される。このことは、加速償却が、ドマール及びアイズナーのいうところの成長企業一般でなく、特定の成長企業についてのみ発効することを示すものである。

ロ、加速償却の効果

上記(1)、(2)、(3)、もしくは(1)、(2)、(3)の条件を充す企業が加速償却を行う場合、その効果は、企業自体と、企業の利害者集団に分けて考えることが出来る。

1 企業自体の蒙る効果

加速償却が、他の条件が同一ならば投資を喚起することは明かである。(そしてそのことに限り、叙述方法に問題があるが私経済学者の説明は正しい。) 加速償却の投資喚起が、さらに企業にどの様に影響するかは、その投資が、従来と同一の生産方法を維持するものである場合と、新生産方法の採用を齎す場合とでやや異なる。第一の場合、内部資金作出による利子負担の減小、資本回転率の上昇が、当該企業の収益力を上昇せしめる。この場合でも、投下資本の中で固定資産の占める比率が大なる企業ほど、したがって、不変資本の構成比率が所与であれば資本の有機的構成が大なるほど有利であることが指摘される。第二の場合では、新生産方法の導入が企業の生産力を上昇せしめ、かかる方法が一般化しない間は、当該企業に超過利潤率を取得せしめる。勿論この場合もこれは企業の収益力上昇として現象する。

加速償却を行い得ない企業は、第一の場合には単に収益力の相対的下落に蒙るに留るが、第二の場合には、他の企業の新投資——新生産方法の登場に伴う資本損失を蒙り、利潤率の下落による収益

力の絶對的・相對的・下落を免れない。ゆえに、加速償却実施前の企業間の較差はより一層拡大するであろう。

2、企業の利害者集団の蒙る効果

アイズナーは、加速償却が利害者集団、とくに配当受領者と労働者による所得額を減小せしめると述べ、これから、加速償却の再分配効果および消費抑圧効果を強調する。ところで配当受領者は、社会的に平均的な配当率をめぐって、株式資本の移動を行うことが出来る。ゆえに企業にとつて、株式配当を減少しうる限界が存在する。したがつて配当受領者に関する再分配効果は、それほど大ではあり得ず、況やそれによる消費抑制効果は殆ど無視することができるであろう。より大きい問題は、賃金に対する一時的及び継続的な再分配効果としてあらわれる。投資が従来と同一の生産方法を維持するものである場合、加速償却の結果企業利潤が計算上減少することが、賃金支払総額の下落を齎すか否かは、直接的には企業と労働組合の力関係、間接的には一國の現実的および潜在的失業の水準に依存している。また投資が新生産方法を導入し、それが資本志向的である場合、アイズナーの指摘するように、資本の労働への代替効果が生じ、長期的にはこれがさきの直接的、間接的条件そのものを変更するから、資金支払総額は下落する傾向をもつ。

加速償却効果について

以上の、1および2の効果は、投資が一回限り行われ加速償却がそれについてのみ実施される場合と、投資が継続的に成長し加速償却が不断に行われる場合では同じではない。さきに我々の規定したかぎりの成長企業では、この効果が連続的にあらわれるであろう。

二、国民経済への効果

次に国民経済全体の蒙る効果を考える。

アイズナーが特別償却の効果は各産業部門について同じでないことを指摘するのは明かに正しい。何となれば、一般に、加速償却が投資需要の上昇を目的とする特惠的政策であり、このことが生産財産部門への需要を集中する反面、消費性を抑圧する様な再分配効果と、資本志向的・生産方法を導入せしめ従つて雇用を減少する傾向をもつことから、社会の消費限界は狭まり、かくて消費財生産部門、とくに賃金財生産部門が絶對的又は相對的に減少することが予測せられるからである。加速償却が投資を一回だけ喚起するかぎり、そしてその投資が資本志向的・新生産方法を導入せしめないものであるかぎり、その経済諸部門への需要の変容効果は激次相殺される。その投資が生産方法の変更を伴う場合、効果はより継続的である。

加速償却が投資を連続的に喚起し、かくて喚起せられた投資に

加速償却効果について

ついて超過資金が作出される場合、みぎの効果は継続する。

なほ、以上二つの場合、その資金作出効果は、部門を異にするに依じて一様ではない。各企業について固定資産の金額及び耐用命数、資本の有機的構成、粗投資成長率の異同が加速償却の資金作出効果を異らしめると同様に、各産業部門についても、その歴史的発展の段階に応じて固定資産の大きさ、資本の有機的構成の水準発展の比率を異にし、このことが各部門の取得する資金量を異らしめる。発展しつつある資本主義社会では生産財産部門の優先的成長が見られるが、このことは加速償却の資金作出効果については、その優先的取得を齎すものである。

以上の考察は、加速償却が特定部門への需要の集中、生産力の跛行化・不均等発展を強調することを意味する。ゆえに、ドマーのいう投資の巨視量の均衡成長率は、実は特定部門の投資の急激な成長、他の部門の緩慢な、又はゼロの成長をその内容とし、部門別には不均等成長 *unbalanced growth* を意味するものであり、事柄をより明確にするためには、加速償却の効果を異にする部門の投資の構造的成長率として本来、定義されるべきものであることが理解できる。

註(1) ブラウン上掲書一一〇頁、註6参照。

(2) このことはグールドも認めている。Good, *ibid.*

(3) 資本調達力は当該企業が投資に利用しうる資金合計(内部資金としての留保利益及び減価償却費引立金と外部資金としての借入金)で表現される。

(4) 例えば「5カ年償却」の場合の α は耐用年数と5の比で示される。

(5) 税法上、加速償却の実施を繰延べることが許される場合、税法の認める一定の繰延期間内に(2)の条件が充されることで足りるから、(2)の条件はやや寛大になる。ただしこの場合でも、加速償却を行いうる企業とこの条件にみえず加速償却を行えない企業が事実上並列するであろう。

(6) 生産物一単位に入る投資資本量。なほ置塩信雄氏「利潤率均等化と利潤率較差」理論経済学第八卷一、二号参照。

(7) たとえばターボの分析はその典型である。Terborgh, *ibid.* なほグールドは、上掲論文において、Capacity to Absorb Deductions

について触れてはいるが、充分な説明ではない。とくに我々の(3)について全く触れていない。

(8) 以上の分析から、我々の定義による、完全雇用均衡成立条件となる投資構成成長率は、 $I_1^{(c)} = I_0^{(c)}(\alpha\sigma_1)$ である。ただし、 I は I_0 の列ベクトル、 $\alpha = (\alpha_1, \dots, \alpha_n)$ は σ_1 の対角行列、因みにドマーの投資の均衡成長率は $I_1 = I_0(\alpha\sigma_1)$

四、減価償却政策の傾斜的性格

前節での展開によつて、加速償却が、企業一般でなく特定企業に、また成長企業一般でなく特定成長企業においてのみ発効すること、および、他の条件が同一ならば、国民経済的に見て一国需

要構造の変容と、一國資金流通構造の変容を齎すことが明かにされた。これらは、夫々加速償却効果の特定企業、特定部門での実現を示し、その傾斜的性格を物語るものである。

前節の分析は、加速償却が法律上全企業、全産業部門に無差別に認められること、またその割合について特に指定なきものとして行つたのである。それにも拘わらず、その利用能力の不均等から、みぎの傾斜的效果を得ることができた。ところで、現実には、各国政府は、産業政策の名目で、加速償却を特定部門について許可し、また対象となる資産の種類を限定することによつて、實際上、傾斜性をより一層強調していることが看取される。例えば英国が一九五三年に制定した初年度償却は、産業用建用四〇%、鉱業用設備四〇%、機械設備二〇%と指定するもので、前者の例であり、また我国の租税特別措置法による特別償却制度は、大蔵省指定機械・船舶について三カ年の五割増償却、企業合理化法による指定機械等について二分の一償却を指定するもので、後者の例である。⁽³⁾ かように各国税法の規定によつて、前節で述べた傾斜性、制限性はより強調される。⁽⁴⁾

なお今一つ事実問題として附加えるべきは、加速償却が、企業への免税、補助金交付といった古い武器の代替物として、一般に第二次戦争前後以降から出現した新しい武器であること、すなわ

加速償却効果について

ち、前節で述べた(2)、(3)の条件を充す巨大企業の存立する地盤に出現した武器であることである。この事實は、前節で述べた抽象論議に裏付けを与える一方、今後の、独占資本主義下の企業の投資資金に対する我々の分析に指針を与えるものである。

註(1) 臨時税制調査会は、今後租税特別措置法の他の項目を整理し減価償却政策に重点を置くべきことを答申している。臨時税制調査会編「臨時税制調査会答申」昭和三十一年十二月。

(2) スウェーデンでは戦前一九三八年から自由償却制を制定して居り、戦時加速償却に改めた。開題註1参照。

(3) 加速償却と資本蓄積に関する実証的解説として、経済企画庁「戦後日本の資本蓄積と企業経営」九二頁、一〇四―六頁、通産省「産業合理化白書」八二―九二頁参照。

(4) 日本の税法の傾斜性については、例えば、谷山治雄氏「日本の税金」参照。

五、結 び

加速償却の徳性として私経済学者及び若干の国民経済学者の指摘する議論を検討することによつて明かになつた点はまづ次のごとくである。

1、私経済学の所謂「真実の費用計算への接近」なる説明は不正確である。

加速償却効果について

ロ、私経済学者及び国民経済学者の所謂「投資喚起の効果」は事実存在するが、この効果は企業および産業部門の不均等発展の助長という矛盾なくして発現しない。

問題の重要性はロに存在する。そしてロの論理は、1、理論的に加速償却の実施可能性に関する企業の客観的条件の吟味と、2、各国政府の減価償却政策の内容に関する事実分析によつて解明される。1について我々は、(1)加速償却に関する私経済学の説明が企業の特殊性の分析を欠くために、問題を企業一般に拡大して処理し、(2)また成長経済学の説明が成長企業の特殊性の分析を欠くために、問題を成長企業一般に拡大して処理したこと、および、(3)、両者がいづれも企業の子測の改訂を通じて説明し、企業の資

本調達力、利潤量、利潤率という客観的範疇を用いないことを示し、かつこれ等の批判を介して、加速償却の特定企業への傾斜性を説明した。同様に、加速償却効果の各産業部門への波及の分析を介し、加速償却の特定部門への傾斜性を説明した。また2について、我々は各国政府が法定する現代資本主義の武器としての加速償却の内容の一端を示した。1および2を基点とする、減価償却政策をめぐる独占資本主義下の投資活動の実証的分析を行うことは、我々の次の課題である。

附記 小論は、昭和三十二年度文部省科学研究費による研究の第一部分をなすものである。

動的二勘定学説の理論構造

武 田 隆 二

目 次

- 一、まえがき
- 二、ワルプ動的二勘定学説のもの的一般的特徴
- 三、動的二勘定学説の理論構造(その一)
- 四、動的二勘定学説の理論構造(その二)
- 五、動的二勘定学説の批判的吟味

一、まえがき

勘定学説の原初的形態をなすものは、人的勘定学説 (personaltische Kontentheorien) であることは衆知のところである。この学説は勘定を人格者と看做し、勘定間の計算記入関係を人格者間の貸借関係として擬制する方法論を基礎として成立している点に特徴があつた。しかし、近代的な企業の成立に伴い、かかる方法

論は漸次非現実的なものと墮した。この擬制的非現実性が批判の焦点となり、その反対物として登場した物的勘定学説 (materialistische Kontentheorien) によつて克復されたのである。物的学説は勘定を人格化せず、純粹に物的に把握する。そして、物的関係としての貸借対照表を勘定理論形成の出立点とする点に特徴を有する。しかし、かかる勘定学説も今日においては既に時代条件づきのものとなつて来た。というのは、近代会計のヨリ根本的課題たる成果計算 (Erfolgsrechnung)、従つてまた成果發生の動的過程が貸借対照表という静的体係の背後にかくれてしまひ、^(註) 企業の経済活動の動的過程をヨリよく捕捉し得ないという欠陥があつたからであり、そのことが動的勘定学説 (dynamische Kontentheorien) の發展をうながしたのである。

(註) 物的二勘定学説にあつては、損益勘定は資本勘定の下位勘定

動的二勘定学説の理論構造

(Unterkonten)としての地位しか有しなかつたものを、動的学説ではそれに独立の主体性を与えることに成功したのである。

動的勘定理論は、貸借対照表や損益計算書の先行過程たる成果生成の動的取引過程に着目し、それより出発して勘定理論を組立てるのである。ワルプ (Ernst Walb) は、この動的過程を交換経済的取引過程 (tauschwirtschaftliche Verkehr) として特質づけ、給付系 (Leistung) と支払 (Zahlung) の流れと対流との関連から、給付系列 (Leistungsreihe) と支払系列 (Zahlungsreihe) なる二勘定理論を樹立し、この二系列から独立に成果が二重に計算されることを論証した。ワルプの二勘定理論 (Zweikontentheorie) は、物的二勘定理論とその言葉の形式的意味において、等しく物的二勘定学説の流れを汲むかの如くであるが、その方法論において全く異なるのであつて、このことからワルプ理論は新二勘定学説の理論と称せられる所以であり、決して物的二勘定学説と同一の範疇として扱われるべきものではない。

静的勘定理論⁽¹⁾は、その性格上、財産表示乃至財産概念 (並に場合によつては資本概念) を基軸として成立するものであるが、動的勘定理論⁽²⁾にあつては、財産表示に代えて成果表示を、財産概念に代えて収支概念を基底として出立する。そして勘定理論形成においてみられる機能形態の相違は、前者が「静的体系としての貸

借対照表を出立点」(真中福一氏著「勘定学説研究」八二頁) とするに對し、後者は動的体系としての成果生成の組織的過程を出立点とするてんに相違がみられる。

註(1) ここで静的勘定理論と称するのは、その典型的なものとして物的二勘定学説 (Berliner) 物的二勘定学説 (Hugli, Schür, Nickisch) 等を指す。

(2) ここで動的勘定理論と称するのは、その代表的なものとしてワルプの二勘定学説を指す。

ここで注意すべきことは、静的勘定理論と動的勘定理論は複式簿記の特質である二面的記帳關係を前提条件として成立したという点で何等相違するところを見い出すことは出来ないのであるが、しかるに二面的記帳關係の背後にある会計思想が異なるのであり、また勘定理論形成において全く異なるアプローチを用いるという点において区別されるべき本質が存する。

近代会計のヨリ本来の課題が期間成果計算にあるということは、今日疑う余地のないところである。それ故、われわれは計算構造の体系化に當つて、なによりもまず成果が発生する現実の経営過程を勘定という形式の中に如何によりよく反映させるべきかを論理的且つ範疇的に把握することを必要とする。このような見地から、私は本稿で特にワルプの動的二勘定理論^(註)をとりあげ、その

特徴を素描し、それにまつわる問題点を吟味しようとする。

(註) ヴルプ動的二勘定理論に関する論説は、次の如き文献にみられる。

Ernst Walb, Zur Theorie der Erfolgsrechnung, ZfHf, 1923, S. 416ff.
Ernst Walb, Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betriebe, 1926.

Erich Kosiol, Formalkauf und Sachinhalt der Bilanz — Ein Beitrag zur Bilanztheorie. In: Wirtschaftsführung und Betriebswirtschaftlehre (Festschrift für Walb), 1940, S. 103ff.

Albert Märki, Modernes Rechnungswesen, Theorie — Praxis und Unterricht, 1949, S. 67ff.

山下博士著 貸借対照表の理論(昭二五年)第二編、第四章

” 損益計算論(昭二五年)第二編、第四章

黒沢博士著 簿記原理(昭二四年)第五章、第五節

” 稿 費用動態論と資金動態論(會計六九卷、一号)

林健二博士稿 ヴルプ新二勘定系列と損益計算の二途(国民経

済雑誌四〇卷、四号)

林健二博士稿 ヴルプ損益計算論(経営経済研究第九冊)

谷端教授稿 ヴルプ動的論の基底(国民経済雑誌、九五卷、六号)

畠中福一氏著 勘定学説研究(昭七年)七九—一一四頁

二、ヴルプ動的二勘定学説のもつ一般的特徴

動的勘定理論における勘定系列の問題および取引の二面性の解

動的二勘定学説の理論構造

釈の出立点は、前節で若干ふれた如く、運動形態たる成果生成の経済的取引事象に基礎をおくものである。この点が特に静的勘定理論と区別さるべき重要な側面をなす。^(註)

(註) 動的勘定理論に対するこのような理解の仕方は、今日では既に通説的なものとなつてきているようである。例えば Albert Märki は次の如く述べてゐる。

「貸借対照表理論および勘定理論の問題は、企業という客観的立場 (objektiver Standpunkt) から観察される。独立の有機体としての企業が観察の中心に立つのであつて、もはや企業家の利害が中心に立つものではない。

勘定グループビング (Gruppierung der Konten) および複式簿記 (Doppik) 解釈の出立点は、企業の内部における経済的事象である。静的理論において、その出立点は、財産状態または自己資本であつた。ところが、(動的理論では) 筆者) 企業の内部における運動 (Bewegung) 即ち動態が前面に立つ。スカンチーニは、簿記理論が実際の事実に基づかなければならぬことをはつきりと強調している。彼は計算制度における重要な事象を $G_1 - W_1 - W_2 - G_2$ なる公式で表す。ヴルプは營業事象の支払的性格と給付的性格とを強調する。シュマーレンバッハの理論は、取引過程 (Umsatzprozess) の彼の定義から由来する。(傍点) (筆者) (Albert Märki, Modernes Rechnungswesen S. 87)

ヴルプの理論は、このような動的勘定理論にみられる一般的特徴を最も明瞭にその理論体系の基礎構造として打ち出している。

ワルプ理論の内包的展開は次節以下において扱うので、ここでは立ち入った説明は省略する。

動的勘定理論はワルプによつて一応完成されたものとみられるのであるが、その先駆形態としてスガンチーニの現実的勘定理論⁽¹⁾が挙げられる。しかし「ワルプの勘定理論はスガンツィーニを直接に承継せるものではなく、シュマーレンバッハの動的貸借対照表理論の刺戟によつて成立せるものではあるが、その結果より観察するときは、スガンツィーニ説の論理的完成なりと称しても差支ないであろう。」⁽²⁾

註(一) Szanzni, G., Zur Grundlegung der realistischen Theorie der doppelten Buchhaltung, 1908. 岡本・尾上両教授共訳「複式簿記の實在論的理論」

(2) 黒沢博士著「簿記原理」九五—六頁

(註) 黒沢博士の所説にみられるごとく、ワルプ理論は、第一にシュマーレンバッハ動的理論の刺戟によつて成立したという点、および第二にスガンチーニを直接に承継せずに生れ出たものである点に特徴がある。第一の点については、ワルプ「成果計算論」(Die Erfolgsrechnung, 1926)の序文(S. 5)における彼自からの記述より明らかな点である。第二の点については、メルキの所説からも窺うことが出来るのであるが、彼はワルプがスガンチーニを引用していないという根拠からスガンチーニ理論を何も知らなかつたとみるべきであるとしている。(このような説明は若干論

証の根拠の弱い点であるが)。

すなわちメルキは次の如く述べている。「ワルプ、二勘定系統説(Zweikontenlehre)は、スガンチーニのそれと非常に類似的である。しかしながら、両者は独立して別々に発生したのである。ワルプ理論は Rothschild 商人年鑑の中で、彼が「動的経営経済学」Dynamische Betriebswirtschaftlehre という大きな章を新版で取扱つたうちで示されている。この論文は一九二二年の日付が付してあるが、他方スガンチーニの理論は既に一九〇八年サン・ガレン商業高等学校の年報の付録に現れたのである。ワルプはスガンチーニをどこにも引用していないから、彼がこの(スガンチーニの)筆者(理論)について何も知らなかつたとみるべきである」^(傍点) Albert Märki, a. a. O., S. 80.

かくして「成果計算論」においてみられるワルプ学説の根本的特徴は、成果生成の動的取引過程を方法論の基礎的出发点となすものであるという内在的特徴のほかに、外在的特徴として、次の二つの側面のあることを指摘しよう。

第一の特徴は、シュマーレンバッハに従え貸借対照表の本質が損益計算の手段であるという命題に出発し、商業計算制度就中貸借対照表と複式簿記との二つを同一の視点からその課題と構造を統一的に理解しようとする努力の中に見出す。シュマーレンバッハは Bilanz の実質的課題を動的に把握したのであるが、彼の理論は必ずしも複式簿記機構と有機的に結びついた理論構成では

ないということにワルプは意識し、シュマールレンバッハの観点を前提的出发点として、ワルプはピランツとブウフハルトウングとの有機的統一を意図したのである。その意味において、シュマールレンバッハは動的論の實質的課題の完成者であるに對し、ワルプはその形式的課題の完成者であるとみることが出来る。

第二の特徴として、ワルプは従来の文献における如く商的経営と公的経営の計算制度の差異に重点をおくべきでなく、寧ろその共通性に重点をおくべきであることを主張し、商業計算制度 (kaufmännisches Rechnungswesen) とカメラル計算制度 (kammerialistisches Rechnungswesen) を成果計算という観点から一元的に理解していることがあげられる。即ち、勘定理論の展開を商的経営のみならず公的経営の計算制度にまで拡大しているという点である。

(註) 第一、二の特徴については、ワルプ自からその序文の中で触れるところであるが、カルフェラム (Kalveram) はその書評の中で同様の如く述べている。

「著者 (ワルプ=筆者) は二つの目標を設定する。彼は商業貸借対照表が成果測定的主要課題を示すものであるとするシュマールレンバッハの結論において、商業計算制度就中簿記の構造をシュマールレンバッハと同一の観点から徹底的に研究し、且つ動的貸借対照表と複式簿記構造との統一を示している。更に、彼は取引活動 (Verkehrsleben) において通常行われているあらゆる成果計算の

動的二勘定学説の理論構造

方法就中商業簿記とカメラル簿記の共通性を明らかにしている。」
(Buchbesprechungen für "Die Erfolgsrechnung" von Kalveram. In: ZfB, 1928, S. 952)。

以上の如き一般的特徴をもつワルプ勘定理論は、その理論体系においてどのような内容をもつものであるか。次にワルプの所論につき、筆者の解釈を加え、その内容を明らかにしよう。

三、動的二勘定学説の理論構造 (その一)

計算制度 (Rechnungswesen) は、ワルプに従えば、すべて意識的な経済活動の随伴現象 (Begleiterscheinung) であつて、資本 (カピタル) 由来・変化・所在および成果に関する報告がその目的である。このような課題は、経済的諸現象の記録 (Notierung) と計算 (Verrechnung) によつて達成される。記録とは忘却を防止するためのものであり、更に計算とは記録から生ずる数の混乱に秩序性を与えた数の組織 (Zifferorganisation) にはかならないとする。そして計算は経営の解明 (Aufschlüsse) 乃至概観 (Übersichten) の必要の種類に従つて規定されるのであるが、それは就中次の四つの方角即ち (1) 債権・債務の状態、(2) 財産状態の表示、(3) 原価計算、管理 (コントロール) および統計に要する資料の提供、(4) 経営活動の結果たる成果の算定、等を明らかならしむるにある。

經營の目的が成果の獲得 (Erfolgszielung) あつてみれば、費用補償 (Kostenerstattung) が達せられたかどうか、または余剰 (Überschuss) が得られたかどうかについての報告としての成果計算が計算制度の前面に立つ。

かくの如く、近代會計において成果計算の占める役割は決定的である。それ故、勘定理論に課せられた主要な任務は、成果測定のための方法、従つて成果計算構造のヨリよき形成にある。

勘定理論の形成に當つて、なによりもまず經營の管む經濟的活動を動的過程として抽象することが必要である。ワルブは現実の經濟活動を經營と經營をとりまく市場との間の交換取引 (Tauschverkehr) として、即ち給付 (Leistung) と支払 (Zahlung) との対流關係として認識する。従つて、商業計算制度における成果計算の基礎的經濟構造を支えるものが經營の交換經濟的事象 (tauschwirtschaftliche Vorgänge) であり、この交換經濟的事象における方向を異にする二つの事象 (給付と支払) から給付系列 (Leistungsreihe) と支払系列 (Zahlungsreihe) なる二勘定理論を組立て、それより出發して成果計算を二面的に理解しようとする。

ここで成果計算とは、ワルブに従えば一營業年度内における經營の經濟的活動の結果としての經營全体成果 (betrieblicher Gesamterfolg) の測定を意味する。

工業經營にあつては、他の經營の經濟的受働給付 (wirtschaftliche passive Leistung) を受け入れ、それを費消することによつて經濟的能働給付 (wirtschaftliche aktive Leistung) を生産するのであるから、この經營成果の測定に當つては、原則として生産 (Herbringung) と費消 (Verbrauch) 乃至能働給付と受働給付の比較に基づいて得られうる。

ところで、今日の經濟社会は貨幣資本的經濟制度としての特質を有するところから、種類を異にする經濟的有価物は公分母としての貨幣ゲルトによつて測定される。ここにおいて成果計算に貨幣計算ゲルトレヒnungとしての性格が賦与される関連が見い出される。従つて、能働給付および受働給付の貨幣的表現として積極的成果要素 (positive Erfolgselemente) と消極的成果要素 (negative Erfolgselemente) を生じ、前者を収益 (Ertrag)、後者を費用 (Aufwand) と稱し、兩者の差として成果が求められる。ワルブは収益と費用概念を一般的に説明して、後者は一成果期間内で問題となるところの經營のすべての価値犠牲 (wertopfer) であり、前者はすべての価値形成 (Wertentstehung) をさるとしてゐる。

一般に經營における価値運動 (Wertbewegung) は、一方において給付の流れとしての財貨運動 (Güterbewegung) とその対流たる支払の流れとしての貨幣運動 (Geldbewegung) が存在し、他方

貨幣資本の貸借取引に基づく貨幣運動がそれに参加する。貸借取引に基づく貨幣運動は損益に関係をもたない成果、非作用的事象 (erfolgsunwirksame Vorgänge) であるから、便宜上これを考慮外におくとすれば、損益に係のある成果作用的事象 (erfolgswirksame Geschäftsvorfälle) のすべては、「入り来る給付」 (eingelende Leistung) に対し「出で行く支払」 (ausgehende Zahlung) が対立し、また「出で行く給付」 (ausgehende Leistung) に対して「入り来る支払」 (eingehende Zahlung) が対立するというごく簡単な構成を生ずる。給付と対立する支払には即時的支払 *sofortige Zahlung* (現金取引の場合 || 現金の収入および支出) と将来的支払 *Zukünftige Zahlung* (信用取引の場合 || 債権・債務の発生) とが存するが、ワルブはこれらとともに給付に対する反対給付という意味における「支払」として同一カテゴリーに統一する。

同一の取引事象を給付と支払なる二側面から対立的に把握しようとするワルブ的理解は、給付と支払が同一事象の異なる側面における把握方法であるという意味において、取引事象の二面性 (Doppelseitigkeit der Verkehrsvorfälle) がそれによつて明瞭となる。換言すれば一つの取引は常に給付側 (Leistungsseite) と支払側 (Zahlungseite) の二側面から二重に記録される訳である。この関係を図解で示すならば下表の如くなる。

経営の成果作用的交換経済的給付 積極的成果要素	経営の即時的乃至将来的収入 積極的成果要素 (唯異つて表現される)	第三者の成果作用的交換経済的給付 消極的成果要素	第三者への即時的乃至将来的支払 消極的成果要素 (唯異つて表現される)
ま た は		ま た は	
給付側全体		支払側全体	

経営の交換経済的給付 積極的成果要素	第三者の交換経済的給付 消極的成果要素	第三者よりの支払 積極的成果要素	経営の支払 消極的成果要素
-----------------------------	------------------------------	---------------------------	------------------------

上の図表からも知りうる如く、積極的成果要素 (給付に関する) に対しては、常に同額の積極的成果要素 (支払に関する) が対立し、逆に消極的成果要素 (給付に関する) に対して常に同額の消極的成果要素 (支払に関する) が対立するところから、給付側および支払側において成果を二重の方法で (in doppelter Weise) 表示しうる可能性が生ずる。

そして、ワルブは交換経済的過程においてみられる給付と支払の二つの過程に則して、給付計算のための勘定 (給付系列

勘定 (Konten der Leistungsreihe) と支払計算のための勘定 (支払系列、勘定、Konten der Zahlungsreihe) という二勘定系列を構成するのである。

この勘定グループング (Kontengruppierung) は、これまでの文献においてみられた支配的な勘定構成と本質的に異なるのである。

即ち、物的二勘定理論等の静的勘定学説では、財産表示 (Vermögensdarstellung) としての簿記の性格からグループングが規定づけられていた。それに対し、ワルプの構成は、あくまでも成果確定 (Erfolgsermittelung) という課題に基づいて形成されているのである。

給付系列の計算的表示は、成果源泉 (Erfogsquelle) に基づく計算表示であり、「何のために」(wofür) 支払がなされたかという支払の原因計算を示すものである。それに対し、支払系列の計算的表示は、支払が「如何にして」(wie) なされたか、すなわち、即時的か延期的か、どのような支払形態によつたかという結果計算の表示である。ワルプは給付系列に基づく成果の測定を直接的測定 (unmittelbar Ermittlung)、支払系列に基づく成果の測定を間接的測定 (mittelbar Ermittlung) として特徴づける。この両者の間の関係は「一般的に言つて、一方的に相殺される項目 (例えば、貸借取引に基づく支払事象 || 筆者) を無いものと考えるならば、

われわれは一方を他方の映像 (Spiegelbild) として特徴づけることが出来る」(Walb, Erfolgsrechnung, SS. 52-3)。

この二つの成果測定の方法を一つの組織的にして体系的な機構の中に統一的に総合した計算組織が、所謂複式簿記にはかならない。複式簿記法によれば、給付系列勘定の貸方に出て行く給付即ち能働給付が、その借方には入り来る給付即ち受働給付が現れる。他方支払系列勘定の借方には能働給付に対する支払 (|| 収入) が、その貸方には受働給付に対する支払 (|| 支出) が現れる。このような勘定記入の法則に基づき、ワルプはあらゆる可能な取引および二つの勘定系列への記帳関係を次の如く示している。

一、現金取引または信用取引として現れるところの給付

(借方) 給付系列 (貸方) 支払系列

または、

(借方) 支払系列 (貸方) 給付系列

二、他の給付によつて置き換えられる給付即ち、物財交換または直接的給付交換

(借方) 給付系列 (貸方) 給付系列

三、現金信用取引

(借方) 支払系列 (貸方) 支払系列

四、振替記帳

(借方) 支払系列 (貸方) 支払系列
 " 給付系列 " 給付系列
 " 支払系列 " 給付系列
 " 給付系列 " 支払系列

このように一つの取引事象は、常に給付系列と支払系列あるいは各系列で二重に記録されることとなり、ここに複式記入の勘定完成が得られる。そこで右の四つの記帳事象を方程式の形で一般化すれば次の如くなる。

$$\begin{aligned} & [1 \text{ の給付記帳額(貸方)}] - [1 \text{ の給付記帳額(借方)}] \\ & + [2 \text{ の給付記帳額(貸方)}] - [2 \text{ の給付記帳額(借方)}] \\ & + [4 \text{ の給付記帳額(貸方)}] - [4 \text{ の給付記帳額(借方)}] \end{aligned}$$

給付系列の勘定数字の総括
 = 損益勘定

$$\begin{aligned} & [1 \text{ の収入記帳額(借方)}] - [1 \text{ の支出記帳額(貸方)}] \\ & + [3 \text{ の収入記帳額(借方)}] - [3 \text{ の支出記帳額(貸方)}] \\ & + [4 \text{ の収入記帳額(借方)}] - [4 \text{ の支出記帳額(貸方)}] \end{aligned}$$

支払系列の勘定数字の総括
 = 残高勘定

この方程式より明らかな如く、収入および支出は給付の貸方数字および借方数字の他の *ブツツクゲアツドレルツク* 記帳表現を示すもので取引の二重記帳という複式簿記の原理から常に給付系列の勘定数字と支払系

動的二勘定学説の理論構造

列の勘定数字とが一致する。このことはとりもなおよさず成果の二重計算の可能性を約束するものである。

給付・支払両系列からの実際の成果の確定において、われわれは二つの決算勘定即ち損益勘定と残高勘定を必要とする。

「損益勘定 (Gewinn- und Verlustkonto) は給付系列の結果を総括するものであり、残高勘定 (Bilanzkonto) は支払系列の結果を総括するものである。それ故、この両勘定は両系列のそれぞれの要石 (Schlüsselsteine) を形造る」(Walb, a. a. O., S. 61)。

給付系列勘定を損益勘定に総合する方法に総額振替法 (Umsatzübertragung) と残高振替法 (Saldoübertragung) の二つの方法がある。前者は各勘定の借方および貸方の取引総額をそのまま損益勘定の借方および貸方へ振替る方法であり、後者は貸借合計の差額のみを損益勘定へ振替る方法である。

「この相違 (総額振替法と残高振替法の相違 = 筆者) は、単に損益勘定の統計的機能 (statische Funktion) に対して重要であるにすぎず、しかししてその計算的機能 (rechnerische Funktion) にとつて重要でなら」(Walb, a. a. O., S. 64)。

支払系列勘定のすべての残高は、決算勘定としての残高勘定に集合表示され、その貸借差額は損益勘定におけると同一の成果を表示する。

以上のことから、ワルプは次の二つの重要な命題を導びき出す。即ち、

「(1) 残高勘定はその歴史的決算機能 (historische Abschlussfunktion) を遂行することによって、必然的に支払系列の結果を総括することとなり、それにより更に必然的に成果計算の一つの用具 (ein Instrument der Erfolgsrechnung) となる。」

(2) 複式簿記において、それぞれの個々の項目の計算は二面的なものであるばかりでなく、成果計算もまた二面的なものである。二面的成果計算は、恣意的乃至自発的なものではなく、計算項目およびその勘定的表示の本質により必然的に与えられたものである」(Walb, a. a. O., S. 68)。

※

※

これまでの論述は、成果作用的事象が(1) 記帳された金高において全額当期の成果要素となること、および(2) 記帳されたもの以外に成果要素は存しないということが想定されてきた。しかしながら、今日の成果計算が期間計算であつてみれば、費用または収益がある成果計算期間に帰属すべき費用または収益以上に過大に記帳されている場合もあり、逆に過小に記帳されている場合もある。ワルプはこれらのものを過大記帳 (zuviel Verbuchte)

および過小記帳 (zuwenig Verbuchte) と呼んでいる。期間的成果計算を正しく行わんがためには、給付・支払両系列からこれら過大・過小記帳部分を除去または追加しなければならない。

動的論において当期の費用・収益と次期以降の費用・収益との期間区分を行う場合、理論的には当期において費消された給付と生成された給付とを期間的に捕捉し、費消された給付額に見合う支出額を以て当期の費用とし、生成された給付に見合う収入額を以て当期の収益として期間的に限定する。それ故、費用・収益の期間限定に際しては、給付の費消・生成の事実にて費用・収益が把握される訳であるが、費消された給付および生成された給付に与えられるべき支出額および収入額は、過去においてなされた収支のみでなく将来的収支 (zukünftige Einnahme und Ausgabe) を含むのである。ここに発生主義会計としての特徴がみい出される。

「入り来る給付——支出」であつて当期において当該給付のすべてが費消されなかつた場合 (即ち費用の過大記帳の場合)、まず当期において費消された給付 (そのの貨幣的表現としての費用) とその対流としての支出とが期間に限定され、「前計算された将来的費消額」(ein voraus verrechneter zukünftiger Verbrauch) は次期以降の給付として繰越される。簿記手続としては、入り来る給付の過大記帳分を除去するため給付系列の關係勘定の貸方に「戻し、

計算費用」(zurückverrechneter Aufwand)として記入することに
よつて借方金額と相殺する。支払系列においても同様、将来的費
消額に対応する部分だけ支出の過大記帳があるから、戻し計算費
用に相応する項目と金額を残高勘定の借方へ「戻し計算支出」
(zurückverrechnete Ausgaben)として計上し、次期の成果計算に
引き渡すのである。

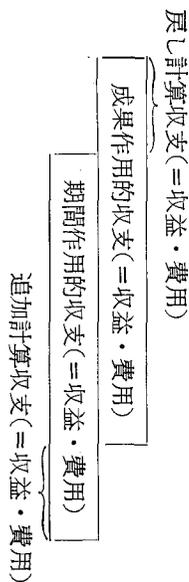
これに対し、当期において給付・費消の事実が計算上認められ
るものでありながら、未だ支出を伴っていない場合が存しうる
(費用の過小記帳)。このような未記帳の費消額のある場合には、
損益勘定借方に「追加計算費用」(nachverrechneter Aufwand)を計
上すると同時に、残高勘定の貸方に「追加計算支出」(nachverre-
chnete Ausgaben)を付加する。追加計算支出とは将来の支出を意
味するものであつて、具体的には未払費用としての性格をもつも
のである。

「出て行く給付——収入」であつて、当期において当該給付のす
べてが給付として作用せず、その効果が次期以降に互る場合(即
ち収益の過大記帳の場合)、費用の過大記帳の場合と同様に「戻し
計算収益」(zurückverrechneter Ertrag)として給付系列の關係勘
定から控除する。支払系列においても戻し計算収益に相応する項
目と金額とを残高勘定の貸方へ「戻し計算収入」(zurückverreche-

nte Einnahmen)として計上し次期の成果計算に引き渡すのである。
戻し計算すべき収益乃至収入は、第三者から受取つた利息・家
賃・地代等主として資本利用(Kapitalnutzung)に係る項目につい
て生じ、その範囲と量において戻し計算費用乃至支出よりも遙か
に小さい。

これに対し、当期において給付生成の事実が計算上認められる
ものでありながら、未だ収入を伴っていない場合が存しうる(收
益の過小記帳)。この場合も同様、未記帳の収益を損益勘定の貸
方に「追加計算収益」(nachverrechnete Ertrag)とし、残高勘定の
借方に「追加計算収入」(nachverrechnete Einnahmen)として当期
の成果計算に追加記入する。

それ故一般的にいつて成果作用的収入(収益)と支出(費用)
は決算に際し期間作用的収入(収益)と支出(費用)という観
点から期間限定をうけることとなる。この両者の關係を図解すれ
ば次の如くなる。(註)



動的二勘定学説の理論構造

(註) コジオールはこのことに関し次の如く述べている。

「それ故、原則として、成果作用的 (Grundsätzlich erfolgswirksam) 収入 (収益) および支出 (費用) と期間作用的 (Periodenwirksam) 収入 (収益) および支出 (費用) とを区別すべきである。」Kosiol, E., Formellaufbau und Sachinhalt der Bilanz, S. 105 の註e。

以上略述せるごとく、残高勘定の本源的内容 (ursprünglich Inhalt) 即ち支払系列の内容は、成果計算のため過大および過小記帳の存在する場合、給付系列のそれに見合う内容と全く同様に不完全である。それ故、給付系列においてなされた過大記帳の排除と過小記帳の追加と同額のもの支払系列においても修正を必要とした。このことから前述の給付および支払面系列からの独立な成果確定の可能性が阻害されることなくここでも成立しうることが知りうるであろう。

戻し・追加計算の結果得られる残高勘定の構成を示すならば左

残 高 勘 定	
支払系列の内容 { 現金勘定 債権勘定	資本勘定 { 支払系列の内容 債務勘定
戻し計算支出 { 商品勘定 機械勘定 建物勘定 支払家賃勘定	前受収益 { 戻し計算収入 前受地代
追加計算収入 { 未収家賃 未収利息	未払修繕費 { 追加計算支出 当期純利益

の如くである

この残高勘定の構成において、戻し計算支出は支出の戻り入れであるという意味において一種の収入であり、戻し計算収入は収入の戻り入れであるという意味で一種の支出であるから、残高勘定は「修正された収入・支出計算」(eine richtiggestellte Einnahme- und Ausgaberechnung) となつて現れる。それ故「成果は、修正された・即ち純粹に計算的な・収支の差額として現れ、その範囲および限界は根本的に貫ぬかれた費用・収益計算 (die primär durchgeführte Aufwands- und Ertragsrechnung) によつて確定される」(Kosiol, E., a. a. O., S. 106)。

※ ※

決算整理における過小記帳に関しては、期間成果計算の見地から未記帳部分を追加計算しなければならぬことは前述したが、これは将来起りうる取引事象の記帳であり「純粹の成果計算記帳」(reine Erfolgsrechnungsbuchung) たる性格のものである。この過小記帳の追加計算に際しては、未収収益・未払費用なる「計算勘定」(Verrechnungskonten) を必要とする。計算勘定は未記帳の将来的収支自体を処理するものであるから、勘定体系 (Kontensystematik) としては支払系列勘定に属する。

計算勘定は、支払系列の数字に欠けているものを付加することによつて修正するという特徴をもつものであつて、その意味において過大記帳に係る諸勘定も支払系列との関連において同じ課題をもつものであるから、これも計算勘定に含めることが出来るのである。

このような方法で勘定を構成するとすれば、次のような三つの種類を生ずる。

- (1) 正規の支払系列の勘定
- (2) 支払系列の補充のための勘定(計算勘定)
- (3) 期間費用および収益の勘定

ここで(1)と(2)とが合して在高勘定を、(3)が純粹の成果勘定を示すこととなる。換言すれば在高勘定とは残高勘定を、純粹の成果勘定とは損益勘定を意味する。ここに問題が生ずる。給付系列および支払系列と在高勘定および成果勘定との関係如何ということである。ここでは、これに対する解答に相当するワルプの記述を次に引用するだけにとどめておきたい。

「給付系列勘定と支払系列勘定の分割の場合には、計算事象の二面性(die Doppelseitigkeit)が決定的である。それに反して、ここでは成果計算に対する数字の利用が決定的である。最初の分類(給付系列と支払系列の分類)は計算の出発点(Ausgang-

spunkt)に基づくものであり、第二の分類(在高勘定と成果勘定の分類)筆者)は計算の究極目標(Endziel)に基づく。しかしながら、一方のものが他方のものからのみ演繹されるのであるから、二つの分類法は結果的に残高勘定および損益勘定による二面的成果の確定を導びくのである」と(Walb, a. a. O., S. 129)。

※

※

これまでの論述は、交換経済的過程における給付と支払の対流関係から得られた数値の記録、その記録された数値の計算的加工(die rechnerische Verarbeitung der verbuchten Ziffern)による二様の成果計算の方法を考察してきた。この方法は記帳された数字を基礎として損益計算書および貸借対照表が誘導されるという点に特徴がある。このほか勘定組織の外で調査された期首と期末における財産在高(Vermögensbestände)の比較によつて成果を測定することも出来る。このような財産比較法(Vermögensvergleich)による成果の測定を、ワルプは成果確定の第三の可能性(Dritte Möglichkeit der Erfolgsfeststellung)と称している。前の方法によつて給付系列と支払系列から測定された損益は、抽象的な損益たる性格を有するものであるに對し、財産比較法によるそれは具体的な損益たる性格をもつという点に特徴がある。

四、動的二勘定学説の理論構造(その二)

前節ではワルブの勘定理論を素描したのであるが、ここではワ
 ルブが勘定理論の出立点を成果生成の動的取引事象たる交換経済
 的事象に求め、その事象を構成する給付と支払の対立関係から給
 付系列と支払系列なる二勘定系列を演繹し、給付系列の結果を総
 括するものとして損益勘定を、支払系列の結果を総合するものと
 して残高勘定が導びかれた。そしてこの二つの勘定からそれぞれ
 独立に成果が算定されうることを論証した。

さて、そこでワルブの貸借対照表が成果計算の手段であるとい
 うことをヨリ明瞭ならしめるため、彼のピランツ・シェーマを若
 干整理して論を進めよう。

まず、ワルブの成果非作用的即時のおよび将来的収支をコジオ
 ールに従い中性的現金収支および信用収支とに區別して示す。成
 果に対し中性的な収支をその期に生じた期間収支から選出出した
 残りのものは、成果に関係ある成果作用的収支であり、これを前
 と同様現金収支と信用収支とに区分して示すとすれば下段の如き
 シェーマを得ることが出来る。

下段に掲げたピランツは、それ自体既に期間成果を独立に測定
 しうる機構であることを示している。

貸借対照表

<p>I 実際の収入</p> <p>1. 現金収入</p> <p> a) 中性的現金収入</p> <p> b) 収益作用的現金収入</p> <p>2. 信用収入</p> <p> a) 中性的信用収入</p> <p> b) 収益作用的信用収入</p> <p>II 戻し計算支出</p> <p>III 追加計算収入</p>	<p>IV 実際の支出</p> <p>1. 現金支出</p> <p> a) 中性的現金支出</p> <p> b) 費用作用的現金支出</p> <p>2. 信用支出</p> <p> a) 中性的信用支出</p> <p> b) 費用作用的信用支出</p> <p>V 戻し計算収入</p> <p>VI 追加計算支出</p>
---	--

即ち、実際の収入のうち損益に関係のない中性的現金収入
 ($I_{1.a}$)および中性的信用収入($I_{2.a}$)を差し引くならば、そこ
 には収益に関係のある収入が得られる。次に収益に関係のある収
 入であるが、当期において収益となつて解消しなかつた部分(戻
 し計算収入II V)を控除し、更に当期において収入されなかつた
 が、当期収益に加算さるべき部分(追加計算収入III)を擬制的
 な収入として加えることによつて、期間収益を算定しうる。

同様に実際の支出のうち($W_{1.a}$)および($W_{2.a}$)を差し引き、

期間収入 = 実際の現金収入および信用収入(I)

- 中性的収入(I.1.a+I.2.a) = 非収益

収益作用的収入

- 戻し計算収入 = 期間非作用的収入(V)
= 未収益

期間作用的収入 = 基礎収益

+ 追加計算収入 = 擬制的期間作用的収入(III)
= 付加収益

期間支出 = 実際の現金支出および信用支出(IV)

- 中性的支出(IV.1.a+IV.2.a) = 非費用

費用作用的支出

- 戻し計算支出 = 期間非作用的支出(II)
= 未費用

期間作用的支出 = 基礎費用

+ 追加計算支出 = 擬制的期間作用的支出(VI)
= 付加費用

期間収益

期間費用

成果

次に(II)を控除し、更に(VI)を加算することによつて期間費用をうる。そして、期間収益と期間費用の差額として成果が算定されうる関連にある。これが貸借対照表計算の性格である。

右の関係を図式をもつて示すならば上の如くなる。

この関係から動的貸借対照表の内容は、修正された収支計算の形で登場するところの費用・収益計算としての性格を有するものであることが明瞭となるであろう。

次に残高勘定と損益勘定との関連であるが、前者の内容をなす中性的収支を除き、常に給付に関する積極的成果要素と費用作用的支出とが対立し、また給付に関する積極的成果要素と収益作用的収入とが対立するものであるから、両勘定の内容は成果計算の見地から同一のものであることは前に指摘した。そこで、この関係を図解で示すならば次のようになる。(見出し符号は、ピラントゥの符号を用いている)。

給付系列の総括

<p>IV 受働給付 = 消極的成果要素 (IV.1.b+IV.2.b)</p> <p>V 戻し計算収益</p> <p>VI 追加計算費用</p>	<p>I 能働給付 = 積極的成果要素 (I.1.b+I.2.b)</p> <p>II 戻し計算費用</p> <p>III 追加計算収益</p>
---	--

積極的成果要素(I)

一戻し計算収益=期間非作用的収益(V)
=未収益

期間作用的収益=基礎収益

+追加計算収益(III)=付加収益

消極的成果要素(IV)

一戻し計算費用=期間非作用的費用(II)
=未費用

期間作用的費用=基礎費用

+追加計算費用(VI)=付加費用



実際の損益勘定では、積極的成果要素と戻し計算収益とが相殺され、また消極的成果要素と戻し計算費用とが相殺されて示されることはないが、ここでは残高勘定との関連性を明瞭ならしめるため便宜、上のような表を掲げておく。

以上の二表より明らかになごとく、ワルプの二勘定系列のもとは、同一の成果事象を原因と結果の側面から二様に記録・計算することから、

形式的には損益勘定と残高勘定においてそれぞれ独立して同一の成果を算定しうる関連を知りうるであろう。

五、動的二勘定学説の批判的吟味

ワルプ動的学説が現れてより既に三十余年、彼の学説に向けられた批判は、決してなまやさしいものではなかつた。そして、それに与えられるべくして与えられた批判は、既に出つくしたという感がないではない。今ここにそれらの批判を逐一振り返つて再吟味するとき、一方には含蓄に富む優れた批判も存するが、他方には批判のための批判になり終り、またあまりにも批判に急であつたため、牽強付会な不十分な理解に基づく批判もなしとはしない。私は右にワルプ学説の計算的理論構造を祖述したからには、なんらかの意見を開陳すべき義務を負うものである。本稿では、先学の業績に教えをおおきながら若干の問題点について私見を述べ、またワルプの行論において見い出される矛盾を指摘し、更にある論者によつてなされた批判を再批判することによつて、動的二勘定学説の正しい理解のための一里塚といたしたい。

(1) ワルプ動的二勘定学説は、会計の実務的慣習があるがままに記述したというが如き性格のものではなく、却つて純粹に抽

象的思考過程から抽出された会計のあるべき計算的勘定構造を浮彫にしたという点に一つの特徴をもつものである (Vgl. Kalveram, Buchsrechnungen für, Die Erfolgsrechnung, Z. f. B., 1928, S. 957)。

彼はまず会計の基本的な実質的課題が成果計算にあるとするシユマーレンバッハ動的観を前提条件として出発し、シユマーレンバッハに欠けていた成果測定の計算的構造を二勘定系列をもつて達成しようとする。その方法論形成の基礎的事実を成果生成の動的取引過程たる経営の価値運動に求め、この価値運動に内在する二つの運動過程に着目することより始まる。このようなワルプ的勘定理論形成の方法論は、従来の物的勘定学説ではみられなかつた大きな特質を形造つている。物的勘定学説にあつては、ビランツを勘定理論の出立点としている。既に畠中氏の指摘のあるところではあるが、貸借対照表を勘定理論の出立点とするのは、貸借対照表が既にわれわれの簿記的思维過程を通過したところの抽象的体系であるところから「此の簿記の結果とも云うべき、貸借対照表から、勘定理論を形成することは明かに、本末を顛倒した所の循環論法に陥るものと云わなければならない。」(畠中福一氏著「勘定学説研究」九三頁)。

そればかりではない。成果生成の動的過程が、貸借対照表という静的体系の背後にかくれてしまい、企業活動の動的過程をヨリよく捕捉し得ない欠陥があつたのである。ワルプは物的学説にみら

れるこのような欠陥をすべて克服することに成功した。

それ故、ワルプは一方においてシユマーレンバッハ動的論の実質的方面におけるエビゴーネであり、形式的方面の完成者であつた。他方ワルプは彼以前における物的勘定理論への批判者であり、挑戦者であり、且つその克服者であつたとみることが出来る。

(2) ワルプが簿記の動的性格を確立することに十分成功したと評するカフエラムは、更にワルプ方法を称え次の如く述べている。即ち「ワルプは計算制度を $G \rightarrow W \rightarrow G$ という交換経済的物財循環 (der tauschwirtschaftliche Güterumlauf) に則して観察する。そして、そのことから演繹された給付および反対給付の流れの中に、可能な販売事象および価値変化事象のすべてを融合している。それによつて、動的ビランツの首尾一貫せる一層の発展を生じた」と (Kalveram, a. a. O., S. 957)。

カフエラムによつてこのように高く評価されたワルプは、しからば言うところの交換経済的物財循環を統一的運動過程として把握することに成功したとみることが出来るであろうか。この点に関し、山下博士のご意見に傾聴する必要がある。即ち、博士は次の如く述べられておられる。「ワルプは国民経済現象に妥当する考へ方を、其のまま企業生活現象として把握した結果は、給付と支払と言うが如く極めて表面的、形式的な現象として之を把握

するに至つてゐる。従つて、かかる表面的、形式的な企業生活現象の把握に基く勘定理論も亦、企業生活現象の实体にふれることなく、其の表面的把握方法として終つてゐると言う点に弱点を現わすに至つてゐると言わねばならない」と(山下博士著「損益計算論」一五二頁)。

即ち、ワルブは $G-W-G'$ という統一的な過程を $G-W$ と $W-G'$ とに個別的、独立的に扱つたことの結果、資本循環過程の有機的一性を見失つた点に欠点をもつものと云わなければならぬであらう。このような欠陥を克服するものとして、博士は独自の見解を披瀝しておられる。

(3) ワルブの動的二勘定理論をもつて、本質的に一勘定システムの理論であるとする理解の仕方が存する。即ち「本源的には、彼の勘定理論が財産系統の諸勘定と資本系統の諸勘定との本質的な区別を認めず、これに代わるに、支払系列の諸勘定と給付系列の諸勘定とを対立せしめてゐる……。斯くの如く、勘定系統の性質的な対立を認めず、借入金、資本金を、現金売上債権等と共に、支払系列に綜合し、単に、支払系列と給付系列との過程的な対立を認めた点において、彼の理論は、本質的には、一勘定システムの理論である(中西寅雄教授「損益計算論」)。」

このような主張は、貸借対照表上の財産と資本とに勘定系統の本質的な対立を認め、損益勘定をあくまでも資本勘定の下位勘定

として観ようとする物的二勘定系統の会計思考の残滓を強く受け継いだ考え方であつて、そのような見地から、いきなり、ワルブ説が一勘定系統の理論であると決めつけることは論理の飛躍がある。右に引用したような考え方は、物的理論の眼でワルブ説を觀たまでのことであつて、われわれはヨリ本源的に兩者において異なる結果を誘導するに至つた方法論の相違に着目すべきであらう。ワルブの場合、給付・支払の過程的ら対立こそ本質的なものであるからである。

(4) カルフェラムは、ワルブ批判にあたり、次の如く注目すべき批判を与えている。即ち「シュマーレンバッハに対立して収支計算を独立化するということは、何か不自然な恣意的性格を有する。実際の多くの貸借対照表は、支払系列のわずかの正常項目を含むのみであるが、他方支払事象としての前計算即ち戻し計算は原則としてより沢山あるのである。それに対して給付系列と支払系列との分離および二度の独立的利益算定という見解は、すべての混合勘定(die gemischten Konten)の解決に基づき、純粹の在勘定(die reinen Bestandskonten)と純粹の成果勘定(die reinen Erfolgskonten)とを結果する。そのことを多くの企業で貫徹することは、ほとんどすくなく困難さを惹起する」(Käyeram, a. a. O. S. 957) というカルフェラムの主張は、一見問題の核心をつい

ているかの如くであるが、なお明瞭な形で読者に訴えるものを欠いている。

このカルフェラムの記述の中には、実は二つの問題を含んでいる。一つは、残高勘定（従つて貸借対照表）には、支払系列における正常項目（純粹の収支項目、即ち現金残高、および信用—債権・債務—残高）は、全体からみれば僅小に過ぎず、却つて戻し計算に基づく項目の比重が大きいから、収支計算の独立化を意図したワルプの見解は不自然且つ恣意的性格を有するとする批判である。

第二の点は、ワルプが給付系列と支払系列の対立という形を勘定理論の出発点とするのであるが、結果的には純粹の在高・成果の両勘定に組替えられることとなり、そのことは実務的困難さを惹起するとする批判である。

最初の問題点について、当期における収入を収益とし支出を費用とする会計思考は、所謂現金主義会計と称せられるものであるが（勿論、貸借取引に基づく成果非作用的収支は、収益・費用計算から排除しなければならぬことは当然である）、そのような会計に立つ限り戻し計算支出という項目はドランツの借方に生ずる余地はない。しかし現金主義会計に立脚する限り、正しい期間収益と費用の対応関係は期待されざるところから、現金主義会計に代つて發生主義会計が今日支配的な地位を占めるに至つてゐる。

動的二勘定学説の理論構造

發生主義会計をとる限り過大記帳除去のための戻し計算は必須であり、近代的会社制度の發達が戻し計算項目の比重を増大したこともまた事実である。このような背景のもとにある企業会計であつてみれば、いかに優れた勘定理論によるうとも決算整理事項としての過大記帳の除去は避け難いところである。ひるがえつてワルプの場合、給付と支払の対立関係から成果の二重計算を意図するのであるが、給付系列に属する費用の過大記帳がある場合、給付系列の關係勘定の貸方へ戻し計算費用として記入することによつて当期の費用から控除する。給付系列に過大記帳分があるとすることは、常にその対立關係にある支払系列にも過大記帳が存することを意味する。それ故、支出の過大記帳分を除去するために、相当支出額を次期の支出として繰越すために既になされた支出を収入と看做して借方記帳する。ここにも給付と支払の対立關係が保持されている。そして残高勘定は拡張収支計算となつて現れる。ここには論理の一貫性は認め得ても、不自然且つ恣意的な性格は見出し難い。

このことは次の第二の問題と関連するのであるが、給付・支払の両系列で決算をなす場合、未消費の給付が戻し計算支出として貸借対照表に付加されることが仮に不自然・恣意的なりと評するならば、逆に在高・成果の二系列で出發した場合、在高系列に存

する過大記帳分を成果系列の正常項目に付加するということも不自然・恣意的となるであろう。

第二の問題点について、カルフェラムの見解を祖述・敷衍したと思われる畠中氏の見解は注目してよい。即ち、

「彼（ワルプ＝筆者）は、給付及び支払の両系統に於て、成果が二重に計算されることを主張するが此勘定は、其のままでは成果の表示に役立たない。……従つて、成果の二重表示が行われる場合には *Walt* の給付系統と支払系統の勘定分類は事実上、在高勘定と成果勘定との対立に転化するのである。……果して然りとすれば、成果計算を重視する *Walt* は何故に、純粹の成果の二重表示を可能ならしむる所の成果勘定と在高勘定との分類を採用しなかつたのであろうか。……蓋し最初から成果勘定と在高勘定との分類法をとつても取引を *Walt* の所謂二面性に従つて記帳するに、何等支障を来たさなからである。彼の両系統が成果計算の場合に、分類の建直しを余議なくされるのは、其れ自体が純粹なる成果計算に役立たない証拠ではなからうか。また斯る後になつて建直しを必要とする勘定分類を選ぶのは、成果計算を重視する *Walt* の立場に反するものではなからうか。更に、彼が此の建直しを認め、成果・在高の勘定分類は支払・給付の勘定分類から導出され、説明されるとなすことによつて、全然前の勘定分類を捨て得な

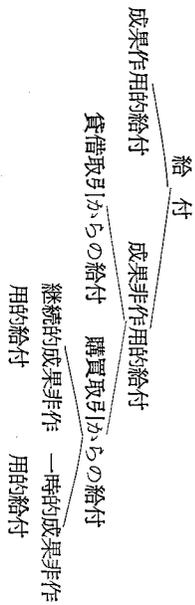
つたのは、成果計算に対する彼の勘定体系の無能と弱点とを語るものではなからうか。我々は *Walt* の根本的立場からすれば彼が最初から成果と在高の勘定分類をとるべきであつたと思う」（畠中掲書四三八）。

このように批判される畠中氏の見解は、ワルプ説の批判として若干不当なものであるように思う。以下その点を明らかにしよう。まず第一に、給付・支払の両系列がそのまま、成果の表示に役立たないことは、成果・在高の両系列によつたところで同様であること。蓋し、ワルプの給付・支払両系列が、成果・在高の両勘定に要約されるのは、全く今日の経済社会制度（發生主義会計）からの要請にはかならないのであつて、これをもつて直ちにワルプの勘定系列の無能と弱点を語るものであると断ずるのは早計である。仮に、最初から成果・在高の両勘定より出発したとしてもそのままでは成果の表示には役立たない（例えば、購入商品を購入の当初から在高勘定に記入すべきか成果勘定に記入すべきかを決定することは出来ないから）。厳密な期間計算の立場から勘定調整を必要とする。それ故、いかに優れた勘定系列をとろうとも、それからそのまま成果を算定出来ないことは言うまでもない。それ故、氏が「純粹なる成果の二重表示を可能ならしむるところの成果勘定と在高勘定」といわれるのは、なにかの誤解に出ずるも

のと付度する。

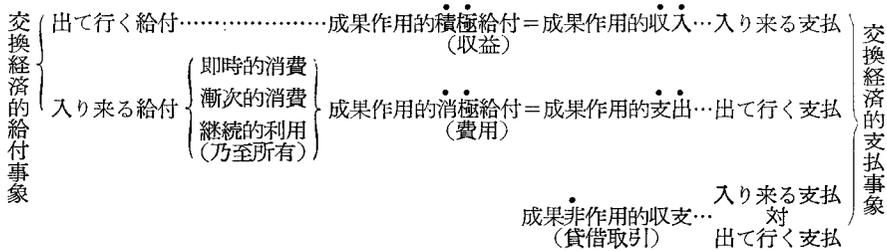
第二に、ワルブの根本的立場からすれば、彼が最初から成果と在高的勘定分類をとるべきであつたとする点。私はワルブの根本的立場（交換経済的取引過程という基礎的事実から出発するとこの成果計算思考の確立ということ）からすれば、給付と支払の対立關係に逢着するのであつて、ワルブが成果計算を重視しているという一側面から彼の理論をみるべきでなく、常に交換経済的取引過程と成果計算を表裏一体のものとして考えねばならぬものと思う。

(5) ワルブは、交換経済的給付を「貸借取引からの給付」と「購買取引からの給付」の二つのグループに分割し、更に次の如キシエーマを掲げている (Walb, a. a. O., S. 31)。



問題はかかる分類自体の中に胚胎する。それは貸借取引 (Leihverkehr) に基づく支払事象を給付として取扱うこと自体に問題がある訳である。即ち、貸借取引からの支払事象は、明らかに成果

動的二勘定学説の理論構造



非作用的な収入および支出そのものであつて、給付ではありえない。特にワルブ理論の基底には、常に原則として給付と支払との対立關係が予定されており、給付と支払とは峻別されねばならぬところのものである。給付と支払とを混同するが如き整理は、ワルブの根本思考と矛盾する。

もし仮にワルブは「貸借取引からの給付」が資本譲渡 (Kapitalüberlassung) ではなく資本利用 (Kapitalnutzung) を意味するものとして扱つたのであれば、これは明らかに成果作用的給付の分類に組入れられねばならないはずのものである。

それ故、われわれは、ワルブ的立場に立つて、その分類を首尾一貫的に秩序づけるためには、上の如き整理を必要とするであらう。

ワルブは、前掲シエーマで購買取引

動的二勘定学説の理論構造

からの給付であつて一時的成果非作用的給付を成果非作用的給付に含めているが、給付の分類という場合には、まず本来的に当該給付が損益に関係をもつものかどうかという観点から成果作用のおよび非作用的の区分を行い、次いで期間計算の立場から期間限

定をうける際に生ずる一時的非作用的給付は、期間作用のおよび非作用的の見地から分類し直すという整理の仕方がよいのではないかと思う。

一九五七年十一月十九日稿

經濟經營研究所企業經營科定例研究会

第一一六回研究会（昭和三十二年二月十三日）

最近の減価償却論争について

能 勢 信 子

所得計算には事前計算と事後計算の二つの方式があるが、減価償却に關しても事前計算あるいは forward looking と事後計算あるいは backward looking の二つのアプローチがある。報告は、事前計算の例として、G. Terborgh による近著 'Realistic Depreciation Policy' と、事後計算の典型である固定資産の原価配分計算を比較する。Terborgh の資本化計算の長所は、将来生じ得べき生産資本の変革を予測しつつ、固定資産の価値消耗を計上する方法であり、計算主体による予測を基軸とするところから主観性を免れない欠点がある。他方、通常の固定資産会計の方法は、取得原価に溯りその配分を行う方法であるから一応の客観性は持ち乍らも実物資本維持が困難であるという欠点がある。固定資産の費用計上において、生産資本の機能的維持の欠点と、データの客観性の欠点を同時に満足せしめるためにはなお解決さるべき問題を含んでいる。

第一一七回研究会（昭和三十二年二月二十七日）

電子計算機の規模と分類機能

木 谷 秀 雄

第一一八回研究会（昭和三十二年三月五日）

モルガン海運トラストの失敗

井 上 忠 勝

J・Pモルガンは（一八三七—一九二三）一九〇二年、インターナショナル・マーカンタイル・マリン会社 (International Mercantile Marine Co.) を設立した。一般にモルガン海運トラストと呼称されるものがこれである。このトラストは北西大洋航路を舞台として形成されたものであり、その傘下にはアメリカ資本系の船会社のみならず、イギリスの船会社をも加え、その支配トン数は北大西洋航路全体の約四〇%を占めた。

同時にまたこのトラストは、ドイツの二大定期船会社との間においても協定を締結し、協同関係を樹立した。

しかしこのトラストの結成はあきらかに失敗であった。当時、モルガンといえば、いうまでもなく、アメリカ最大の投資銀行家であった。一八七九年に大鉄道融資を行つて以来、彼はしばしばアメリカ産業界において重要な役割を演じてきた。モルガンが有する絶大なる資本力、彼がもちえたところの名声と信頼、而して彼が獲得したところのもろもろの企業に対する支配力、これらの点に思いを及ぼすとき、およそ彼の企てにして可能ならざるものはなしとすら思われたのである。しかしそれにもかかわらず、モルガンが非常な意欲をもつて形成したところのこのトラストはあきらかに失敗した。いうなれば、この海運トラストこそは、モルガンにおいてすらその力の限界を示さざるをえなかつたところのトラストであつた。

しからばモルガン海運トラストは何故に失敗したのであろうか。本報告はこの点に関して考察を加えたものである。(国民経済雑誌、昭三二年三月号参照)

第一一九回研究会(昭和三十二年三月二十七日)

減価償却とドマール・

アイズナーモデル

能 勢 信 子

減価償却なる会計手続が、固定資産に投下された資本の回収を介して

減価償却基金なる内部資金が造出されることは周知であるが、通常の欠点ではみぎの資金作出機能が更新の到来によつて終ると解している。これは、固定資産投資を継続的な流れとして捉えず、一回限りのものとして捉えていることによる。報告は、American Economic Journal 誌および Quarterly Journal of Economics 誌上で発表された Donar 及び Eisner のアプローチの紹介である。ドマール・アイズナーモデルは次の如くである。今 G 、 D 、 R 、 K 、 m 、 r 、 t を夫々固定資産粗投資、減価償却費、更新費、固定資産総額、耐用年数、粗投資成長率および観察時点とし、 G_0 が一弗とすれば、

$$t \leq m,$$

$$G_t = (1+r)^t = e^{rt}$$

$$R_t = G_{t-m} = e^{(t-m)r}$$

$$K_t = \int_{t-m}^t G_t dt = \frac{e^{rt}(1-e^{(t-m)r})}{r}$$

$$D_t = K_t/m$$

$$\frac{R_t}{D_t} = \frac{e^{(t-m)r} - 1}{m}$$

$$\frac{R_t}{D_t} = \frac{e^{rt} - 1}{m}$$

このモデルについて検討すれば

そこで、物価を一定とするとき、イ、静態企業では期の減価償却費は更新費以上の資金を造出しえず、ロ、成長企業では更新費以上の資金を減価償却によつて造出することができ、ハ、衰退企業では更新費を下廻る減価償却費が回収される。この考察は、インフレーション期の企業の資金循環についても示唆を与え、成長企業では、物価の上昇を、みぎの超過資金によつて耐えることができることを示している。成長経済学による問題の分析は、今後のこの面への開拓の可能性を暗示している。

第二二〇回研究会（昭和三十二年四月十日）

イギリスにおける

実現主義の生成について

上 村 久 雄

A I A スタディーグループの研究によれば、英・米において会計その他の分野における指導的権威者達は一九一三年当時一致して純財産増加説を採っており、実現主義およびこれと関連する原価主義の原則はいまだ一般に認められるにいたつていなかったといわれる。しかし、これについては既にワーンツの反論もあるように、なお疑問の余地があるように思われる。この報告では特にイギリスの場合について考察を試みた。しかしして一九世紀末期までは若干の例外をみながらも、一般的にはリトルトンの研究（Accounting Evolution, p. 216）、ガルク・フェルズの言及（Factory Accounts, 1893, p. 102）等から知られるごとく、たしかに貸借対照表的または純財産増加説の見解が支配的であったと考えられる。しかしながら、一九世紀末ないし今世紀初頭にいたつては事情は異なつてくる。その象徴的な姿はかのディクシーに求めることができる。すなわち彼においては（Auditing 5th ed. 1902, p. 270ff）究極的には、利益は損益計算書における適正な費用と収益との対応計算から算定されるものであるとの考え方がとられ、しかもそこではいわゆる実現主義の原則が指示され、いやしくも資産価値の見積増加分のごときは利益とはなりえないものとされる。更に彼の場合、表示された期間利益は所詮意見の表

明でしかなく事実の問題ではないとして、および貸借対照表は誘導法のそれとして未決残高の集計表以外の何物でもないことはこの際注意されてよい。したがつて、ここではもはやいわゆる純財産増加説の立場は放棄されているものと解され、しかししてまた彼の考え方を中心としつつ当時の会計学の方面における損益計算思考を考究するとき、少なくともこの分野においては今世紀初頭に既に実現主義の会計思考が生成しているものと考えることができる。

第二二一回研究会（昭和三十二年五月八日）

棚卸資産損益の経済的影響

渡 邊 進

取替原価が歴史的な原価を超える場合に歴史的な原価を費用とすることは費用賦課において不足を生ずる。この不足額を我々は棚卸資産利益と呼ぶ。取替原価が歴史的な原価に満たない場合に依然として歴史的な原価を費用とすることは過大の費用賦課を行うことになる。この超過額を我々は棚卸資産損失と呼ぶ。

通常の棚卸資産評価方法は価格変動のあるとき期間損益計算に自動的にこの棚卸資産損益を包含することとなり期間損益を過大又は過小に計上することとなる。このような利益の過大又は過小計算は国民経済的に如何なる影響を及ぼすであろうか。その主なるものは次の如くである。

(1) 生産要因の価格変動がある場合に、現在の取替原価に即応して製

中小企業と技術

米 花 稔

品売価を改訂することが困難となる。即ち製品売価は取替原価の騰落に遅れて騰落する。このことは価格上昇期においては製造業者は資本を所得と誤認して棚卸資産利益を消費者に分与していることを意味し、逆に価格下落期においては所得を資本と誤認して棚卸資産損失を消費者に転嫁していることを意味する。

(2) 価格上昇期における製品に対する需要の増大及び収益率の（表見的な）上昇は実際以上に楽観的な観測を生ぜしめ生産拡大のための刺激となり、原材料・生産設備等に対する需要を旺盛ならしめ、これらは合して価格上昇傾向を激化する要因となる。価格下落期においては必要以上の悲観的観測を生ぜしめ必要以上に需要は減退し、価格下落傾向が促進される。

(3) 棚卸資産損益が真の損益と誤認されることによつて、企業利益の配分が誤つたものとなる傾向を有する。即ち価格上昇期においては実質以上の利益の配分（租税・配当等に対する）が行われ価格下落期においては実質以下の配分が行われる。

(4) 企業財政においては、価格上昇期には固定資産及び在庫品に対する過大の投資が行われ、それを賄う財源との間に不均衡を生ずる。その不均衡を生ずる程度は棚卸資産利益が如何に調整・留保されているかによつて異なる。

棚卸資産評価方法の如何は直接的には期間損益に影響し、そこに現われた企業利益によつて経営活動及び利益の配分が左右されるものと考えられる限り、右に述べたような国民経済的影響を生ずるものであつて、棚卸資産評価方法の適否は個別企業の観点からのみならず国民経済的観点からも考察されなければならない問題である。

一、開 題

戦後の世界的経済繁栄の一因といわれるオートメーションを中心とする技術革新の進行が、中小企業にどのような影響を与えるものであり、又その間における存立条件がどのようなものであるか。

この場合一般的に中小企業と技術との関係を論じていたのでは問題点は明かにならない。中小企業にはいろいろの業態があるのであるから、少くともいくつかのタイプに大別して考えてみる必要がある。

二、現代技術革新の特徴

一八世紀に始つた第一次産業革命から、一九世紀を通じて、手作業から機械化への転換が行われ、個別の機械の発達、工具の進歩専門工作機械の発展がみられた。一九二〇年代に至つて、コンベアーを中心とする流れ作業方式、自動機械の発達、各種工業の電化等が進められ、これらの底に流れる原理は、標準化、単純化、専門化（Standardization, Simplification, Specialization）による大量生産方式であつた。

しかるに第二次大戦中から戦後にかけての技術発展は、更に著しい革新的特徴をもたらすこととなつた。即ち(1)トランスファマシンの発達、流れ作業工程の自動化、自動ならい加工機械、電子機械による工作機械

の制御等に見られる自動機械加工の発達、(2)化学工業金属工業等の装置産業を主として発達してきたフィードバックコントロールによる製造工程の自動化、(3)電子計算機の事務面への適用による経営管理資料の電子的処理等がそれで、これらがオートメーションとして特徴づけられつつある。これらと前後して繊維、金属、建築関係等に著しく進みつつある原料革命、換言すれば古い伝統的工業原料に対して、合成化学による新しい工業原料の挑戦も見逃すことができない。原子力の平和利用特に原子動力は主として今後の発展にかかるが、ラジオアイソトープの工業面での実用化は既に進行している。

このような最近の技術革新は、極端に人間の肉体的労働の必要を減少せしめ、頭脳的、専門的技術を必要ならしめ、人間の能力をはるかにこえた精度と速度による製造販売活動を可能にするのみならず、従来の単純な大量生産方式から、市場の競争激化に対応して少しでも、多種類生産の方式を産み出しつつある。中小企業の諸タイプは、これに対してどのように対処することとなるであろうか。

三、大企業との関連中小企業

技術の高度化、オートメーション化が大企業に進行すると、その製品の精度による質的制約、その流れによる時間的制約から、関連中小企業も、当然これにマッチした体制をとらざるを得ないであろう。

しかしこのような技術の発展は、従来の単純な大量生産から、市場への適合理化を目指して多種類化生産を進めようとしているので、その為に部品とか関連部分の組合せ等において大企業が中小企業に依存せねばならない部分が相当増大せざるを得ない。しかも自動機械加工技術の発達

が、中小企業をして専門的にこれらの一部を担当せしめることを可能にし、むしろ部品それぞれについても高度の技術と知識を要する為に、専門中小企業に依存せざるを得ないこととなる。

従つて大企業もまた関連中小企業をこのような高度の技術をもつ専門工場化の方向に積極的に育成することが必要となる。従来のような経済変動に対する危険分散的、しわよせ的政策を主とした中小企業関係に止まることは、大企業自ら国際市場における競争から脱落することを早めるであろう。このような経済変動における市場危険に対しては、電子計算機械による経営管理資料処理で適時適確な政策の樹立、市場創造への努力によるべきであろう。

他方原料革命の進行は、製品の末端仕上加工までの技術指導、一貫的品質管理を大企業自らの責任においてする必要を増すこととなり、この面からも、関連中小企業との関連の仕方が規制せられてくる。

四、大企業と競合する中小企業

大企業の技術の高度化は、これと競争する中小企業が正面からこれに追従することは当然に困難となつて、直接的に大きな影響を蒙らざるを得ない。殊に今日の技術は、大企業が多少共多種類化生産を目指していることによつて、このことを一層困難にする。

しかも原料革命を伴う新たな生産方式の発展は、製品のアフターサービスの必要性、商品の取扱上の専門知識と技能の為の卸、小売業者等の指導の必要性が増加することが、取扱業者、消費者をして一層有名メーカー製品に向わしめる。

従つてこの分野の中小企業は、自らの部分市場形成に一層の工夫を必

要とし、技術的改善、経営の合理化の努力を要するのみならず、進んで同業者の組織化による共同化によつて、専門工場の育成、アフターサービス、取扱業者指導等の可能性をつくり出し、更には高度の事務機械化の爲の計算センターの構想等に及ぶことが必要となつてくる。

五、独自の分野をもつ中小企業

量的、質的条件から独自の分野をもつ中小企業は、前述のような大企業の発展に伴う広汎な需要の刺激によつて、更に相当多くの分野を附加する可能性をもつと共に、このような技術革新の直接的影響も、前二者のタイプの中小企業に比し、蒙むることが少く稍安定的であるといえよう。しかしこの場合にも二つの弱点をもつている。

その一は、大企業の技術発展の直接的脅威をうけないだけに、自らの技術近代化への努力がなおざりにされるおそれがある。殊に中小企業の性格は、事業本位より生活的意識に動かされることが多いので、業績がある程度安定している間は、市場における相対的地位の変動に気づかずして、急激に基盤を失うことさえある。

その二は、上述のような外部の変化のわからぬうちに、原料革命の進行、市場における思わざる代替製品の出現によつて、一挙に存立条件がなくなることもある。

六、地方産業を形成する中小企業群

同業種が地域的に集中することによつて、分業組織、熟練、取引上の優位等に依存する中小企業群は、伝統的なもの、経験的なものがその発展の強みであると共に、転換期における大きな弱点である。技術革新を

中心とする内外条件の変化への適応力を欠く場合が多い。合理的考慮による近代化を可能にする風通しのよい産業組織形成の工夫がなされねばならない。

七、中小商業

製造面の前述のような動向は、これらにつらなる中小商業にも相当の影響をもたらす。

第一に、オートメーション化による固定設備の増大は、一層安定した製品を要請しこの為にメーカーは自らの販売機構確立による販方面の安定化に努力をそそぎ、卸、小売業者にわたる機構の系列的整備が促進される。

第二に、製品の種類にもよるが、アフターサービスの必要性の増大、商品の相当高度の技術的知識の要請等によつて販売活動、販売機能が多少共性格をかえてくる面が多くなる。

第三に、殊に卸売業段階においては、このような変化に即応する小売業者、消費者指導の爲の技術的、経営的コンサルタントのような機能が附加され、むしろ市場競争がこの点を一層強調することとなるであろう。

八、結 語

これらを通じて、全体としての経済政策として次の諸点が当然に考慮されねばならない。

第一に、これからの中小企業のあり方に即応した設備近代化には、金融上の援助が特別に配慮されるべきこと。

第二に、技術並びに経営に関する教育によつて中小企業関係者のレベ

ルを引上げること。従来の水準のままの人的構成による存立は困難となる。

第三に、中小企業の指導機関、研究機関は、中小企業をふくむこれらのわが国産業の経営構造を充分見極めて、これに即応する技術的指導のみならず、経営上のあり方についての指導を、有機的に進めること。

第一二三回研究会（昭和三十二年五月二十二日）

加速償却と景気変動

能 勢 信 子

理論的には成長経済学による減価償却への接近、事実として各国の産業政策が加速償却を採用しつつあることが、近年この問題に対する関心を深めている。報告は、ドマール及びアイズナーによる減価償却模型を手がかりとして、加速償却がケインズの所謂「経営財務堅実化の動機」を合法化し、消費抑圧的に作用すること、したがって、巨視的には、一時投資のハンブを作り、のちに消費のハンブを作るから、採用の時期によつては景気変動を助長すること、また部門別には、投資部門への需要の絶対的集中消費部門とくに貸金部門への需要の相対的下落を介して不均等発展を助長すること、また各企業については、加速償却を行いうる資格が、償却可能な利潤量を持つことから、これを利用し得ない企業と利用しうる企業の不均等を助長することを明かにするものである。

第一二四回研究会（昭和三十二年六月五日）

電子式会計機構導入に伴う経営管理問題

武 田 隆 二

(1) 本稿は、電子式会計機構を経営内に導入した場合に招来される経営管理構造に及ぼす影響についての臨床的・事例研究 (clinical and case study) を扱うものである。従つて、この研究は新しい会計組織への転換についての技術的側面 (technical aspects) ではなしに管理的側面 (administrative aspects) に関係するものである。

(2) 本稿は、主として Harvard Business School における経営学の准教授であるクレイグ (Harold Farlow Craig) の著書 “Administering a Conversion to electronic Accounting” 1955 を中心に、これを紹介せんとするものである。

(3) 本書をとりあげる理由は、従来の文献があまりにも機械の技術的側面の研究に終始している点に注意を促し、また本書がわが国の研究者にあまり注意せられていない点に鑑み、本書をとりあげんとする所以がある。アメリカにおいても、クレイグ氏の研究は、かなりの程度評価されている点も注目してよい(例えば、キャリフォニア大学の Paul Kirchner の書評 Accounting Review, July 1956, 参照)

(4) 第二章は、本稿において扱わんとする問題領域とクレイグの研究態度に関し、私見を加えて展開したのである。わが国においても実地調査と称する研究がないではないが、それらの特長は多くの異なる企業の既存の設備に関する外延的研究であり、機械導入に関する臨床的研究ではな

い。これに対しクレイグ氏の調査研究は、ある特定の一つの機構的設備の設置に関する**内包的研究** (Intensive study) である点に特長がある。また彼の調査方法は、科学的な方法に基づつけられており、その Interview の方法は、かなり Hawthorne experiments における Interview Program と類似の点がある等々を指摘しようとする。

(5) 第三章は、クレイグ氏の調査対象となつた The Amalgamated Insurance Company の転換前における背景と調査の対象となつた産業生命保険事業を担当する商業部門 (Commercial department) の管理状態についての記述を中心に構成されている。その事務作業は、大量の標準化せられた書式の記録と処理を必要とする「Paper industry」としての特長を有している。またこの商業部門は、高度の安定性を有していた。この組織的安定性は、雇傭の確保・勤続年数に応じた給与体系・古参権スニヤリヤを利用せる昇進・承認および棄却の系統的組織の確立等の理由に基づくものである。

(6) 第四章は、電子式会計機構の導入において、不可避免的に招来される管理の諸問題を七つの項目に分かつて説明している。特に重点は、上に述べた組織的均衡性を害することなく、これらの革命的变化を如何にして導入すべきかという点に存する。また電子式会計機構は、一方において従来からの懸案の諸問題を解決すると同時に、他方において新機構に係る新たな若干の問題を創造するに至つた点を指摘する。

(7) 第五章は、電子式会計機構への転換後における商業部門の発展的様相を七つの項目に分かつて説明を与えている。転換後書記的労働力の面で一三三名の節約が可能となつた反面、作業処理能力が増大した。また一単位当りの処理費用は低減された。部門組織の面で従来の地区的組織

(Geographical organization) の集中化と統合をもたらし機能的組織 (Functional organization) へ転換された。また機構導入の結果として書記は多くの退屈な反覆的作業から開放され、且つより変化のある作業内容が与えられた。このことは結局、熟練における upgrading と支払給料の upgrading を導びいたのである。このように電子式会計機構の事務領域オフィス領域への導入は、仕事の量を増大するばかりでなく、仕事の質を容容するのである。

(8) 第六章は、クレイグ氏の結論と推奨に係る部分を全訳で示した。
(9) 結果的にみて、この事例研究の場合は、非常な成功を帰したのである。第一に部門職能を効果的に遂行するための組織のカバステイを増大した。第二に単位当りの職能遂行の費用を低減した。その他合理化せられた点は枚挙にいとまがない程である。このような成功は、一つには当該会社の経営者の人間的側面に関する政策の合理的にして適切だった点を挙げうると思う。

(10) クレイグ氏の臨床的・事例研究の結論は、要するに転換を成功裡に達成する原動力は、経営者の「管理的熟練」(administrative skill) にあるが、かかる目的を達成するために、経営者が盲目的に従えうる一般的ルールは存しないという点にある。経営の個性性・特殊性に重点をおいていることに注目すべきである。しかしながら、それぞれの場合に對するアプローチの推奨されうる型があるとして一六の重要な問題を掲げている。

(11) わが国の場合、欧米各国において数十年に亙る技術的發展の所産が、それらの發展的過程を飛躍して、いきおい導入されんとしている一般傾向があり、その中には経験の不十分から経営の実情に必ずしも即応せざる会計機構の導入という結果を招来しつつある。その結果却つて事務

の重複と不能率を来たし「会計機械は大人の玩具に過ぎない」(川重經理正秀)という不幸な印象すら与えている現状にある。従つて、わが国の場合機械導入に関するイニシヤティブが如何なる階層から発したにせよ、A I Cの場合におけるように、先ず小規模の実験的ケースから出発し、機械に関する十分な予備的研究をなして後に、次第に大規模機械へ移行するごとき方策が望ましいと思う。

第二二五回研究会(昭和三十二年六月十二日)

映画とスライドによる

電子式会計機の説明会

ナショナル会計機株式会社 鮫島電子計算機課長

第二二六回研究会(昭和三十二年七月三日)

株式事務機械化の態様とその影響

米 花 稔

要するに、相当規模以上の会社における株式事務機械化は、従来の事務負担を著しく軽減する効果があり、しかもその場合の機械化の技術も経営内の事務機械化の内でも、最も容易な分野の一に属するものといふことができる。只これらの進行に伴つてもたらされつつあり、又もたらされるであろう問題は少くない。要約的にとりまとめると次の如くで

ある。

第一に対外的関係として、

(1) 株主関係における従来の事務処理方法ないし慣習による制約、

(2) 法令的、制度的制約、

(3) 銀行との関係における事務処理方法。

等の機械化との関係は、漸をおつて解決されつつあり、殊に機械化の急速な一般的普及に伴つてこれは一層容易となつてきた。只これらの実施に伴つて、自らの事務の合理化と、対外的サービシ化との調整が留意点となつてくる。これは経営の業種業態或は経営政策の観点等から会社によつて当然異なるべく、一律に論ぜられないけれども、少くとも考慮すべき点は如上の調整如何である。

第二に内部的関係として、

(1) 事務機械部門にとつて、株式事務の比重は低いに拘らず、仕事のピークを大ならしめる等の対外的制約から、直接的には株式部門と機械部門の協力体制がとられるべきである。

(2) 株式事務部門において、又会社内の事務全般に機械化が進行するに伴い、当面機械化の困難な残された株式事務の存在が顕著となり、これが解決への工夫努力が自ら推進されることとなる。現に一般に事務機械化においては、機械化そのものの効果と共に、その準備過程における事務の分析再検討が機械化如何に拘らず、大きいものであることがよく指摘せられている所である。

第三に株式事務に関連ある経営相互関係の機構的問題としては、上述のような個別の会社の機械化の進行の結果として、

(1) 株式事務代行制度の今後の發展、並びにその為の代行機関の形態、

存立条件等が漸次研究課題となつてくると共に、

(2) 諸会社、銀行、証券会社、証券取引所等を通じて、いずれもその代表的なものが事務機械化を実施していることより、相互の連絡、調整が今後の課題となると共に、機械化せざる企業の事務処理との調整もまた充分考慮せねばならないこととなる。これらの相互関係の調整によつてこそ、本来の事務機械化の効果が發揮せられる。

他方今日の事務機械化一般の問題にとつて、株式事務機械化の事例のもたらすものとしては、(ア) 事務機械化当初におけるテストケースとしてよい素材となると共に、(イ) 経営内でも関連部門が比較的少いので、機械担当部門と機械化業務と関係ある部門との協力体制の一事例を提供するものであり、(ウ) 最もカードの利用効率の低い場合の適用可能性を示す一事例ともなつていて、示唆する点が少くないと思われる。

第二二七回研究会（昭和三十二年七月一七日）

ユー・エス・ステールとモルガン

井 上 忠 勝

一九〇一年、ユー・エス・ステールが形成されるや、J・P・モルガンはこの会社に強大な力を獲得した。この報告は、モルガンが如何にしてこの会社に対する支配を確保するに至つたかを論じたものである。

- 一、ユー・エス・ステールにおけるモルガンの支配力
- 二、ユー・エス・ステール形成前におけるアメリカ鉄鋼業の状態
- 三、ユー・エス・ステールの形成と鉄鋼業者

四、ユー・エス・ステールの形成と金融業者

五、ユー・エス・ステール形成におけるモルガンの役割

第二二八回研究会（昭和三十二年七月二十四日）

棚卸資産に関する実体維持の問題

上 村 久 雄

ドイツ棚卸資産会計の近況の一端をうかがう意味で、Har, K., Das Problem der Substanzhaltung beim Vorratsvermögen, ZfH.F. N. F., 7. Jg. 1955を紹介し、若干の感想をのべた。まず、ハックス教授のいわゆる実体維持が「企業の継続を前提とする物的生産力の長期持続的な維持」を意味するものであることを示し、ついで、名目計算、恒常在高法、価格差準備金法、実体維持準備金法の四つの方法をかかると実体維持の観点および有用性その他の観点から吟味しつつ、このうち価格差準備金法が最も合理的なものであると主張される所以を検討した。詳細は、国民経済雑誌九六巻三号（三十二年九月）所収。

第二二九回研究会（昭和三十二年十月三十日）

北海道工業化の経営位置論的研究

米 花 稔

結論的に要点を摘記すると次の如くなる。

(1) 北海道開発における計画と実施の総合化は勿論必要であるが、試行錯誤の方法による部分的テスト段階の必要なものが今日尚すくなくない。おくれはせながら「Research」があらためて強調されねばならない。

(2) 開発が新規なもの、目新しいもののみ偏向せず、既存企業、既存活動の尊重によつて、それらの存立条件の整備をおこたつてはならない。又一般に不利といわれる中に確固たる基盤をもつ既存企業の存立条件を検討することは今後の工業開発に役立つことが多いと思われる。

(3) 北海道が経済活動の中心地域より隔つていること、中核工業が点的にシングル・インダストリー・タウンを形成していることが、道内中小企業経営者は勿論、北海道産業発展の具体的推進のにない手である代表的企業の経営者層の思考態度、経営政策にも、ややもすれば惰性に安住する危険を包蔵する。大企業の経営管理政策、経営担当者の後継者育成等における留意点である。

(4) 農林産資源依存工業の、北海道農業との密接な関係から生ずる農工調整問題については、特に配慮を要する。即ち北海道の農業経営指導は、このような工業の諸企業における農家指導との立体的関係が緊密にとられねばならない。同時に、従来この種工業は、専ら農業の保護的役割を主としてきているが、二次産業発展の観点から、工業経営の本来もつている論理性からも、農業政策を再検討する必要がある。

(5) 鉱産資源依存工業の発展は、中核企業を主体とする関連産業の育成策でなければならぬ。その為には中核企業の本社機構、営業部門の主体に対する北海道の実態の理解と開発の方向についての協力体制が検討されねばならない。

(6) 市場依存工業の発展については、経済単位の規模を達成する為に、

北海道、東北地方を一体とする市場の確保が極めて重要な条件となる。

その為の青函連絡貨物特殊運賃の引下げ、従つてこれと競合関係にある一般海上運送費用の引下げが前提条件となる。このことは、北海道の生計費引下げに役立ち一般的に工業の存立条件を改善することとなる。

(7) 北海道市場依存工業といえども、北海道、東北地方をこえて、全国市場を対象とする特殊製品の造成への努力が怠られてはならない。北海道という小規模の不安定市場への安住がこのような企業意欲を失わしめているように思われる。

(8) 近時マーケティングの考え方の下に、市場の実態の把握、それに伴う販売計画、販売促進、製造計画が樹立される方向に一般企業は進みつつある。この点北海道は、一般商業機構の外に、農業団体、鉱工業企業による配給機構の比重が大きく、前述のようなマーケティングの考え方とか、近代的販売促進政策をそのままとることを多少困難ならしめるものがある。この点について、北海道の特殊性を考慮しつつ、積極的に市場開拓の研究が必要であらう。

以上の諸点を通じて、特徴的にいい得ることは、次のことである。

(9) 人間的惰性 (Human inertia) が、北海道という多少共自然的に形成されている地域的独占性 (Spatial monopoly) の上に、醸成される危険があるので、この際合理的思考態度によつて、各側面に再検討を必要とするということである。このことは、不利といわれる立地条件の内において、それに限定せられつつも、若干の方向において新たな企業育成の可能性をもつ。

(10) 以上のことが北海道の消費生活についてもいい得る。消費生活の惰性的考え方を捨てて、合理的思考による再編成が案外に成果をもたら

すである。北海道の工業発展の基盤としての立地条件形成について、
 迂遠なようで、最も正統的な方向の一であると思われる。

第一三〇回研究会（昭和三十二年十二月四日）

事務会計機械化特別講義

本学経営学部の要請によつて当研究所協力のもとに学生を対象とする

十二月四日	会計機械の種類と特性及び適性領域 一、記帳式会計機 二、パンチ・カード式会計機 三、電子式会計機 四、機械の実地操作	経済経営研究所 渡邊教授
十二月五日	事務機械化論	経済経営研究所 米花教授
十二月六日	西独製キントレ自動式会計機152型の 操作によるクロスフーター、レジス ター等の機構の説明並びに適用例 映画「ナショナル31号式会計機による「経 理事務の機械化」	楠田事務機株式 会社 小川・大橋氏 担当
十二月九日	電子計算機発達の概要と電子計算機 の種類 映画「電子頭脳」R・Rユニバック 電子計算機 二、NO TIME FOR COOKIE JAR R・R・U・C・T	吉沢会計機株式 会社 吉沢幹夫氏 担当 経済経営研究所

会計機械化に関する講義を左記の日程によつて行つた。

今回は記帳式会計機については西独製のキントレ自動式会計機につ
 いて楠田事務機株式会社担当者の説明があり、電子計算機については
 吉沢会計機株式会社専務の説明があつて非常に興味が持たれた様であつ
 た。

第一三一回研究会（昭和三十二年十二月十一日）

複会計制度の損益計算論的意味再論

上 村 久 雄

損益計算論の観点からみると複会計制度のもつ重要な意味は、その
 所得観、および損益計算思考の二つの点にみとめられる。まず、その所
 得観が実物資本維持思考に立つものであることは既にしられていてとこ
 ろであるが、これはその根底に企業永続性の理念がとられたことによる
 ものと考えることが出来る。しかもここで注目されるべきことは、かか
 る理念が単に企業自体のもつ性格のみによるものではなく、実は多分に
 当時の鉄道企業における出資者の性格ないし要請に起因するものであつ
 たことである。このことは、当時当局者がこの制度を定めるに当つて何
 よりもまず投資家の要請を受入れなければならない事情があつた、のみ
 ならず彼等投資家が企業の永続とそのための物的元本の維持を特に要請
 するものであつたところから明らかにされる。

つぎに第二の点について我々は、当時の一般の会社会計が、イギリス

の伝統として複式簿記を前提とする損益法の会計に立ちながら、しかもなお貸借対照表的（ないし純財産増加説的）利益概念をとつていたのに對して、この制度のもとでは専ら本来的な損益法損益計算思考（費用収益的損益計算）がとられ、また貸借対照表自体の性格も単なる残高表としての地位に位置づけられていること、しかもかかる考え方が爾後漸次イギリス会計に少なからぬ影響を及ぼしている等の事実を鑑みて、ここに本制度を以て貸借対照表中心の損益計算思考から損益計算書重点の損益計算思考への重点移動の契機をなすものとして重要な意味をみとめるのである。またこのような観点からみるときの会計制度をイギリスにおける近代会計の嚆矢としてみる事が可能となる。

第一三二回研究会（昭和三十二年十二月十八日）

シュマーレンバッハ

動的貸借対照表の勘定理論的意味づけ

武 田 隆 二

周知のごとく従来支配的であつた財産計算を基調とする静態観の対立物として登場したシュマーレンバッハ動的論は、その結論の深遠さと精緻さとがその学説を学界の共有物にまで昇華し、確かに不動のものとしての地歩を確立しえたのである。シュマーレンバッハ理論はそのような優れた意味をもつものではあるが、なお彼の動的貸借対照表論には論理の一貫しない若干の箇所が残されている。そのうちこれまでに活潑な議論の焦点をなしたのは、動的貸借対照表上の貨幣項目に関する解釈に注

がれている。この問題をめぐつて種々の意見が対立しているが、しかしこれらの意見はシュマーレンバッハ解釈論として、あるいはその発展的解釈論として十全のものではなかつたようである。この議論の解決における唯一の鍵は、シュマーレンバッハ動的ピランツを勘定理論との関連において理解する仕方ではなければならないように思う。

動的ピランツが成立する先行過程としての勘定系列の問題は、シュマーレンバッハにおいて十分意識されていなかつた。実はこのことに多くの矛盾が胚胎する。

シュマーレンバッハ動的論は、収支一元論であるといわれる。だが収支一元論という論理をもつては、その論理の一面性の故に、企業会計の全体的構造を統一的に理解することは出来ず、貨幣項目の解釈をめぐつて理論上の欠陥を暴露するに至つてゐる。そのような欠陥の生じた根本の理由は、彼シュマーレンバッハが動的ピランツの成立する過程的構造を意識していなかつた点に帰するのではなからうかという疑問から、彼の動的貸借対照表の中に内在している勘定理論的構造は如何なるものであるかを浮彫にしようとするのが本稿の眼目であつた。結論論的について彼の理論は収支一元論ではなく、却つて収支二元的構造を内包してゐたということである。このことは彼が全体計算において収支計算と給付費用計算が原理的に一致するという前提を措定したときに既に条件づけられていたのである。貨幣系列と財貨系列という二つの勘定系列に支えられた勘定理論構造こそ、まさにシュマーレンバッハ動的論の勘定体系にほかならないことを指摘しようとした。つまり貨幣項目が未解消項目に対する付加物としてではなしに、ピランツの本来的内容を形造るものとしてみななければならない訳である。

シュマーレンバッハもワルプもピランツの本質を、成果計算の手段性に求める点において全く同一であるが、前者が全体計算を、後者が交換経済的取引過程を基礎的事実として理論構成の出立点に措定していることが、却つて両者の内面的関連性を不明確ならしめていた。だが本稿の考察によつてシュマーレンバッハ理論の中には、既に二勘定系列の思考が潜在しており、それを純化したのがワルプ理論であることを明らかにし、更に二つの動的論には原理的に大きな乖離を認めることが出来ないことを指摘しようとした。

執筆者紹介（執筆順）

武田隆二	能勢信子	井上忠勝	米花稔	渡邊進
……	……	……	……	……
助手・経営経理部門	助教・経営経理部門	助教・企業経営部門	教授・企業経営部門	教授・産業経営科長 経営経理部門

企業経営研究（既刊）目次

- 第一号** 昭和二十六年刊
 我国の監査役の現状とその批判
 税法における減価償却
 労働組合と賃銀のインセンティブ制度
 交通機関の発達と土地の利用転換
 工業地帯形成の条件
- 第二号** 昭和二十七年刊
 株式額面金額の引上げ
 税法における棚卸資産評価
 経営位置の競合と地帯構成
 G・C・アレン著
 「パーミンガム及びブラック・カントリの産業発展一八六〇—一九二七」研究
 産業構造の統制原理
 統計カードの摩擦係数について
- 第三号** 昭和二十八年刊
 再評価に関する若干の基本問題
 内部牽制・内部監査の構造
 我が国における会計機械採用の限界とその段階
 賃金形態と総原価
 アメリカ南部工業発展の経営位置論的考察
- 第四号** 昭和二十九年刊
 貸借対照表分析に関する一考察
 産業規模の計画経済的原理
 地方産業存立条件の事例研究
 ——岡山県農業用発動機工業について——
 グラフアスの経営発展段階説
 アメリカ税法における LIFO の成立
 社会会計論の基本的性格
 会計の機械化とその監査

久保田音二郎	渡辺進	古林喜楽	野村寅三郎	米花稔	平井泰太郎	渡辺進	米花稔	井上忠勝	宮田喜代蔵	其阿彌辰雄	渡辺進	久保田音二郎	戸田義郎	大塚俊郎	古林喜楽	米花稔	山下勝治	宮田喜代蔵	米花稔	井上忠勝	渡辺進	能勢信子	増崎宗弘
--------	-----	------	-------	-----	-------	-----	-----	------	-------	-------	-----	--------	------	------	------	-----	------	-------	-----	------	-----	------	------

- 第五号** 昭和三十年刊
 後入先出法の根拠
 地域的集中度と経営の業態
 アメリカ紡織機工業成立期における
 請負組織制工場制度
 機械化会計の意義とその限界
 戦後化学肥料工業の復興過程とその意義
 価格変動と財務諸表分析
 使用者費用と資本消費
- 第六号** 昭和三十一年刊
 基礎在高研究
 経営の地域的分化とその理論
 社会会計と勘定設計の理論
 (研究) RR. UNIVAC. File Computer システム
第七号 昭和三十二年刊
 小売棚卸法の発展
 シングル・インダストリー・タウン試論
 ——経営の地域社会関係——
 モルガンによる産業会社支配の特徴について
 社会会計と企業部門
 エレクトロニク・データ・プロセシングに
 おける分類機能
 価格水準調整について
- (併刊) 国際経済研究 第八号
- 東南アジア市場と日本貿易
 ——朝鮮動乱後の推移について——
 社外船の系譜——その二——
 移住者の母村
 国際金融政策の一断面
 ——後進国投資の効果的事例的研究——
 国際分業と再生産
 米国貨物優先積取法に関する一考察

目次

川田富久雄	佐々木誠治	齊藤広志	藤田正寛	片野彦二	山本泰督	米花稔	渡辺進	井上忠勝	久保田音二郎	新野幸次郎	増崎宗弘	能勢信子	渡辺進	米花稔	能勢信子	木谷秀雄	渡辺進	米花稔	井上忠勝	能勝信子	井上忠勝	能勝信子	木谷秀雄	上村久雄
-------	-------	------	------	------	------	-----	-----	------	--------	-------	------	------	-----	-----	------	------	-----	-----	------	------	------	------	------	------

R É S U M É

Allocation of Inventory Costs and Factors of Inventoriable Costs

In view of its important influence on periodic income, reasonable methods of allocating inventory costs must be investigated so as to properly determine periodic income. By 'reasonable methods of allocating inventory costs' we mean those which, generally speaking, must fulfil the following requirements:

(1) The total of the cost of goods sold and the cost of inventory on hand must be equal to the total of the cost of beginning inventory and the cost of goods received during the current period.

(2) Such methods must attain the same result in allocating inventory costs whether they are first applied to determine the cost of goods sold or to determine the cost of the inventory on hand.

(3) The assumptions as to the flow of cost factors underlying such methods must have theoretical bases to support them.

(4) The first-in, first-out method, the weighted average method and the last-in, first-out method are all ones which satisfy the foregoing three requirements.

A proper determination of periodic income, however, cannot be achieved merely by a proper allocation of inventory costs, since an improper treatment of inventoriable costs would render such determination impossible even if the allocation procedure applied were correct. Like the allocation of inventory costs, the treatment of inventoriable costs should aim at charging against revenue cost sacrificed to earn such revenue. From this point of view we cannot endorse the crude view that all cost variances arising under the current standard cost system should be disposed of as period costs of the current period. No doubt the current standard cost system has for its object the exclusion of waste and inefficiency, but this is by no means a sufficient reason for disposing of cost variances as period costs.

Susumu Watanabe

Professor of Accounting

Research Institute for Economics and Business Administration

Kobe University

The Problems of Associated Industries with Large Core Factory in the "Single Industry Town"

—A Case Study in One Shipbuilding Town—

The recent development of our regional industrialization has been giving rise to a considerable number of "single industry town." One large factory of a certain scale of enterprise is founded in a local town which had few or no industries

before. In such a town, the concerned core factory necessarily have problems on many types of community relations, to which the writer referred generally in the preceding number of the annual report.

In this case study which is illustrated according to the actual survey, he approaches the relation between the core large shipbuilding factory and its associated small industrial firms in one single industry town. In the town which has such a characteristic industrial structure, the business activity of the associated small firms has been not only affected highly by the business policy of the core factory, but also the latter has been conditioned considerably by the former. Therefore both have many different features from these in the central industrial districts.

In conclusion, the small firms are relatively closely supported by the core factory, so that they are apt to lose adaptability to the changing conditions, neglecting to strengthen their competitive power in the external business world. It is expected, that the town is to develop to have more or less diversity in her industrial structure, the core factory is to lead the associated firms to rationalize and modernize themselves economically and technically.

Minoru Beika

Professor of Plant Location,

The Research Institute for Economics & Business Administration

Kobe University

The United States Steel Corporation and J. Pierpont Morgan

The United States Steel Corporation has been known as the most representative "Morgan Company" since its formation in 1901. When the steel trust was formed by acquiring ten large companies, J. P. Morgan and his partners and associates were placed at the head of the giant organization. The testimony of J. P. Morgan before the Pujo Committee in 1912-13 made it apparent that the board of directors was under the strong influence of the investment banker who was also the member of the board. Beside Morgan himself, Robert Bacon was the chairman of the Finance Committee and was succeeded by George W. Perkins, another partner of J. P. Morgan & Company. Elbert H. Gary, the chief executive officer of the corporation, was also close to Morgan.

The Morgan domination over the company was acquired, not through stock ownership, but by its financial services to back the formation of the steel trust. Support of bankers and financiers was essential to the consolidation which was intended to absorb ten large companies with an aggregate capitalization of about \$ 867,550,000. A syndicate, headed by J. P. Morgan & Company, was formed to subscribe sufficient cash to back an arrangement for exchanging the new corporation's stock for that of the constituent companies. The syndicate then entered

into an agreement with the corporation by which they undertook to secure at least 51 per cent of the stock of the constituent companies. The result can best be shown by quoting from Arunde Cotter's *United States Steel: A Corporation With A Soul* (1921).

“Practically all the stockholders of the old companies, satisfied that with the Morgan backing the new company its success was fairly well assured, took advantage of the exchange offer, with the result that at the end of first nine months of its existence less than 1 per cent of the old securities were still held in the hand of the public.....”

The United States Corporation stands as a striking example of the Morgan control which was extended through consolidation.

Tadakatsu Inoue

Assistant Professor of Business History

The Research Institute for Economics and Business Administration

Kobe University

On the Effects of Accelerated Amortization

The many literatures of “accelerated amortization” are concerned exclusively with the earlier recovery of capital and the profitable re-investment on the point of private economy. They have little to say about the effects of it to the national economy, and there is no corresponding theory but some devices by the “theory of growing economy” (Domar, Eisner). Our research aims to investigate the firm's situation to be able to introduce the accelerated amortization, untouched by the above literatures. The condition to be fulfilled by such a firm' is as follows;

- i. Ability to finance the investment
- ii. Capacity to absorb deductions and
- iii. Ability to maintain the average rate of profit and of dividend after deduction. A few firms, probably, giant ones have these conditions.

It should be clear from this conclusion that the Domar-Eisner analysis on the accelerated amortization is not so complete.

This leads us to the consideration of the relation between the firm in general and the growing firm by amortization. For, consider first, the conditions of accelerated amortization; the application is limited to the giant firm only, by the reasons that, (1) the firm should have the revenue over amortization and (2) maintain the average rate of profit afterwards. Next, we note that changes in the relative situation which follow particular changes in capital of the giant firm, increase the unbalanced growth of the sectors in national economy. The very nature of such repercussions can be understood as follows; (1) even if the average rate of profit remains constant, the giant firm will bear free competition in the period of amortization, until it should grow more steadily by the effects of the re-

investment of its own capital and the decrease of interest, (2) the corresponding investment demand will re-occur to giant firms, and (3) the structure of national economy can be changed by the unbalanced amortization, advantageous for the giant firm in general, which is the very restriction of the present accelerated amortization policy.

Nobuko Nosé

Assistant Professor of Social Accounting

The Research Institute for Economics and Business Administration

Kobe University

The Theoretical Structure on “Die Dynamischen Kontentheorien.”

“Die dynamischen Kontentheorien” which are set up in opposition to “die statischen Kontentheorien”, start from the dynamic transaction process in accruing income that is a prior process of balance sheet and income statement, and from the dynamic process construct the account systems. Professor Ernst Walb characterizes the dynamic transaction process as “den tauschwirtschaftlichen Verkehr,” establishes “die Zweikontenreihentheorie,” die Leistungsreihe and die Zahlungsreihe, from the opposition relations between Leistung and Zahlung, and bears it out by proof that income can be independently computed from these two account successions.

Tho’ die statischen Kontentheorien in its character came into existence at the base of property calculation (eine Vermögensrechnung) and property concepts (ein Vermögensbegriff), die dynamischen Kontentheorien on the contrary stand at the foundation of receipts and disbursements concept (der Einnahme— und Ausgabebegriff) instead of Vermögensbegriff as well as income calculation (die Erfolgsrechnung) instead of Vermögensrechnung.

The distinctive features of Walbsche account theory are as follows: first, we shall find it in endeavour that intends to uniformly understand two affairs of the commercial accounting systems, especially the balance-sheet and the double book-keeping from the same viewpoint, by starting from the proposition that the balance-sheet is useful as a direct means in income determinations: second, uniformly making clear both the commercial accounting (das kaufmännische Rechnungswesen) and the public utility accounting (das kameralistische Rechnungswesen) from the viewpoint of income accounting.

As walb insists that the fundamental facts of accounting rest on dem tauschwirtschaftlichem Verkehr, all income transactions (erfolgswirksam Vorgängen) follow that “die eingehenden Leistungen” correspond with “die ausgehenden Zahlungen” and “die ausgehenden Leistungen” do with “die eingehenden Zahlungen.” The nature of two faces in transactions (Doppelseitigkeit der Ver-

kehrsvorfälle) will be clear from these relations. Therefore we shall be able to gain a possibility that income is indicated in double ways with Leistungsseite and Zahlungsseite.

Since income accounting is a periodic calculation now, there are not only some cases where expenses and revenues are entered more in account-books than those to be belonged in a certain period, but also another case where those are done less. Walb calls the former case "Zuviel Verbuchte," and the latter case "Zuwenig Verbuchte." We should exclude or add those "Zuviel und zuwenig Verbuchte" from "Leistungsreihe und Zahlungsreihe" in order to perform correctly a periodic accounting.

In practical accounting procedures, "Zuviel Verbuchte" are transferred future accounting periods as "Zurückverrechnete Ausgaben" (Debtor on balance sheet) and "Zurückverrechnete Einnahmen" (Creditor). In the same manner "Zuwenig Verbuchte" are delivered future periods as "nachverrechnete Ausgaben" (Cr.) and "nachverrechnete Einnahmen" (Dr.). Therefore balance-sheet constructs following fashion ;

Bilanzkonto

Inhalt der Zahlungsreihe	Inhalt der Zahlungsreihe
Zurückverrechnete Ausgaben	Zurückverrechnete Einnahmen
Nachverrechnete Einnahmen	Nachverrechnete Ausgaben

As "Zurückverrechnete Ausgaben" on a structure of the above balance-sheet are kinds of receipts in the meaning that it is a return of disbursements and "Zurückverrechnete Einnahmen" are sorts of disbursements in the same sense, this balance-sheet means a modified receipts and disbursements calculation (eine richtiggestellte Einnahme—und Ausgaberechnung).

Ryuji Takeda

Assistant in Accounting Section,

The Research Institute for Economics and Business Administration

Kobe University

THE RESEARCH INSTITUTE FOR
ECONOMICS & BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

Director: Ginjiro SHIBATA
Secretary: Toshio HARA

GROUP OF BUSINESS
ADMINISTRATION RESEARCH

Susumu WATANABE	Professor of Accounting
Minoru BEIKA	Professor of Plant Location
Yasutaro HIRAI	Professor of Business Administration
Tadakatsu INOUE	Assistant Professor of Business History
Nobuko NOSÉ	Assistant Professor of Social Accounting
Hideo KITANI	Engineer of Business Machinery
Hisao KAMIMURA	Assistant in Accounting Section
Ryuji TAKEDA	Assistant in Accounting Section

GROUP OF INTERNATIONAL
ECONOMIC RESEARCH

Ginjiro SHIBATA	Professor of International Trade and Marine Economics
Fukuo KAWATA	Professor of International Trade
Kiyozo MIYATA Hiroshi SHINJO	Professor of Economics Professor of International Finance
Torasaburo NOMURA	Professor of Transportation
Taro KAWAKAMI	Professor of Private International Law
Jiro YAO	Professor of International Finance
Tei-ichi YAMASAKI	Assistant Professor of Area Study on Latin America
Seiji SASAKI	Assistant Professor of Marine Economics
Hiroshi SAITO	Assistant Professor of Area Study on Latin America
Masahiro FUJITA	Assistant Professor of Area Study on Latin America
Hikoji KATANO	Assistant Professor of International Trade
Hiromasa YAMAMOTO	Assistant in Marine Economics Section

Office: The Kanematsu Memorial Hall,
THE KOBE UNIVERSITY
ROKKO, KOBE, JAPAN

昭和33年3月25日印刷
昭和33年3月30日發行

編集兼發行所
神戸市灘區六甲台町
神戸大學經濟經營研究所
印刷所
奈良縣天理市川原城
天理時報社

KOBE UNIVERSITY

Business Review

ANNUAL REPORT

VIII

CONTENTS

- Allocation of Inventory Costs and Factors
of Inventoriable Costs.....Susumu WATANABE
- The Problems of Associated Industries with
Large Core Factory in the
“Single Industry Town” Minoru BEIKA
- The United States Steel Corporation and
J. Pierpont Morgan..... Tadakatsu INOUE
- On the Effects of Accelerated
Amortization Nobuko NOSÉ
- The Theoretical Structure on
“Die Dynamischen Kontentheorien”.....Ryuji TAKEDA
- Résumé (in English)

THE RESEARCH INSTITUTE FOR ECONOMICS
AND BUSINESS ADMINISTRATION
KOBE UNIVERSITY

1 9 5 8